ディスクロージャー誌
JA香川県レポート2021

DISCLOSURE 2021

スローガン
農業と地域に全力投球

JA香川県

はじめに

平素より皆さまには格別のご愛顧を賜り厚くお礼申しあげます。

当JAは、積極的な情報開示に努め経営の透明性を高めるために、本年もディスクロージャー誌「JA香川県レポート2021」を作成いたしました。

本誌では、皆さまの当JAに対するご理解を一層深めていただくため、経営方針、事業の概況、農業振興活動や事業のご案内などについて、わかりやすく紹介させていただくことを心掛けました。

今後とも、一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申しあげます。

令和3年7月　香川県農業協同組合

目　次

ごあいさつ …… 1
経営理念 …… 2
経営方針 …… 3
経営管理体制 …… 3
中期経営計画（令和元年度～令和3年度） … 4
JA自己改革への取組状況 …… 6
事業の概況（令和2年度） …… 10
最近の5事業年度の主要な業務指標の推移 … 13
自己資本の状況 …… 13
農業振興活動 …… 14
支店協同活動の取組み …… 16
社会的責任と貢献活動 …… 18
リスク管理・コンプライアンスへの取組み … 20
JAバンク・セーフティネット（貯金者保護の取組み） … 28
事業のご案内 …… 29
組合員数 …… 45
組合員組織の状況 …… 45
地区一覧 …… 45
特定信用事業代理業者の状況 …… 45
役員一覧 …… 46
組織機構図 …… 47
店舗一覧 …… 48
店舗外ATM一覧 …… 51
JA香川県グループの構成と連結事業概況（令和2年度） … 54
店舗配置図（令和3年7月1日現在） …… 58
当JAのあゆみ（沿革） …… 66

資料編（単体ベース） …… 67
経営資料（単体ベース） …… 68
資料編（連結ベース） …… 91
経営資料（連結ベース） …… 92
財務諸表及び連結財務諸表の正確性にかかる確認 … 107
会計監査人の監査 …… 107
法定開示項目の掲載ページ …… 108

プロフィール（令和3年3月31日現在）

設立	平成12年4月
本店所在地	高松市寿町一丁目3番6号 電話087-825-0200（代）
出資金	249億円
総資産	2兆137億円
貯金	1兆8,852億円
貸出金	2,064億円
長期共済保有高	3兆100億円
販売品取扱高	378億円
購買品供給高	184億円
組合員数	140,926人 （正組合員59,780人、 准組合員81,146人）
職員数	3,361人
単体自己資本比率	17.32%

香川県JAビル

※　本誌は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
本誌に掲載されている計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計と一致しない場合があります。
なお、金額は表示単位未満の場合は「0」、0円の場合は「－」で表示しています。

ごあいさつ

経営管理委員会会長
港　義弘

代表理事理事長
木内　秀一

平素は、当JAの事業運営に対してご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。最近の農業情勢、自己改革への取組みと令和2年度の事業活動の成果につきましてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症等について

新型コロナウイルス感染症は、感染力の強い変異株の発生などもあり、令和2年度も感染拡大を続け、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による人流の制限、農畜産物の需要減少や価格低迷など、経済や農業経営に大きな影響を与えました。当JAでは、感染拡大防止のため、生産者部会、青壮年部、女性部、年金受給者友の会など多くの方が集まる総会等の行事や活動を自粛してきました。また、毎年大勢の方が来場されるふれあい祭りや香川県JAグループ感謝祭の開催も中止させていただきました。組合員・利用者の皆さまに多大なご不便とご迷惑をおかけしていることをお詫び申しあげます。

このようななか、3密対策や衛生管理等の感染防止対策を徹底したうえで事業を継続するとともに、組合員の皆さまの農業経営の安定化と県産農畜産物の消費拡大を図るため、2億円規模の「新型コロナウイルス感染症緊急対策事業」を創設したほか、政府が実施する「経営継続補助金」や「高収益作物次期作支援交付金」の申請支援を実施しました。

自己改革への取組みについて

規制改革をめぐる情勢については、令和3年6月に「規制改革実施計画」が閣議決定されたことにより、改正農協法施行5年後の見直しが事実上決着し、准組合員の事業利用規制や信用事業の代理店化について一律的な規制が導入されないことが決定しました。同計画では、JAが組合員との対話を通じて改革を続けるため、①農家所得向上の目標を含む改革の具体的な方針、②全事業の中長期の収支見通し、③准組合員の意思反映と事業利用の方針を総代会で決定し、実行・改善を繰り返す「自己改革実践サイクル」の構築が明記され、今後も自主的な改革の継続が求められています。

当JAでは、令和3年3月開催の第24回臨時総代会で「JA香川県『不断の自己改革』取組宣言」を決議し、今後とも地域になくてはならない存在であり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて、総合事業経営を基本とした「不断の自己改革」に取り組むこととしています。さらに、准組合員を「正組合員とともに、香川の農業や地域の発展を支える組合員」と位置付け、地域農業に対する理解促進や協同活動への参画を進めています。

また、将来にわたり自己改革の取組みを継続するため、持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて、店舗機能再編計画と同実行計画を決定し、店舗機能の再編に取り組んでいます。営農経済事業については、農林中央金庫が提供する「営農・経済事業の成長・効率化プログラム」を導入して収支改善に取り組むとともに、営農経済事業関連施設の再編も含めた将来ビジョンの策定・実現に取り組んでいます。

事業実績について

令和2年度は、事業実績で販売事業を除く信用事業、共済事業および購買事業で計画を達成し、経営収支では事業総利益、事業利益および経常利益とも計画を上回り、当期剰余金では29億99百万円となりました。

剰余金処分では、令和3年度以降も自己改革に継続的に取り組むため、「農業振興・地域活性化積立金」として3億円を積み立てました。疫病や自然災害等により農業経営に多大な損害が発生した際には、「緊急対策事業」を活用して継続的に農業経営への支援に取り組みます。

今後も、食と農を核にした心に響く総合事業サービスの提供により、将来にわたり組合員と地域の皆さまに必要とされる組織であり続けるため、「農業と地域に全力投球」してまいります。

最後に、組合員・利用者の皆さまの力強いご支援を賜りますようお願い申しあげますとともに、ご健勝とご多幸をご祈念申しあげ、ごあいさつとさせていただきます。

令和3年7月

経営理念

1　JA香川県は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。

1　JA香川県は、地域のみなさまと共に生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。

1　JA香川県は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

◆ 経営理念設定の趣旨

戦後の高度経済成長以来、わが国は大量生産･大量消費とともに大量廃棄を繰り返し、経済合理性至上主義の価値観で邁進してまいりました。

その結果、経済的には便利で豊かになったものの、他方で、都市の過密問題と農村の過疎問題を派生させ、そのことが社会、環境、教育、農業、農村などさまざまな分野に歪みをもたらし、わが国の将来に暗い翳を落としています。その上、人間社会に元来、必要であった家族関係や長年培われてきた伝統･文化といった精神的充足感が軽視される風潮が広がっています。

しかし、近年、こうした社会現象から『共生』の概念が生まれています。生産者と消費者、都市と農村などさまざまな立場や組織の人々が、立場を超え、世代を超えて尊重し合い、助け合うという相互扶助の精神でこの時代を生き抜く知恵こそが『共生』の理念であり、それは、とりもなおさず、私たちの協同組合運動の基本理念とも符合しております。

そもそも、JAは組合員や地域のみなさまの日常の『くらし』そのものを事業とした組織体であり、その基本理念は、みなさまの営農と生活の向上を図り、その活動を通じて地域社会に貢献することにあります。

JAを取り巻く環境は日増しに厳しくなっていますが、この厳しい時こそ、組合員や地域のみなさまの日常生活におけるあらゆる場面において真にかけがえのない組織として信頼され、的確な助言と支援のできるJAでありたいと願っております。

そのため、JA事業を通じて農業の多面的機能や農村の持つアメニティ（居住性）の発揮に努め、「ゆとり」と「やすらぎ」と「いやし」を創造し、心ゆたかな地域づくりに積極的にかかわっていきたいと考えています。

さらに、協同組合運動に共鳴した組合員ならびに地域住民参加のもと、地域農業を守ることこそが食料生産や環境保全などわが国の社会経済全体にとって有益であるものと確信しています。

経営方針

1.農業振興と地域社会への貢献

農業は、食料の安定供給や環境保全など生命維持産業として、私たちが「生きる」ことを根底から支えるものです。一方、農業をめぐる環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、農地の荒廃等に加え、市場原理の導入、内外価格差の縮小が求められているなか、農畜産物の輸入自由化が進展するなど極めて厳しい状況になっています。

このため、JAには、地域農業の特性を活かした基本目標を設定し、これらの実践を通じた農家所得の向上、地域の活性化、地域特産物の育成、低コスト高品質な作物づくりのための生産体制、生産基盤の整備、さらには健康·福祉·環境への取り組み、いきがいづくり、伝統や文化の継承などを通じて住みよい地域づくりが求められます。

当JAは、「夢のある農業」、「活力ある地域社会」の実現のため、組合員と役職員が力と英知を結集し、地域特性や郷土さぬきの風土を活かした農業振興と心のゆたかさを実感できる生活環境の提供に努めます。

2.組合員と消費者の満足度向上

JAは日常生活のあらゆる場面に密着した事業を営んでいます。各種商品やサービスが多様化·高度化してきたなかで、利用者のニーズは安全、安心でかつ健康志向になってきており、さらにはゆとりや安らぎ、癒しを重視する傾向が見られています。

また一方で、サービスの価値を形成するうえで、提供する側の「人」にも質的な向上が要求されます。人材の育成を通じてJAが提供するサービスの質を高めるために、役職員の専門的知識とモラールの向上、また、併せて勤労意欲を高める人事管理制度の定着化の必要性を認識しています。

当JAは、「組合員と消費者の笑顔」を目標に、ニーズに応える商品·サービスの探求と人材の質的向上を常に追い求め、真心のこもった商品·サービスの提供に努めます。

3.信頼と期待に応える経営

信用共済事業収支による経済事業収支の補填を期待した収支構造からの脱却と、より効率的·効果的な事業運営を徹底し、合併メリットを具体的に感じることができる事業運営の確立が必要です。また、度重なる不祥事を反省し、組合員や利用者からの信用を回復する取り組みが急務となっています。

このため、部門別自己責任体制の確立を図るとともに、多様化するリスクに対応するため、財務基盤の一層の強化に努めることと、経営の健全性と信頼性を高めるためのコンプライアンス態勢や各種リスク管理態勢の確立を図らなければなりません。

当JAは、「強靭な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上とコンプライアンスを重視した組織風土の醸成に取り組みます。

経営管理体制

当JAは農·食·地域を起点とする協同組合であり、組合員や利用者の意思を広範に反映するとともに業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、JAの運営にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、多様で専門的な業務を適正に執行するため、代表理事理事長のもと、代表理事副理事長を管理·信用共済担当と営農経済担当の2名体制とし、信用、共済、営農、経済事業とリスク統括·コンプライアンス、企画、総務について常務理事を配置しています。併せて、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

中期経営計画（令和元年度～令和3年度）

【3つの基本目標と基盤強化】

「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」への取組みの継続・強化、それを支える**「組織・経営基盤の強化」**を重点課題として取り組みます。

【総合事業の強みを発揮】

総合事業サービスの充実により、農業振興と地域活性化に取り組みます。

【第6次中期経営計画のポイント（3つのプラン）】

組合員の「声」を起点として、事業・活動に取り組む

組合員の「声」を聴き、相互理解を深めるとともに、対話を行う「組合員との対話活動」を継続し、組合員の一層の意思反映や運営参画を進めることにより「わが農協」意識の醸成に取り組みます。

●農業振興プラン「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」

農業者の多様なニーズに応える、「営農指導」、「スマート農業への対応と新たな農業の提案」、「農業生産支援・経営支援事業の強化」、「販売力の強化」に取り組みます。

- ●生産者類型に応じた農業生産・経営支援メニューの提案
- ●マーケットインに基づく新たな栽培品目や技術情報等の提案
- ●ロボット技術・ICTを活用した超省力・高品質生産技術の提案（スマート農業の推進）
- ●スマート農業、農業支援メニュー、農地の仲介・斡旋等に一括対応する「農業生産パッケージ」の提案
- ●品目特性を考慮した生産管理・支援メニューの提案
- ●物流の効率化や仕入強化等による生産コストの削減
- ●就農セミナーの実施、新規就農者の確保・育成
- ●耕畜連携による畜産農家の課題改善と園芸品目の収量・品質向上
- ●総合品目マーケティングの強化（「かがわ産」ブランドの強化）
- ●業務用・加工用需要に対応した生産・販売システムの確立
- ●生産者部会と連携した有利販売の強化（直接販売・契約的取引の強化）
- ●地元消費者への安全・安心な農畜産物の提供（農産物直売所の強化）

●地域活性化プラン「地域の活性化」

組合員と地域のみなさまの多様なニーズに応える協同組合ならではのサービスの提供により、地域社会における役割を発揮します。

- ●支店協同活動の継続・強化、女性部・青壮年部との連携
- ●香川県の「食」と「農」の応援団（産直利用者等）との関係強化
- ●買物難民や孤食の対策強化
- ●生協等の地域の協同組合や多様な組織との連携強化
- ●産官学と連携した「食」と「農」を基軸とした事業の創造
- ●総合事業の相談・提案活動の高度化、新サービス等の提案
- ●支店・事業所等の「小さな拠り所」としての機能強化

●組織・経営強化プラン「組織・経営基盤の強化」

組合員の加入促進に引き続き取り組むとともに、多様な組合員の意思反映の仕組みを構築し、協同組合組織としての組織力を高めます。（組織基盤の強化）

農業振興・地域活性化の取組みの継続にあたり、総合事業経営の強化、収支改善の取組強化、新たな事業の創造による収支構造の再構築、生産性向上、内部統制整備等により、経営の安定化をはかります。（経営基盤の強化）

- ●組合員加入の促進、多様なニーズを把握する仕組みの構築
- ●准組合員の意思反映の仕組みを構築（農業振興のパートナー）
- ●組合員ニーズを踏まえた学習活動の実施（メンバーシップ強化）
- ●IT等を活用した業務の一層の効率化
- ●事業運営の不断の見直し、新たな事業モデルの創造
- ●店舗・施設の機能見直し、統廃合による適正配置
- ●高度・複雑化するリスクに対応する、リスク管理態勢の強化
- ●気概のある人材確保・多様なニーズに応え心に響く対応ができる人材育成

第6次営農振興3か年計画の概要

【農業振興プラン】

1　農業者の多様なニーズに応えます。

- ●営農振興対策事業を活用した農業振興と生産面積の拡大
- ●麦の排水対策等の基本的栽培管理励行による単収確保
- ●軽量品目や地産地消の品目の推進
- ●酪農ヘルパー要員の確保
- ●組合員との意見交換の実施
- ●地力増進作物の推進
- ●大口農家へのコンテナ直行条件提示による利用件数の拡大

2　スマート農業の研究と新たな農業の提案に取り組みます。

- ●営農支援システムの導入･運用
- ●施設の環境、養液コントローラ等の制御システムの開発

3　農業生産支援の強化に取り組みます。

- ●無料職業紹介所による農業者への労働力の紹介･斡旋
- ●導入地区での「あきさかり」の生産拡大推進および講習会の実施
- ●対象品目の面積拡大
- ●受精卵移植関連事業等を活用した和牛子牛の出荷頭数の増加
- ●市況に負けない農薬価格の設定による生産コストの低減
- ●適正な施肥設計の基礎となる土壌分析の実施
- ●ふれあいまつり等の各種イベントによる「おいでまい」の普及
- ●フィールド支援の推進
- ●初妊牛展示購買会の計画的開催
- ●肥料の満車直行によるコスト低減

4　販売力の強化に取り組みます。

- ●残留農薬自主分析の実施
- ●米の複数年契約の実施
- ●重点パートナー市場との連携による系列化販売の強化
- ●オリーブ牛の脂質向上に向けたオレイン酸計測
- ●GAP認証取得支援
- ●大口生産者、担い手への戸別推進と説明会の開催
- ●事前商談･契約的取引の強化
- ●讃岐もち豚利用量の拡大

【地域活性化プラン】

5　組合員･地域のみなさまの多様なニーズに応え、協同組合ならではの地域社会における役割を発揮します。

- ●ファーマーズマーケット･産直の売上拡大
- ●コープかがわとの連携によるライフラインとしての役割強化

JA香川県の「食」と「農」を軸に地域とつながる総合事業（概念図）

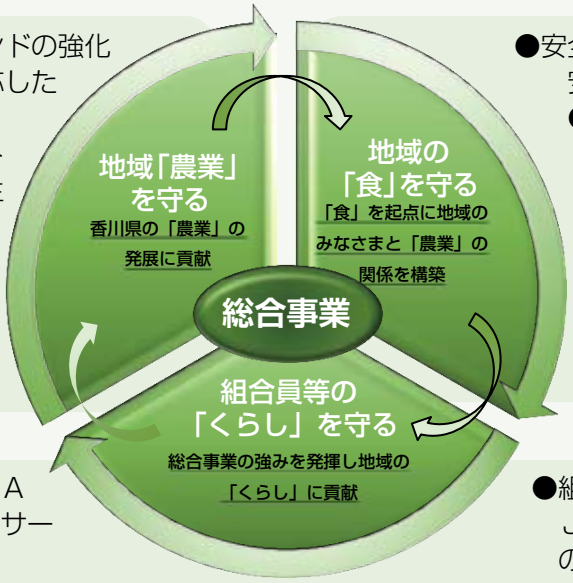

- ●「かがわ産」ブランドの強化
- ●多様なニーズに対応した販路の提案・拡大
- ●作業受託・スマート農業等による農業生産支援・経営支援
- ●農地の保全と斡旋・ＪＡ経営型農業による地域農業基盤の維持
- ●安全・安心な農畜産物の安定供給
- ●農産物直売所を核とした新鮮な農畜産物の提供
- ●香川県産農畜産物レシピの考案・食べ方提案による地産地消の提案
- ●総合事業によるＪＡならではの商品やサービスの提供
- ●組合員の期待に応えるＪＡらしい「思いやり」のある職員の育成
- ●組合員訪問活動の展開による地域の安全・安心への貢献

総合事業を支える揺るぎない組織・経営基盤

JA自己改革への取組状況

◆ 農業振興アクションプログラム

「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」に向け、「高度化成肥料の一括集中購買による肥料価格の低減、市況に負けない肥料価格の設定」など27施策に具体的な数値目標を設定して取り組みました。

【成果目標に対する取組結果】

取組項目	令和3年度までの取組目標	令和2年度の取組結果
販売品取扱高(産直売上高含む)200万円超の生産者数	3,300名	3,074名
うち800万円超の生産者数	830名	793名
主要野菜10品目の作付面積	2,630ha	2,503ha

主要野菜10品目の作付面積内訳

品　目	作付面積(ha)			品　目	作付面積(ha)		
	令和3年度目標値	令和2年度実績	目標比		令和3年度目標値	令和2年度実績	目標比
青ネギ	181	155	−25	キュウリ	27	27	0
アスパラガス	68	67	−0	ミニトマト	17	19	2
ブロッコリー	1,400	1,335	−64	タマネギ	80	73	−7
レタス	620	596	−23	ニンニク	80	78	−2
ナバナ	97	94	−3	イチゴ	56	55	−1
				合　計	2,630	2,503	−126

（1）販売力の強化

販売力強化による農業者の所得増大のため、多様な販売方式の実施等に取り組みました。

令和2年度の取組項目	目標	結果
米の播種前複数年契約数量・契約金額	7,000t、14億円	7,000t、16億円
園芸作物の直接販売事業取扱高・取扱率	19億円、8.0%	17億97百万円、8.4%
主要野菜10品目の主要中央卸売市場における平均単価対比より5%以上高い品目数	10品目	6品目 (青ネギ、ブロッコリー、レタス、キュウリ、ミニトマト、タマネギ)
和牛の平均単価に対するオリーブ牛の平均単価	+160円/kg	+52円/kg
ファーマーズマーケット・産地直売所の売上高	43億円	42億37百万円
GAP認証経営体数	3経営体(累計6経営体)	2経営体(累計7経営体)

米の荷受け作業

オンライン販売会議

（2）生産･出荷コストの引下げ

生産･出荷コスト削減のため、肥料供給価格の引下げ、農薬･出荷資材の規格見直しによるコスト低減、ドローン防除による労力負担の軽減等に取り組みました。

令和2年度の取組項目	目標	結果
高度化成肥料（オール14･16）等の価格低減（市況価格対比平均）	5%安	11.7%安
肥料満車直行便数	175車	216車
農薬の大型規格取扱アイテム数	63規格	62規格
低コスト農機の推奨機種等（トラクタ）販売台数	150台	207台
ドローン防除作業面積	350ha	369ha

肥料満車直行便

ドローン防除

（3）生産拡大の支援

生産拡大の支援のため、フィールド支援･荷造り調整支援の強化に取り組みました。また、労働力･新規就農者を確保するため、農業インターン制度･アグリワークの活用等に取り組みました。

令和2年度の取組項目	目標	結果
フィールド支援の拡充（支援メニュー数、支援面積）	36メニュー、1,350ha	36メニュー、1,099ha
荷造り調整支援の拡充（支援量）	19,600t	18,824t
農業インターン新規就農者数	10名（累計128名）	10名（累計126名）
JA香川県就農奨学金受給者数	5名（累計18名）	2名（累計15名）
新規園芸施設の拡大面積	3ha（累計6ha）	2ha（累計5ha）
アグリワークでの人材紹介マッチング件数	135件	214件

フィールド支援（定植支援）

荷造り調整支援

（4）農業者の多様なニーズへの対応

農業者の多様なニーズに応えるため、営農指導機能の強化、担い手サポーターによる対応、無担保融資商品等を活用した機動的な農業融資の実行等に取り組みました。

令和2年度の取組項目	目標	結果
営農指導機能の強化（営農指導員数、指導員巡回件数）	268名、35,000回	272名、50,092回
担い手サポーターによる経営計画提案件数	150先	151先
故障の未然防止を目的とした農機点検台数	2,000台	1,703台
農業融資新規実行額	20億円	12億43百万円 （うちサンライズ1億43百万円）

営農指導

担い手サポーター　担い手訪問

◆ 地域活性化アクションプログラム

「地域の活性化」に向け、「支店協同活動の継続･強化による地域コミュニティの活性化」や「他の協同組合との連携による地域の活性化」などを含めて、14施策に具体的な数値目標を設定して取り組みました。

（1）協同組合ならではの地域社会における役割の発揮

協同組合としての社会的役割の発揮、農業への関心や協同組合活動への理解を図るため、地域に密着した支店協同活動の実施、SNS等のWebメディアを活用した積極的な情報発信等に取り組みました。

令和2年度の取組項目	目標	結果
支店協同活動実施回数	113店舗×3回	合計765回
女性部と役職員が連携した活動実施回数	26地域女性部×2回	「ゴミ0（ゼロ）530」清掃活動実施回数　38回 仲間づくり応援企画実施回数　84回
青壮年部新規盟友数	5名	6名
直売所利用者数	390万名	374万名
ホームページ･SNSによる情報発信回数	月2回以上	ホームページ（旬の情報　12回） SNS（Facebook　69件、Instagram　69件）

（2）協同組合間連携等の強化

地域の農業と暮らしの向上に貢献するため、他の協同組合・行政等と連携して地域の活性化・安心して暮らせる地域づくり等に取り組みました。

令和2年度の取組項目	目標	結果
コープかがわとの共同店舗数	累計2店舗	累計3店舗（共同店舗2店舗）
各市町との見守りネットワーク協定締結・活動協力	未締結市町と見守り協定を順次締結	土庄町、綾川町と締結（累計12市町）

コープかがわ「ここね飯山」

綾川町見守り協定書　締結式

（3）組織基盤の強化

組合員等の組織基盤を強化するため、組合員との対話活動、准組合員の意思反映や運営参画の方法などの検討に取り組みました。

令和2年度の取組項目	目標	結果
広報誌（きらり）等により組合員との対話活動を報告	2回	2回

◆ JA香川県「不断の自己改革」取組宣言

令和3年3月27日開催の第24回臨時総代会で「JA香川県『不断の自己改革』取組宣言」が決議されました。今後とも、当JAが地域になくてはならない存在であり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて、総合事業経営を基本とした「不断の自己改革」に取り組みます。

JA香川県「不断の自己改革」取組宣言

当組合は、組合員の皆さまのご要望に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする自己改革の実践に全力で取り組んでいます。

これまでの自己改革の取組みにつきまして、平成31年に実施した「JAの自己改革に関する組合員調査」において、正組合員の皆さまからは、一定の評価と自己改革に一層期待するとのご回答が、准組合員の皆さまからは、総合事業の必要性や地域農業を応援したいとのご回答が多数を占めました。

当組合では、こうした組合員の皆さまの声に基づき、正組合員と准組合員が一体となった運営を実現するため、准組合員を「正組合員とともに、香川の農業や地域の発展を支える組合員」と位置付け、准組合員の皆さまの声も運営に反映するとともに、一層の事業利用と組合員組織や協同活動へ参画を進めます。

今後とも、当組合が、地域になくてはならない存在であり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員の皆さまのご意見、ご要望を運営に反映し、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでいきます。

事業の概況（令和2年度）

◆ 全般的概況

令和2年度は、「農業と地域に全力投球」をスローガンに掲げた「第6次中期経営計画」と「第6次営農振興3か年計画」の2年目として、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を基本目標に掲げた「JA自己改革」に継続して取り組むとともに、将来にわたって持続的な経営を行うために「組織・経営基盤の強化」に取り組みました。

具体的には、将来にわたり組合員と地域の皆さまに必要とされる組織をめざして「農業振興プラン」、「地域活性化プラン」、「組織・経営強化プラン」の3つのプランを設定し、さらに実践に向けた行動計画として、「農業振興・地域活性化アクションプログラム」を設定して取り組みました。「組織・経営強化プラン」では、持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて、支店・出張所の機能再編や営農経済事業の成長・効率化対策に着手しました。

新型コロナウイルス感染症については、感染防止対策を徹底したうえで事業を継続するとともに、農業経営に影響の出た農家に対して多面的な支援を行いました。また、11月に県内で発生した高病原性鳥インフルエンザについては、被害を受けた養鶏農家等に対する経営支援を行うとともに、収束に向けて行政の防疫作業に協力しました。

令和2年度の事業取扱高については、販売品取扱高を除く貯金、貸出金、長期共済新契約高、購買品供給高で事業計画目標を達成しました。

経営収支については、信用事業、購買事業、販売事業の事業総利益は事業計画目標を下回りましたが、共済事業総利益が事業計画目標を上回り指導事業経費が減少したため、全体の事業総利益は266億円となり、事業計画目標を達成しました。また、事業管理費の削減により、事業利益は28億円、当期剰余金は29億円となり、ともに事業計画目標を達成しました。

◆ 信用事業

●貯金

貯金については、新型コロナウイルス感染症の影響で需要が落ち込んだ県産農畜産物の消費拡大につなげるため、抽選で県産農畜産物等が当たる「地域応援定期貯金『エール2020夏』・『エール2020冬』」を発売しました。なお、非対面取引の必要性が高まっていることを踏まえ、同商品は従来の店頭窓口での預入に加えて「JAネットバンク」での預入を可能とする等、利用者の利便性向上に努めました。

この結果、令和2年度末の貯金残高は1兆8,852億円（前年対比101.2%）の実績となりました。

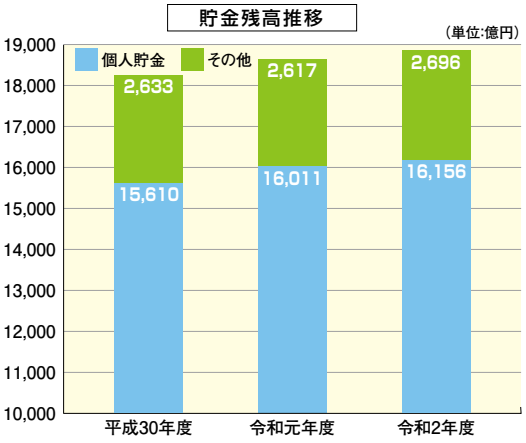

●貸出金

貸出金については、農業メインバンクとしての対応力の強化に向けて、担い手サポートセンターと連携した訪問活動の実践を通じて、農業者の金融ニーズの把握および適切な農業資金の提供に努めたことにより、農業融資新規実行額は12億43百万円となりました。

また、高松・丸亀のローンセンターを中心とした営業活動により住宅ローン残高の伸長を図った結果、令和2年度末の貸出金残高は、2,064億円（前年対比104.6%）の実績となりました。

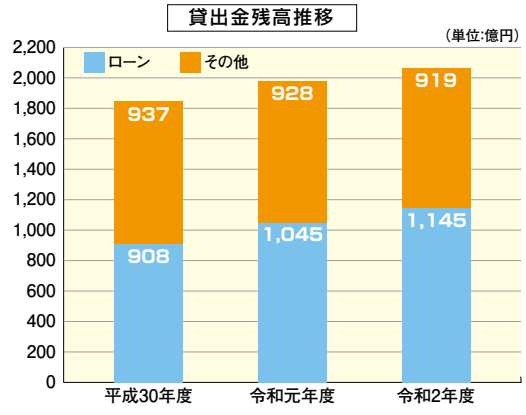

●資産形成・運用等支援

ライフプランサポートの実践として、組合員・利用者一人ひとりの資産状況・資産運用ニーズの把握に努めたうえで、投資信託を活用した資産形成・運用、遺言信託を活用した資産承継についての提案活動を実践しました。

◆ 共済事業

●長期共済

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する「新しい生活様式」を踏まえた3Q訪問活動を通じて、組合員・利用者の皆さまに寄り添い、不安の解消に努めました。また、あんしんチェックによる保障点検活動と保障ニーズに合わせた「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提案を行い、組合員・利用者の皆さまとのつながりを強化しました。さらに、身近な生活習慣病のリスクに備えた商品「特定重度疾病共済」を新設し、多様なニーズに対応しました。

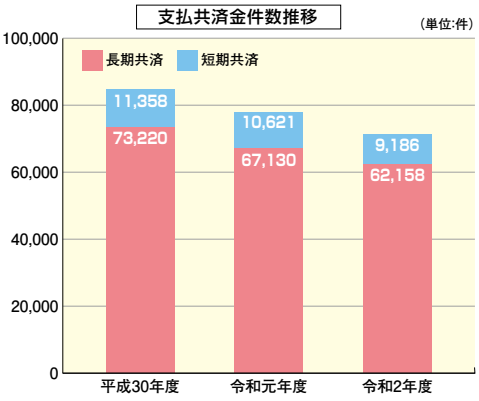

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた共済契約者に対して、共済掛金の払込猶予期間の延長および共済証書貸付の金利免除等を実施しました。

タブレット型携帯端末機「Lablet's（ラブレッツ）」と決済専用機器を利用することで、ペーパーレス・キャッシュレスによる迅速な契約締結に取り組み、組合員・利用者の利便性向上に努めました。

その結果、令和2年度の新契約高は、2,143億円の実績となりました。一方、令和2年度の支払共済金は、件数で62千件、金額で696億円となりました。

●短期共済

自動車共済の未加入者へのアプローチとして、「自動車共済お見積りキャンペーン」を実施し、自動車共済契約拡大に努めました。また、自動車事故対応について、県下2拠点の安心サポートセンターを中心に、現場急行による事故時の不安解消、契約者への丁寧な説明およびアドバイス等契約者対応力の強化を図りました。

その結果、令和2年度の新契約高は、共済掛金47億円の実績となりました。一方、令和2年度の支払共済金は、件数で9千件、金額で25億円となりました。

◆ 営農経済事業

●営農指導事業

JAの総合事業を展開することによる担い手経営体等への事業提案を強化するとともに、農業の付加価値の増大、生産トータルコストの低減、担い手育成、労働力支援・確保等に取り組むため、「第6次営農振興3か年計画」に基づき、営農振興対策事業（事業費ベースで6億96百万円、JA助成ベースで1億23百万円）を実施しました。

米については、天候不順等の影響はあったものの、水稲作況指数は平年並みの「100」となりました。また、集荷対策事業（令和元年産米の出荷数量より20俵以上増加した生産者に対して300円／俵の助成）の効果もあり、主食用米集荷量は前年より増加し19,305tとなりました。多収品種「あきさかり」の作付面積は1,200haに拡大しました。

野菜・花きについては、営農振興対策事業等の助成事業の活用や品目別推進大会を開催し、作付面積拡大に取り組みましたが、レタス、タマネギ、青ネギの3品目においては、近年の厳しい販売状況を受け、作付面積が減少しました。

果樹については、果樹経営支援対策事業や「さぬき讃フルーツ」生産拡大事業の活用により優良品種である香川小原紅早生みかん、さぬきゴールド、シャインマスカットなどへの転換促進（18ha（改植9ha、新植9ha））を行いました。

その他、園芸インストラクターによる栽培技術指導等の支援、メール配信等による市況情報や営農指導情報の提供、農業インターン制度による新規就農者の育成支援などに取り組むとともに、食の安全・安心対策の実施（講習会等を通じた農薬の安全使用の啓発、残留農薬自主分析の実施、産直店舗における表示内容指導および加工食品の抜き取り検査、生乳処理室の美化衛生管理の改善指導など）や、農作業事故に備える労災保険への加入促進などに取り組みました。

●販売事業

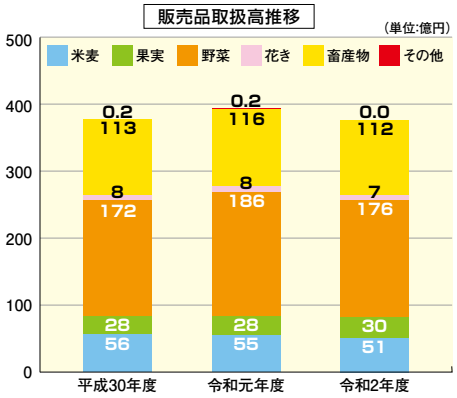

令和2年産「おいでまい」は、一般社団法人日本穀物検定協会の「米の食味ランキング」で2年連続で最高評価「特A」を獲得しました。

令和2年産麦（小麦・はだか麦）については、播種時期が天候に恵まれたことから、作付面積は前年より増加し2,751haとなりました。生育期は高温傾向で推移し、適正な肥培管理により、小麦・はだか麦とも2年連続で大豊作となり、集荷量は両麦合計で10,579tとなりました。

園芸作物については、県のイメージ戦略として「さぬき讃ベジタブル」、「さぬき讃フラワー」の認証制度が開始され、「さぬき讃フルーツ」と併せて制度を活用し、県産青果物の知名度向上および消費拡大に努めました。また、県、女子栄養大学および関係取引先と連携し、6次産業化による新商品開発に取り組みました。

畜産物については、行政、讃岐牛・オリーブ牛振興会と連携し、県内外の消費者等へオリーブ牛のPR活動を実施した結果、販売頭数は1,790頭となりました。また、讃岐もち豚はコープかがわ店舗に電光掲示板を設置するなど、PR活動を実施した結果、販売頭数は6,942頭となりました。

●購買事業

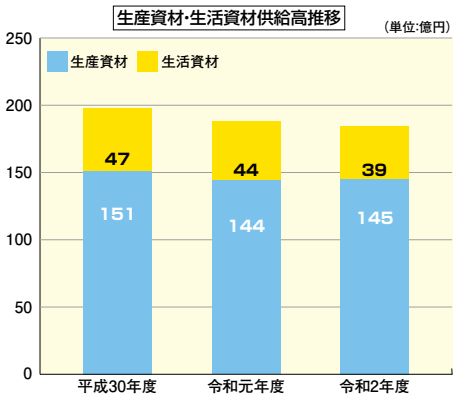

担い手経営体対策として生産資材コスト削減を図るため、水稲の箱処理剤、除草剤など農薬の大型規格対応商品および低コスト高度化成肥料の普及に取り組むとともに、農薬および生産資材の県下統一の特売キャンペーンを6回実施しました。

農業機械では、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年県内3ヵ所で開催していた「わくわく農機フェア」を、営農センター単位に規模を縮小して7会場で開催し、2,463名の生産者等にご来場いただきました。

畜産関係事業では、オリーブ牛優良素牛導入促進事業等を活用して県産優良素牛599頭を含む1,388頭の素牛を導入しました。また、現地委託購買を実施して北海道から初妊牛75頭を導入し、搾乳牛の更新を誘導するなど、生乳生産量の維持と乳質の改善に取り組みました。

県産農畜産物とその加工品を中心としたお中元・お歳暮ギフトや頒布会「ふるさと宅配便」により県産品のPRと消費拡大に取り組みました。

パールライス事業では、県産米の消費拡大を図るため、学校給食や病院給食等への活用推進に取り組みました。

葬祭事業では、株式会社JA香川県ライフサービスと連携し550件の葬儀を施行しました。また、石碑・仏壇では、展示ご予約会を東西の会場2ヵ所で開催しました。

住宅事業では、住宅相談会やリフォームキャンペーン等を実施し、取扱拡大に取り組みました。

◆ 事業・経営管理

収益環境や利用者ニーズの変化を踏まえて「店舗機能再編計画」と「同実行計画」を策定し、将来を見据えた金融店舗の集約・再配置や機能別店舗の運営方法を検討しました。その結果、3月末に12店舗の出張所を閉店するとともに、令和3年4月から組合員・利用者・地域住民のふれあいの拠点となる「よりそいプラザ」の運営を2店舗で開始しました。

また、持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて、喫緊の課題である営農経済事業の収支改善に取り組むため、農林中央金庫が提供する「営農・経済事業の成長・効率化プログラム」を導入しました。改善の実現に向けて園芸関連事業と農機関連事業の実行計画を先行して策定し、実践に取り組んでいます。

最近の5事業年度の主要な業務指標の推移

（単位:百万円、口、人、%）

項　　目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業収益	60,863	59,223	59,287	58,520	56,640
信用事業収益	17,147	17,419	17,971	18,095	17,609
共済事業収益	6,566	6,298	6,231	5,856	5,818
農業関連事業収益	31,748	30,278	30,174	29,630	29,338
生活その他事業収益	5,228	4,995	4,668	4,613	3,713
営農指導事業収益	170	231	241	323	161
経常利益	3,116	3,282	3,650	3,766	4,175
当期剰余金	2,365	2,478	2,685	2,965	2,999
出資金	26,858	26,469	25,986	25,453	24,984
（出資口数）	(26,858,885)	(26,469,684)	(25,986,771)	(25,453,074)	(24,984,036)
純資産額	98,034	99,145	100,415	101,933	103,318
総資産額	1,831,844	1,889,226	1,951,883	1,989,919	2,013,708
貯金等残高	1,706,077	1,763,373	1,824,386	1,862,865	1,885,232
貸出金残高	174,367	177,653	184,651	197,330	206,419
有価証券残高	—	—	—	—	—
剰余金配当金額	971	918	925	1,193	937
出資配当額	331	261	256	502	246
事業利用分量配当額	639	656	669	691	690
職員数	3,396	3,324	3,362	3,345	3,361
単体自己資本比率	18.17	18.03	17.18	17.17	17.32

（注）1.　当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
2.　職員数は事業年度末現在の職員数を表しています。
3.　「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

自己資本の状況

◆ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は17.32%となりました。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資（24,984百万円（前年度25,453百万円））により調達しています。

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定して適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出し、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

●普通出資による資金調達額

項　　目	内　　容
発行主体	香川県農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	24,984百万円（前年度25,453百万円）

農業振興活動

◆ 営農振興対策事業の実施

農業所得増大、担い手育成、食の安全･安心等に資するために、県下一律に実施する事業に加えて県下7地区で地域の特性に応じた事業として113項目を実施し、事業費6億96百万円に対して助成金1億23百万円を支出しました。

◆「ファーマーズマーケット讃さん広場滝宮店」グランドオープン

「讃さん広場滝宮店」は、綾歌郡綾川町の道の駅「滝宮」のリニューアルに合わせ、それまで同敷地内で営業していた「ふれあい産直市道の駅･滝宮」と同町内の「ふれあい産直市綾南」を統合し、県内全域を対象としたJA香川県で2店舗目のファーマーズマーケット（大型農産物直売所）として、令和3年3月28日にグランドオープンしました。

綾川町を中心とした県内の農産物はもちろん、県外の提携JAからの特産品も直接入荷する多彩な品揃えで、利用者と出荷会員に喜んでいただける魅力ある店舗作りに取り組んでいます。

ファーマーズマーケット讃さん広場滝宮店

◆「販売力強化推進室」の設置

県産農産物の認知度向上および消費拡大を図るため、高松市中央卸売市場内に販売力強化推進室を設置し、県内量販店で県産フェアを延べ113店舗で定期的に実施しました。また、大消費地での消費低迷が続くなか販路を開拓し、高松青果株式会社を中心とした県内5市場の取扱高は前年を上回る34億74百万円となりました。

販売力強化推進室　PR活動

◆ ふれあいセンターと農産物直売所等の利用拡大に向けた取組み

ふれあいセンターや農産物直売所、Aコープ等の全店舗において、組合員と利用者がポイントを貯めて使用できるポイントカードを、「ふれあいカード（未収･現金兼用）」と「ポイントカード（現金専用）」の2種類へ統一しました。従来はふれあいセンターと農産物直売所等で異なるカードを利用していただいていましたが、統一により双方の店舗での利用が可能となり、令和3年3月末の会員数は100,186名となっています。

また、農産物直売所では、JAカード取扱い店舗でのJAカードご利用による5%割引やスタンプラリーの実施など、利用拡大に向け各種イベント等に取り組んでいます。

ポイントカード

ふれあいカード

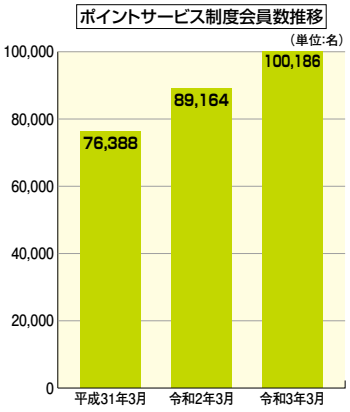

◆ 精米工場のリニューアル

農産加工センター（旧パールライス精米センター）は、最新鋭の設備を導入するなど、令和3年6月から精米工場をリニューアル稼働しました。

先進の精米精選設備である40馬力の精米ラインを2ライン導入したほか、製造工程の自動化を図るFAシステムを導入し、徹底した品質管理と効率的な工場運営を行い、食味の良い米の安定供給に取り組んでいます。

リニューアルした精米工場

◆ 担い手経営体への支援

担い手サポーター52名が1,147先（2,997回）の担い手農家を訪問し、課題解決や農業者の所得増大を目的に、農業経営支援システムを活用して151先に対して経営計画を提案しました。特に新規就農時や法人化設立時の不安解消に向けた支援策を検討し、所得安定に向けた提案、また経営が厳しい担い手に対しては、経営状況の把握に努め、経営再建に向けた提案を行いました。

◆ 記帳代行を通じた農家経営支援

記帳代行・確定申告支援等を通じて申告手続の効率化支援を行うため、237名の記帳代行業務を実施しました。

◆ 労災保険加入促進

農作業による万一の事故発生に備え、加入窓口である「特別加入団体」（特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者）および「労働保険事務組合」（中小事業主）を設置して加入促進を実施しており、令和2年度の加入数者は、合計438名となりました。

◆ 職員教育

生産者のニーズに合った営農指導等を行うことができる人材を育成するため、JAグループ内の資格取得者の養成に取り組み、JA全中が実施する全国統一試験に合格し、資格要件研修を修了した6名が新たに「営農指導員」として資格を取得しました。

また、当JAの営農指導業務を担当する職員272名をJA独自認証制度に基づき「営農指導員」として認定し、生産者を巡回・訪問しています。

◆ 安全・安心な農畜産物の提供

安全・安心な農畜産物を消費者に提供するため、418件の残留農薬検査、33件の米DNA鑑定分析、4件の肉豚衛生検査等を行いました。また、県下の農産物直売所における出品食品の表示調査を全店舗で行うとともに、147件の加工食品抜き取り検査を行いました。

支店協同活動の取組み

将来にわたってJAが地域になくてはならない存在であり続けるため、支店が核となって地域のにぎわいの創出や地域とのつながりを強化することを目的に、支店協同活動に取り組んでいます。

◆ 組合員地域連携型活動

職員が企画して行う活動から、女性部や青壮年部、地域の方々と連携した取組み、食農教育活動のほか、清掃活動や交通安全キャンペーン等の地域行事への参加など、多くの支店で地域に密着した活動を展開しています。

園児と野菜の成長を記録

小学校への野菜苗の贈呈

小学生と野菜の植付け体験

小学生とかかし作り体験

女性部と協力して行う地域の清掃活動

地域イベントへの参加

◆ 魅力ある店舗づくり型活動

組合員や利用者、地域住民等の参加を得て行う来店者へのサービスや店舗装飾など、各支店が独自の工夫をこらした活動を行い、また来たくなる魅力ある店舗づくりに取り組んでいます。

季節感のある店舗づくり（浴衣で接客）

季節感のある店舗づくり（ハワイアンキャンペーン）

ひな祭りにひな壇の展示

女性部による作品展示

来店感謝日に女性部の手作りゼリーの提供

来店感謝日にバレンタインチョコの提供

社会的責任と貢献活動

当JAは、協同組合として、農業の発展と豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあい活動を通じた社会貢献に努めています。

◆ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響による農業経営の安定化と県産農畜産物の消費拡大を図るため、2億円規模の「新型コロナウイルス感染症緊急対策事業」を創設し、78百万円の助成を行いました。

国が支給する「経営継続補助金」や「高収益作物次期作支援交付金」については、組合員の皆さまへの情報提供や申請支援を実施し、「経営継続補助金」は1次募集で555件、2次募集で676件の採択、「高収益作物次期作支援交付金」は最終交付対象者2,412名、交付金総額は13億34百万円となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト時間を削減された学生への支援として、学校法人穴吹学園に県産農産物の無償提供を行ったほか、JAグループ香川としては、香川大学に緊急学生支援金および「おいでまい」無菌パックやJAオリジナルカレー3,000食の提供を行いました。さらに、医療従事者に感謝と敬意の意を込め、JA香川厚生連の職員に当JAの農産物直売所で利用できるポイントと、屋島・滝宮総合病院の入院患者の食材として「おいでまい」を贈呈しました。

◆ 高病原性鳥インフルエンザ防疫措置支援

令和2年11月から県内で13例発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置について、香川県からの防疫措置協力要請を受け、消石灰や各種資材等の急な大量注文への迅速な対応、支店・出張所への消毒ポイントの設置（8店舗）のほか、フォークリフトの貸出や処分した鶏を運搬する作業等への人的支援を行うなど、事態の鎮静化に向けた協力を行いました。

香川県知事から感謝状を受領

◆ SDGsへの取組み

「食」と「農」を基軸に地域に根ざした協同組合として取り組む各事業・活動が「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するものであることを踏まえ、令和2年10月に「JA香川県SDGs取組方針」を制定し、取組状況については広報誌「きらり」等で情報発信しています。

また、SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していることを踏まえ、農林水産省が「みどりの食料システム戦略」を策定するなど、農業分野においても生産性向上と持続性の両立に向けた取組みが求められており、当JAにおいても第7次中期経営計画（令和4年度から令和6年度）では、新しい食料システムの提案やゼロエミッション等を考慮したSDGsの目標項目およびKPIの設定をめざしています。

さらに、「食」を扱う協同組合としての社会的役割を認識し、SDGsの目標達成に向け他業態、協同組合（コープかがわ、漁連等）や行政等と連携して地域における様々な課題に積極的に取り組み、「地域の活性化」に貢献します。

◆「ひとり親パートナーズ『マッチングDAY』」への協力

香川県社会福祉協議会と連携して、ひとり親家庭の親子が安心して生活が送れるよう生活力向上に向けてサポートを行う「ひとり親パートナーズ『マッチングDAY』」に協力し、令和2年8月以降、ひとり親家庭に対する県産農産物の提供に取り組んでいます。

マッチングDAY　県産農産物を提供

◆ コープかがわとの連携

コープかがわとの包括連携協定に基づき、令和2年5月に讃さん広場飯山店に隣接して「ここね飯山」がオープンしました。また、生産者の販売チャネルの多様化等を目的として、11月にコープ太田の店内に「JA産直市コープ太田店」をオープンしました。コープかがわの店内に当JAの農産物直売所を開設することは初の試みであり、これまで農産物直売所に来店されたことのない地域の皆さまにも安全・安心な県産農産物に触れていただける場となっています。

JA産直市コープ太田店

◆ 地方自治体、関係団体等への協力

当JAは、県の指定代理金融機関（JA香川信連業務代理）ならびに善通寺市・三豊市をはじめ2市3町の指定金融機関、3市2町の指定代理金融機関および3市4町の収納代理金融機関として、地域金融機関の役割を果たしています。

また、独居高齢者とその家族が安心して暮らせる地域づくりに向け、各市町との見守りネットワーク協定の締結に取り組んでおり、令和2年度は土庄町および綾川町と協定を締結し、締結先は累計で12市町となりました。

◆ 年金相談会

国民年金・厚生年金をはじめ各種年金に関する相談会を、社会保険労務士および年金担当職員により定期的に各支店で開催しています。

◆ 税務相談活動

多様化・高度化する組合員・利用者の皆さまのニーズに的確に応えるため、税理士による税務の専門的相談活動を実施しています。

税務相談会の日程についてはエリア通信でお知らせしています。

リスク管理・コンプライアンスへの取組み

◆ リスク管理体制

組合員・地域住民の皆さまに安心して当JAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、収益とリスクの適切な管理、資産の自己査定の厳正な実施などを通じて、リスク管理体制の充実・強化に努めています。

●信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件または大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店・統括店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。

また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行うとともに、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上しています。

なお、不良債権については管理・回収方針を作成し、流動化に取り組んでいます。

●市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで、金利が変動することにより損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、JA香川信連への預け金を余裕金運用の基本としており、国債等の有価証券の保有額も極めて少なく価格変動リスクは限定されていますので、金利リスクを中心とした市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になることや、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、あるいは市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、毎年度理事会において余裕金運用方針を決定し、JA香川信連への預け金を基本とした余裕金運用を行っており、不測の事態に備え十分な支払資金を確保しています。

●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動またはシステムが不適切であることや、外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図した能動的な要因により発生する信用リスク・市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務・システムなどについて事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクと定義しています。

当JAでは、事務リスク・システムリスクなどについて、事務手続を整備しその遵守状況や有効性を内部監査で確認するとともに、事故・事務ミス発生時に速やかな状況把握と報告を行うための体制を整備して、リスク発生後の対応が迅速・的確にできるよう努めています。

●事業リスク管理

事業リスクとは、当初設定した事業計画の達成が困難で、各事業部門の利益目標が達成されない場合に損失を被るリスクのことです。

当JAでは、決算経営分析結果に基づいた予算統制により各事業部門の事業実績等を管理し、また、予算管理要項を定め、予算編成、予算執行、予算の更正、予算差異の分析と検討および対策の立案までの一連の手続を実施し、経営計画に沿った経営活動の実践と経営効率の向上に努めています。

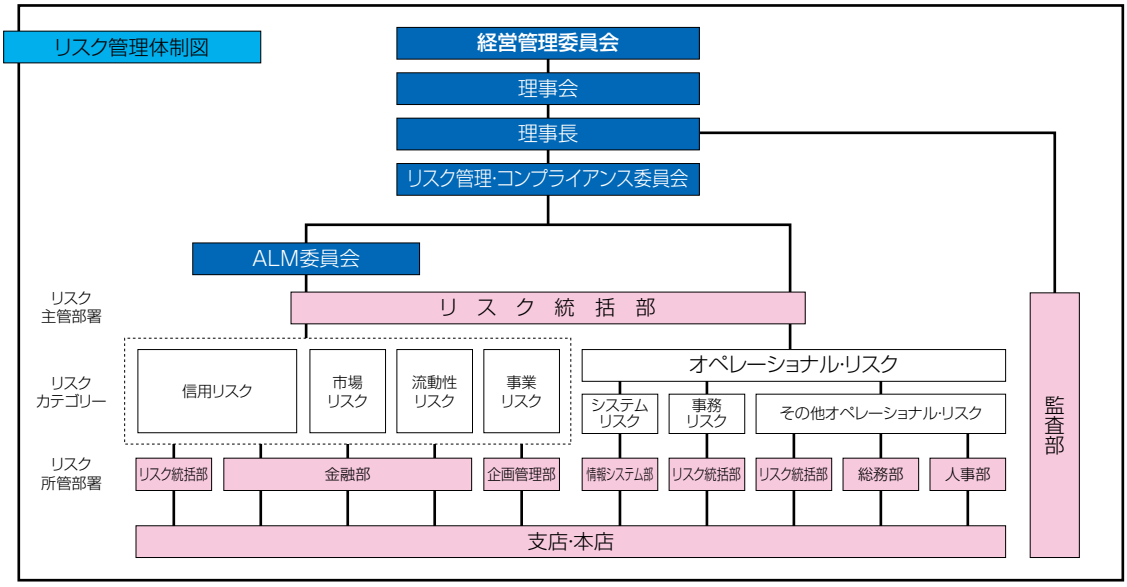

◆ 内部監査態勢

内部監査担当部署は、内部監査の対象となる部署から完全に独立し、当JAにおける経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況について内部管理態勢等の適切性と有効性、業務活動等の有効性および効率性、コンプライアンスへの適合性、財務報告の信頼性にかかるモニタリングを行い、その結果に基づく情報の提供および改善・合理化への助言・提案に努めています。

内部監査は、当JAのすべての部署を対象とし、理事会承認を得た内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は理事長に報告し、監事に回付するとともに、被監査部署に通知し、被監査部署の改善取組状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要は定期的に理事会に報告しています。ただし、緊急を要する特に重要な事項については、直ちに理事長および関係役員ならびに理事会に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◆ コンプライアンス（法令等遵守）態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、理事長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しています。また、コンプライアンスの推進を行うため、本店・営農センター・統括店にコンプライアンス推進委員会を設置しています。

さらに、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス態勢の確立に努めています。また、基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」等を策定し、研修会等を通じて全役職員に周知徹底しています。

組織機構上においても、リスク統括・コンプライアンス担当常務理事およびコンプライアンスの統括部署を設置し、その実行・進捗管理を行っています。

そのほか、コンプライアンス・ホットライン制度や苦情・相談等処理体制の整備などを通じて法令等を遵守する組織風土づくりに努めています。

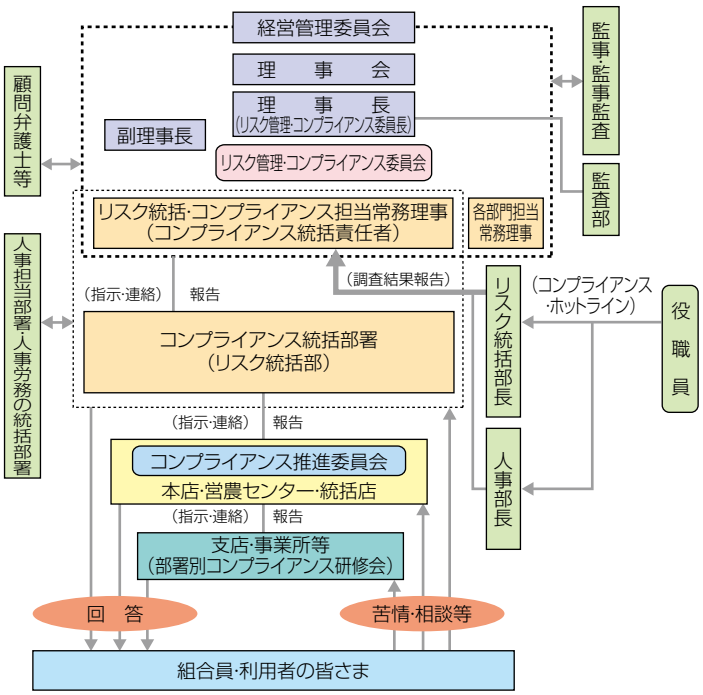

◆ 金融ADR制度（裁判外紛争解決手続）への対応

1. 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・ポスター等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ることとしています。

当JAおよびその上部機関の「苦情等受付窓口」（受付時間9:00～17:00（金融機関の休業日を除きます））

	当JA（JA香川県本店）	上部機関・全国機関
信用事業	087−825−0227	ＪＡバンク相談所：03-6837-1359
共済事業	087−825−0343	JA共済相談受付センター：0120-536-093

2. 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

信用事業

愛媛弁護士会　紛争解決センター　（電話:089−941−6279）
受付時間10:00～12:00・13:00～16:00
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

岡山弁護士会　岡山仲裁センター
JAバンク相談所を通じてのご利用となります。

※上記弁護士会の利用に際しては、1.の信用事業窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話:03-6837-1359）にお申し出ください。
なお、愛媛弁護士会 紛争解決センターには直接お申し立ていただくことも可能です。

共済事業

（一社）日本共済協会　共済相談所　（電話:03-5368-5757）
https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html
（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構
http://www.jibai-adr.or.jp/
（公財）日弁連交通事故相談センター
https://n-tacc.or.jp/
（公財）交通事故紛争処理センター
https://www.jcstad.or.jp/
日本弁護士連合会　弁護士費用保険ADR
https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html
各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、1.の共済事業窓口にお問い合わせ下さい。

◆ 金融商品の勧誘方針

「勧誘方針」とは、当JAが組合員や利用者の皆さまに金融商品の販売等にかかる勧誘や提案を行う場合に、遵守すべき基準となる基本的な考え方です。

「勧誘方針」には、商品内容や当該商品のリスク内容などの重要事項の説明義務をはじめ、法令等遵守態勢の整備に関する事項ならびに利用者保護の観点からの質問や照会に対する適切な対応等について公表しています。

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適切な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◆ 利益相反管理方針の概要

当JAは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当JAの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

（1）お客さまと当JAの間の利益が相反する類型
（2）当JAの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当JAは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

（1）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法

（2）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

（3）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当JAが負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

（4）その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

（1）当JAは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当JA全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当JAの役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

（2）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当JAは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◆ 金融円滑化にかかる基本的方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本的方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、取り組んでまいります。

1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4. 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

（1）理事長以下、関係役員ならびに部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

（2）信用担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 各支店、統括店融資課、ローンセンターに「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◆ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAは、事業遂行に際し、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(以下「政府指針」という。)」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

1. 当JAは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当JAが、組織全体として対応するための態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

2. 当JAは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

3. 当JAは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

4. 当JAは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、一般利用者の保護と職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

5. 当JAは、警察、公益財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載されている集団または個人を指します。

◆ 利用者保護等管理方針

当JAは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。)および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

◆ 情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）

1. 当JAは、組合員等の皆さまからお預かりした情報のセキュリティの確保・維持が事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識しております。
2. 当JAは、情報資産の取扱いに際し、コンピュータ犯罪に関する法律その他の情報セキュリティに関係する諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守いたします。
   （1）情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、組織的・人的・技術的安全管理措置を講じます。
   （2）情報セキュリティに関する管理体制を整備し、組合全体で情報セキュリティを推進できる仕組みを構築いたします。
   また、ISO/IEC27001認証部署においては、この基本方針に則った適切な目標を設定し、管理活動を行います。
   （3）万一、情報セキュリティを侵害するような事象が生じた場合は、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるとともに、再発防止策を講じます。
3. 当JAでは、情報セキュリティの確保・維持にかかる活動を継続的に行うとともに、新たな脅威にも対応できるようこの基本方針を定期的に見直します。

◆ 個人情報保護方針

当JAは、組合員・利用者等の皆さまの個人情報を正しく取り扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守
   当JAは、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
   なお、個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいい、以下同様とします。
   また、当JAは、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
   特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
2. 利用目的
   当JAは、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われる場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
   なお、ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
   利用目的は、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
3. 適正な取得
   当JAは、個人情報を取得する際、適法かつ公正な手段で取得いたします。
4. 安全管理措置
   当JAは、取り扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つように努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適切に監督します。
   なお、個人データとは、保護法第2条第6項に規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当JAは、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、特定個人情報保護団体の個人情報保護指針に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当JAは、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当JAは、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当JAは、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報（保護法第2条第3項）ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当JAは、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

なお、保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情対応

当JAは、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し適切かつ迅速に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当JAは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本個人情報保護方針の継続的な改善に努めます。

◆ お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当JAでは、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

（1）お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

（1）お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。

（2）お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

（3）お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

（1）お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

（1）研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

JAバンク・セーフティネット（貯金者保護の取組み）

当JAの貯金は、公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」と、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」との二重のセーフティネットで守られています。

◆「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫および特定農水産業協同組合等による信用事業の再編および強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービスの提供の充実・強化をめざす「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

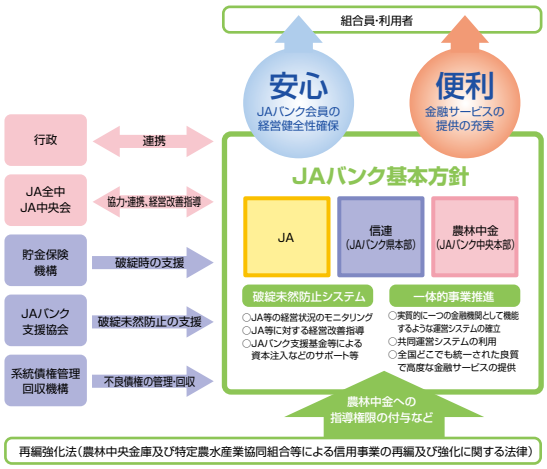

◆「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2020年3月末における残高は1,659億円となっています。

◆「一体的事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、法令等を遵守したうえでJAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取組みを展開しています。

◆ 貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2020年3月末現在で4,417億円となっています。

◆「JAバンク・セーフティネット」の構築

より安心な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクでは「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。この仕組みによって、組合員・利用者の皆さまにより一層の「安心」をお届けします。

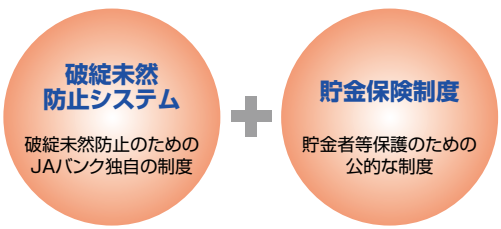

事業のご案内

（令和3年7月1日現在）

◆ 信用事業

貯金･貸出･為替などのいわゆる銀行業務を行っており、「JA－信連－農林中金」という全国組織が有機的に結びつき「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

●貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的･期間･金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、県税、市町税、各種料金のお支払い、年金のお受取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金の種類	特徴と内容	お預入期間	お預入金額
当座貯金	小切手、手形の支払資金となるもので、主に企業が営業資金の決済口座として使用します。お取引上の支払いや代金回収に便利な貯金です。	期間の定めはございません	1円以上
普通貯金	預け入れ、引き出しが自由な貯金です。給与･年金･配当金等の受取口座、公共料金等の決済口座としてもご利用ください。	期間の定めはございません	1円以上
普通貯金（総合口座）	「預ける」「貯める」「受け取る」「支払う」「借りる」の5つの機能を1冊にセット。総合口座の通帳一冊で日頃のお金の出入りから給料や年金のお受け取り、公共料金の自動振替まで家計簿がわりにひと目でお金の流れがわかります。各種定期貯金とセットにしますと定期貯金金額の一定の範囲内で自動融資がご利用いただけますので、いざという時にも頼もしい暮らしのパートナーです。	期間の定めはございません	1円以上
貯蓄貯金	今すぐ使いみちがお決まりでないお金を預けて、ふやしながらいつでも使える貯金です。キャッシュカードによるお取引とスウィングサービス（普通貯金との自動振替サービス）もご利用いただけます。	期間の定めはございません	1円以上
通知貯金	まとまった資金の短期運用に適しています。お引き出しの2日前までにご通知が必要な貯金です。	7日以上	5万円以上（1円単位）
納税準備貯金	税金納付の準備のための貯金で、利息が非課税の特典が受けられます。お引き出しは原則として納税時のみで、納税以外のお引き出しがあれば課税されます。	期間の定めはございません	1円以上
スーパー定期貯金	手頃な資金の運用に最適な定期貯金です。期間いろいろ、確定金利で安全･確実な貯金です。豊富なメニューで皆さまのニーズにお応えします。個人の方には、有利な半年複利型（預入期間は3年以上5年以内）もご用意しています。	1･2･3･6か月、1･2･3･4･5･7･10年の定型方式および1か月超10年未満の期日指定方式	1円以上
年金定期貯金「ねんりん」	当JAで公的年金もしくは農業者年金の受取口座をご指定いただいている方を対象にした定期貯金です。お一人様200万円を限度とした金利上乗せ定期貯金です。年金の受取口座のご指定に併せて、「運転経歴証明書」または「高齢者運転免許卒業カード」をご提示いただくと、さらに金利を上乗せする特典があります。	1年	1円以上200万円以内
年金定期貯金「ねんりん+α」	当JAで公的年金もしくは農業者年金の受取口座をご指定いただいている方を対象にした定期貯金です。お一人様300万円を限度とした金利上乗せ定期貯金です。	1年	1円以上300万円以内
年金予約定期貯金「プレねんりん」	当JAで公的年金もしくは農業者年金の受取をご予約いただける方を対象にした定期貯金です。お一人様200万円を限度とした金利上乗せ定期貯金です。	1年	1円以上200万円以内

貯金の種類	特徴と内容	お預入期間	お預入金額
給与定期貯金 「とくとく」	当JAに給与受取口座をご指定いただいている方を対象にした定期貯金です。お一人様200万円を限度とした金利上乗せ定期貯金です。	1年・2年・3年	1円以上 200万円以内
退職金定期貯金 「ライフステージ」	退職金を新規にお預入れいただく個人の方を対象にした金利上乗せ定期貯金です。退職金のお預入れと併せて、当JAで公的年金の受取口座をご指定（またはご予約）いただくと、さらに金利を上乗せする特典があります。	1年	200万円以上 2,000万円以内 （1円単位）
JA葬祭定期貯金 「やすらぎ」	JA葬祭定期貯金をご契約いただくと、契約期間中「やすらぎ会員」となり、会員および会員と同居の親族に葬儀が発生した場合、JA葬祭をご利用いただくと祭壇セット料金等の割引特典などがあります。	1年以上10年以内	20万円以上 （1円単位）
相続定期貯金	相続により取得した資金をお預入れいただく個人の方を対象にした金利上乗せ定期貯金です。相続手続完了後1年以内に相続で取得した金額（不動産や有価証券等の換金代金を含みます。）の範囲内でお預けが可能です。	1年・3年	100万円以上 （1円単位）
金利上乗せネットバンク 定期貯金	JAネットバンクで新規に定期貯金をお預け入れいただくと、金利を上乗せする特典があります。	1年	20万円以上 （1円単位）
金利上乗せATM 定期貯金	ATMで新規に定期貯金をお預け入れいただくと、金利を上乗せする特典があります。	1年	20万円以上 （1円単位）
消防団員応援定期貯金	消防団員の方を対象にした金利上乗せ定期貯金です。申込み時には「公益財団法人香川県消防協会の会員証」のご提示が必要です。消防団員本人のみが対象となります。	1年	1円以上 200万円以内
大口定期貯金	1,000万円以上の大きな資金の運用に最適な貯金です。期間いろいろ、確定金利で、安全・確実な貯金です。皆さまの資金運用にお応えします。	1・2・3・6か月、1・2・3・4・5・7・10年の定型方式および1か月超10年未満の期日指定方式	1,000万円以上 （1円単位）
変動金利定期貯金	市場金利の動向に応じて金利が変動する定期貯金です。お得な半年複利で資金をふやします。皆さまの貯蓄プランをワイドに応援します。	3年	1円以上
期日指定定期貯金	1年を経過しますと自由に満期日を指定できる定期貯金です。1年複利で期間が長いほど有利に資金をふやします。	最長3年 （1年間据え置き）	1円以上 300万円未満
積立式定期貯金	積立期間を定めない継続型と積立期間を定める満期型の2種類があります。預入日から1年経過すれば、資金の必要なときに一部払戻しが可能です。	継続型は特に定めはありません 満期型は6か月以上10年以内	1回あたり 1万円以上 （1千円単位）
定期積金	積立期間を定めて毎月一定の金額を無理なく積み立てる貯蓄商品です。お客様のプランに合わせて着実に貯めていくのに最適です。	掛込期間 6か月以上10年以内 掛込間隔 1・2・3・6か月	掛込金額 1千円以上 （1円単位）
満期分散式定期積金	積立期間を定めて毎月一定の金額を無理なく積み立てる貯蓄商品です。お客様のプランに合わせて着実に貯めていくのに最適です。満期分散式ですので、契約日から1年ごとの応答日に満期金がお受け取りできます。	掛込期間 2・3・4・5年 掛込間隔 1か月	掛込金額 1千円以上 （1円単位）
定期積金「よりぞう」	香川県内在住の0歳から高校卒業までの方（0歳～18歳）を対象にした金利上乗せ定期積金です。掛込総額12万円以上で「よりぞうぬいぐるみ」または「QUOカード」のいずれか1つをプレゼントします（お一人さま1回限り）。	掛込期間 1年以上10年以内 掛込間隔 1か月	掛込金額 1千円以上 （1円単位）

貯金の種類	特徴と内容	お預入期間	お預入金額
年金定期積金 「新ワンダフル」	当JAで公的年金もしくは農業者年金の受取口座をご指定いただいている方を対象にした金利上乗せ定期積金です。	掛込期間 2･3･4･5年 掛込間隔 1･2･3か月	掛込金額 1万円以上 （1円単位）
PET･健康診断定期積金 「健康生活」	PET･健康診断定期積金をご契約いただくと、滝宮総合病院で実施する「PET−CT検診」や屋島総合病院･滝宮総合病院で実施する「健康診断（人間ドック）」等の検診料を割引する特典があります。	掛込期間 1年 掛込間隔 1か月	掛込金額 1万円以上 （1円単位）
JA葬祭定期積金 「やすらぎ」	JA葬祭定期積金をご契約いただくと、契約期間中「やすらぎ会員」となり、会員および会員と同居の親族に葬儀が発生した場合、JA葬祭をご利用いただくと祭壇セット料金等の割引特典などがあります。	掛込期間 3年以上10年以内 掛込間隔 1か月	掛込金額 5千円以上 （1円単位）
子育て応援定期積金	18歳未満のお子様3人以上を扶養しているご家庭で、「さんさんパスポート」を提示された方を対象にした金利上乗せ定期積金です。パスポートの名義人本人のみが対象となります。	掛込期間 1年以上10年以内 掛込間隔 1か月	掛込金額 1千円以上 （1円単位）
一般財形貯金	お勤めの方で事業主を通して給与から天引きして預入します。年1回以上預入し積立期間は3年以上です。預入日から1年経過すれば、資金のご必要なときに一部払戻しが可能です。	積立期間 3年以上	1回あたり 1千円以上 （1円単位）
財形年金貯金	55歳未満のお勤めの方で事業主を通して給与から天引きして預入します。年1回以上定期的に預入し積立期間は5年以上です。最終預入日から6か月以上5年以内の据置期間後に、5年以上20年以内の期間で3か月毎に年金方式でお受け取りになれる貯金です。財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	積立期間 5年以上 （最終預入日から6か月以上5年以内据え置き）	1回あたり 1千円以上 （1円単位）
財形住宅貯金	住宅の購入･新築改築資金を目的として、55歳未満のお勤めの方で事業主を通して給与から天引きして預入します。年1回以上定期的に預入し積立期間は5年以上です。財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	積立期間 5年以上	1回あたり 1千円以上 （1円単位）
譲渡性貯金	1,000万円以上の大口資金の短期の運用に適した貯金です。満期前に譲渡することも可能です。	1･3･6か月、1･2･3･4･5年の定型方式および7日以上5年未満の期日指定方式	1,000万円以上 （1円単位）

（注）　貯金保険制度（公的制度）により、当座貯金、無利息型普通貯金（貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金）など元本が全額保護されるものと、有利子型普通貯金、定期貯金、定期積金など元本1,000万円とその利息が保護されるものがあります。

●貸出業務

地域金融機関の役割として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体・農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

●主な農業関連資金

貸出金の種類	ご利用いただける方	資金使途	ご融資金額	ご融資期間
営農ローン	20歳以上の農畜産物を販売している個人で組合員の方	営農に必要な資金 （負債整理資金等は除きます。）	1,000万円以内	1年
JA農機ハウスローン	18歳以上で、最終返済時76歳未満の組合員の方 一定の条件を満たす農業法人および集落営農組織等	農業用の機械・運搬車両等の購入、点検・修理等 パイプハウス等の資材購入および建設資金 格納庫建設資金	1,800万円以内	10年以内
農機具ローン	20歳以上68歳以下（最終返済時に75歳以下）の個人で組合員の方	農機具購入および点検・修理等、他クレジット会社の農機具ローンの借換資金、肥料・ビニールハウス等の資材設備関連資金、農作業場関連資金	700万円以内 （新規就農者は300万円以内）	10年以内
アグリマイティー資金 アグリエース資金（生産・担い手資金）	組合員または一定の条件を満たす農業者等	農業生産に直結する設備資金・運転資金	所要資金の範囲内 （災害緊急資金の場合は500万円以内）	長期資金の場合は原則10年以内 （最長20年以内） ただし、災害緊急資金の場合は5年以内 短期資金の場合は1年以内
アグリネット資金（加工・流通・販売資金）		農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金		
アグリエリア資金（地域活性化・地域振興資金）		農村地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金		
アグリサポート資金（災害緊急資金）		自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金		
アグリスーパー資金	水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる認定農業者および集落営農組織等	農業生産に直結する運転資金 農業経営に必要な運転資金	所要資金の範囲内	1年以内
セーフティーネット緊急資金	地区内に住所または事務所を有する農業者等および事業者等で、災害等の発生により直接的もしくは間接的な被害を受けた方	農業者等および事業者等の経営の維持安定に必要な資金	【個人】 10万円以上 2,000万円以内 【法人・任意団体等】 10万円以上 5,000万円以内	【証書借入】 10年以内 （据置期間3年以内） 【手形借入】 1年以内 【当座借越】 1年

貸出金の種類	ご利用いただける方	資金使途	ご融資金額	ご融資期間
地域農業活性化資金 サンライズ	地区内に住所または事務所を有する個人および法人で以下の条件を満たす方 ・組合員で農業を営む方および農業に従事する方 ・その他当組合が定める条件を満たしている方	農業用生産資材購入資金 農業用施設や機械の取得、改良および造成資金 環境整備施設資金 経営資金（負債整理資金は除きます。） 生活安定資金（新規就農者に限ります。）	【個人】 10万円以上500万円以内（新規就農者は、原則10万円以上150万円以内） 【法人】 10万円以上1,000万円以内（認定農業者は、10万円以上2,000万円以内）	【証書借入】 設備資金 30年以内 経営資金 5年以内 【手形借入】 1年以内 【当座借越】 1年

●主な個人向けローン

貸出金の種類		ご利用いただける方	資金使途	ご融資金額	ご融資期間
住宅資金①	JA住宅ローン	20歳以上66歳未満（最終返済時に80歳未満）の組合員の方	住宅の新築 宅地の購入 新築・中古住宅の購入 （土地付住宅・分譲マンションを含みます。） 住宅の増改築・改装・補修 他金融機関からの住宅資金の借換資金	1億円以内	40年以内
	JA住宅ローン 100%応援型	20歳以上66歳未満（最終返済時に80歳未満）の組合員の方	住宅の新築 新築・中古住宅の購入（土地付住宅・分譲マンションを含みます。） 住宅の増改築・改装・補修	1億円以内	40年以内
	JA住宅ローン 借換応援型	20歳以上66歳未満（最終返済時に80歳未満）の組合員の方	他金融機関から借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用 借換に合わせた増改築・改装・補修資金	1億円以内	40年以内で借入中住宅ローンの残存期間以内
	JAリフォームローン（一般型A）	20歳以上66歳未満（最終返済時に80歳未満）の組合員の方	住宅の増改築、改装、補修および住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金 他金融機関・信販会社等のリフォームローンの借換資金	1,000万円以内	15年以内 借換の場合は借入中リフォームローンの残存期間以内
	JAリフォームローン（一般型C）	20歳以上75歳未満（最終返済時に80歳未満）の方	住宅の増改築、改装、補修および住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金 他金融機関・信販会社等のリフォームローンの借換資金 再生可能エネルギー発電システム資金（野立て設置も可）	1,500万円以内	15年以内
	無担保借換住宅ローン（一般型C）	20歳以上75歳未満（最終返済時に80歳未満）の方	他金融機関・信販会社等の住宅ローンの借換資金と借換に伴う費用 増改築、改装、補修および住宅関連設備設置資金	2,000万円以内	20年以内
	空き家解体ローン（一般型C）	20歳以上75歳未満（最終返済時に80歳未満）の方	空き家解体資金	500万円以内	10年以内

貸出金の種類		ご利用いただける方	資金使途	ご融資金額	ご融資期間
生活資金	JAマイカーローン（一般型A）	18歳以上75歳未満（最終返済時に80歳未満）の組合員の方	自動車・バイクの購入等に必要な資金、車庫の建設資金、借換資金	1,000万円以内	10年以内 借換の場合は借入中マイカーローンの残存期間内
	JAマイカーローン（一般型C）	18歳以上75歳未満（最終返済時に80歳未満）の方	自動車・バイクの購入等に必要な資金、車庫の建設資金、借換資金	1,000万円以内	10年以内
	JAフリーローン（一般型A）	20歳以上70歳未満（最終返済時に75歳未満）の組合員の方	生活に必要な資金（負債整理資金等は除きます。）	300万円以内	5年以内
	フリーローン（一般型C）	20歳以上75歳未満（最終返済時に80歳未満）の方	生活に必要な資金（負債整理資金等は除きます。）	500万円以内	10年以内
	多目的ローン（一般型C）	20歳以上75歳未満（最終返済時に80歳未満）の方	生活に必要な資金（負債整理資金等は除きます。）	500万円以内	10年以内
	JA教育ローン（一般型A）	20歳以上最終返済時71歳未満で、高校以上の学校に進学予定または就学中の子弟をお持ちの個人で組合員の方	教育に必要な資金	1,000万円以内	15年以内 （在学期間+9年）
	教育ローン（一般型C）	20歳以上65歳未満（最終返済時の年齢が72歳未満）の方で、教育施設に就学予定、または就学中の子弟をお持ちの個人の方	教育に必要な資金	1,000万円以内	15年以内 （在学期間+9年）
	教育ローン（カード型C）	20歳以上65歳未満で、教育施設に就学予定、または就学中の子弟をお持ちの個人の方	教育に必要な資金	700万円以内	1年
	JAカードローン（約定返済型・一般型A）	契約時20歳以上70歳未満の組合員の方	生活に必要な資金（負債整理資金等は除きます。）	50万円以内	1年
	カードローン（約定返済型・一般型C）	契約時20歳以上70歳未満の方	生活に必要な資金（負債整理資金等は除きます。）	500万円以内	1年
事業資金	JA賃貸住宅ローン	20歳以上最終返済時に71歳未満の組合員かつ農業者の方	賃貸住宅の建設、増改築および補修改修	3億円以内	30年以内

（注）①　住宅ローン・リフォームローンの金利適用方式について
固定金利型　　:お借入当初の金利がお借入期間の最終まで適用されます。
変動金利型　　:長期プライムレートを基準として、一定のルールに基づいて適用金利が変わります。
短プラ連動型　:住宅ローンプライムレートを基準として、一定のルールに基づいて適用金利が変わります。
固定金利選択型　:お借入期間中に「固定金利」と「変動金利」を選択できる方式です。

●個人向けローン特典

消防団員応援制度	消防団員の方を対象に、多目的ローン・フリーローン・マイカーローン・教育ローンの借入金利が0.1%引き下げされます。申込み時には「公益財団法人香川県消防協会の会員証」のご提示が必要です。 ※消防団員本人のみが対象です。第3子パスポート事業（さんさんパスポート）との併用はできません。
第3子パスポート事業（さんさんパスポート）	18歳未満のお子様3人以上を扶養しているご家庭で、「さんさんパスポート」を提示された方を対象に、多目的ローン・フリーローン・マイカーローン・教育ローンの借入金利が0.1%引き下げされます。 ※パスポートの名義人本人のみが対象です。消防団員応援制度との併用はできません。

●その他

貸出金の種類	ご利用いただける方	資金使途	ご融資金額	ご融資期間
地方公共団体等に対する貸出金	地方公共団体、地方公共団体が主たる構成員もしくは出資者となっているかまたはその基本財産の額の過半を拠出している非営利法人	財政資金、公共事業資金およびその他の資金	起債認可額の範囲内、歳入・歳出の範囲内または、事業費の範囲内	30年以内
その他	制度資金、つなぎ資金等や既存の制度で対応できない資金需要にも対応する貸出もご用意しています。			

●商品ご利用にあたっての留意事項

貸出商品のご利用にあたりましては、ご利用いただける条件等を満たしていただく必要があります。
詳しくは、ポスター・パンフレット等をご覧いただくか、窓口でご相談ください。

よりぞう

いつもはおっとりした性格でマイペース。
頑張っている人に出会うと役に立ちたくて一生懸命!
しっぽに咲いた花を両手にチアダンスを踊るのが得意。
人の話を聞くときは耳をピンと立て、考えるときは耳を組み、困った時は花占いに頼ったりすることも!?

●その他のサービス

JAキャッシュカードは全国のJAはもちろん銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニ等のATMコーナーでもご利用になれます。

また、お手持ちのパソコン、携帯電話からお取引できる「JAネットバンク」もご利用いただけます。さらに相談機能も充実し、資産運用や年金相談等マネープラン全般にわたり対応しています。

サービスの種類	サービスの内容
為替業務 （振込・送金・取立）	全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫、ゆうちょ銀行などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国の金融機関へ送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。
ATMによる振込サービス	現金またはキャッシュカードで、ATMから全国の金融機関へお振込できます。キャッシュカードをご利用の場合は、休日でもお振込ができます。（一部予約取引となります。）
ATM定期貯金	ATMを使って、通帳によりスーパー定期貯金・期日指定定期貯金・変動金利定期貯金のご契約ができます。
総合口座と貯蓄貯金のセット通帳＋定期貯金とのスウィングサービス	普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金をひとつの通帳で管理できます。 ひとつの通帳内では、普通貯金から定期貯金へ、貯蓄貯金から定期貯金へのスウィング（自動振替）サービスがご利用いただけます。
自動受取サービス	公的年金のお受取や給与・賞与・配当金等のお受取が当JAでできます。一度指定いただきますと、あとは自動的にお客さまの口座へ入金されますので大変便利です。
自動支払サービス	公共料金・学費・各種税金・クレジット代金などのお支払は、ご指定の貯金口座から自動的にお支払できます。支払忘れがなく、貯金通帳には支払金額・支払日が記録されていますので、家計簿代わりにもなります。
定時自動送金サービス	毎月ご指定日に、ご指定金額を、お客様の口座から引き落とし、ご指定の口座へ振り込むサービスです。毎月の仕送り等に大変便利なサービスです。
定時自動集金サービス	毎月ご指定日に、ご指定金額を、支払契約者のお客さまの口座から引き落とし、振替依頼者のご指定の口座へ入金するサービスです。
キャッシュサービス	JAキャッシュカードは、全国のJAのほか、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信託銀行、漁協、ゆうちょ銀行、コンビニ等のATM（現金自動預入支払機）でご利用いただけます。
JAカード	JAのクレジットカードです。ロードアシスタンスサービス付のカードやキャッシュカードと一体化したカードもご用意しております。また、お得なポイントサービスや便利なETCカードによるサービスもご利用いただけます。 《JAカード キャッシュカード一体型／地球》 《JAカード 単機能型／サザエさん》 ©長谷川町子美術館
JAネットバンク	JAのインターネットバンキングです。窓口・ATMに出向くことなく、パソコン・スマートフォン・携帯電話から残高照会や振込・振替などの各種サービスがご利用いただけます。 また、法人・個人事業主向けの法人JAネットバンクもお取り扱いしています。
JAネットローン	JAネットローンはインターネットにより24時間365日「マイカーローン」、「教育ローン」、「リフォームローン」、「多目的ローン」、「フリーローン」、「カードローン」の仮申込みが行えます。
JAバンク メールオーダーシステム	JAバンクメールオーダーシステムは、当JAとお取引のない満18歳以上の個人のお客さまが総合口座の開設をインターネットによりお申込みができるサービスです。（ただし、満18歳以上満20歳未満のお客さまは普通貯金口座の開設となります。）また、当JAと既に取引のある個人のお客さまが、引越し等により転居された場合に住所変更のお申込みも行えます。
夜間金庫	当JAの営業時間終了後や休業日でも売上代金などを安全にお預かりいたします。福田支店・土庄支店でお取り扱いしています。

サービスの種類	サービスの内容
貸金庫	有価証券や預貯金証書、貴金属など大切な財産や書類を確実・安全にお預かりいたします。 高松市太田支店・檀紙支店・丸亀北支店・善通寺支店でお取り扱いしています。
国債等の窓口販売	「新窓販国債」(利付・2年・5年・10年)の募集や売買業務を行い、組合員・地域の皆さまの資金運用ニーズにお応えしています。また、より少額の単位で購入でき、中途換金も可能な「個人向け国債」(固定金利・3年・5年、変動金利・10年)もお取り扱いしています。 なお、次の34店舗でお取扱いしています。(本店、誉水支店、長尾支店、志度支店、三木町支店、川東支店、高松南部十河支店、高松市中央一宮支店、多肥支店、木太支店、古高松支店、高松市太田支店、塩上支店、幸町支店、桜町支店、高松市西部鬼無支店、国分寺支店、内海支店、土庄支店、滝宮支店、林田支店、法勲寺支店、協栄支店、丸亀支店、丸亀北支店、琴平支店、善通寺支店、多度津支店、山本支店、豊中支店、高瀬支店、詫間支店、常磐支店、大野原支店)
投資信託の窓口販売	お客さまの多様化する資金運用ニーズにお応えするため、証券投資信託の窓口販売を次の25店舗でお取り扱いしています。(本店、誉水支店、志度支店、三木町支店、川東支店、高松南部十河支店、高松市中央一宮支店、多肥支店、木太支店、古高松支店、高松市太田支店、塩上支店、幸町支店、桜町支店、高松市西部鬼無支店、土庄支店、林田支店、法勲寺支店、協栄支店、丸亀支店、善通寺支店、豊中支店、高瀬支店、常磐支店、大野原支店)
遺言信託の取扱い	次世代対策等、資産相談に対応できるように遺言信託を次の23店舗でお取り扱いしています。(本店、誉水支店、志度支店、三木町支店、川東支店、高松南部十河支店、高松市中央一宮支店、多肥支店、木太支店、古高松支店、高松市太田支店、桜町支店、高松市西部鬼無支店、土庄支店、林田支店、法勲寺支店、協栄支店、丸亀支店、善通寺支店、豊中支店、高瀬支店、常磐支店、大野原支店)

●手数料一覧

●内国為替手数料

（令和3年7月1日現在）

種類	区　分				同一店内	本支店あて	県内系統あて	県外系統あて	他行あて
送金	普通扱い（送金小切手）				－	440円	440円	440円	660円
振込	ATM	キャッシュカード	当JA発行	5万円未満	無料	無料	110円	110円	330円
				5万円以上	無料	無料	220円	220円	440円
			系統発行	5万円未満	無料	110円	110円	110円	330円
				5万円以上	110円	220円	220円	220円	440円
			他行発行①　5万円未満		110円	110円	110円	110円	330円
				5万円以上	220円	220円	220円	220円	440円
		現金		5万円未満	無料	110円	220円	220円	440円
				5万円以上	220円	330円	440円	440円	660円
	窓口	電信扱い・文書扱い		5万円未満	110円	220円	330円	330円	660円
				5万円以上	220円	440円	550円	550円	880円
		県外地方税等取扱手数料		5万円未満	－	－	－	330円	660円
				5万円以上	－	－	－	550円	880円
		給与・賞与振込（当JA給振元受分のみ）			無料	無料	無料	220円	220円
	光ディスク・データ伝送扱い	総合振込			無料	220円	220円	220円	550円
		給与・賞与振込（当JA給振元受分のみ）			無料	無料	無料	220円	220円
	JAネットバンク（個人・法人向け）・ADP	振込（都度・総合等）		5万円未満	無料	無料	無料	110円	330円
				5万円以上	無料	無料	無料	220円	440円
		給与・賞与振込			無料	無料	無料	無料	無料
定時自動送金	振替手数料				無料	無料	無料	無料	無料
	為替手数料			5万円未満	110円	110円	220円	220円	440円
				5万円以上	110円	110円	440円	440円	660円
代金取立	同一手形交換所地域内②　店頭入金分				－	無料	110円	－	110円
				期日管理分	330円	330円	330円	－	330円
	他金融機関			普通扱い	－	－	660円	660円	660円
				至急扱い	－	－	880円	880円	880円

上記の各手数料には、10%の消費税等が含まれています。

（注）①　他行発行のキャッシュカードによる振込は、別途、時間帯等に応じた支払手数料が必要となります。
②　同一手形交換所地域内の取立であっても、郵送により支払場所への直接取立が必要な場合は、他金融機関の取立手数料となります。

●貯金業務に関する手数料

（令和3年7月1日現在）

種　類	基　準	手数料金額	備　考
各種証明書発行手数料 残高証明書 （定例発行） （窓口発行） 取引履歴照合表等	 1通 1通 1取引先1通	 220円 550円 1,100円	※当JA指定以外の書式（監査法人等）および相続貯金評価証明書の発行は窓口発行に準じます。
再発行手数料 貯金通帳 貯金証書	 1通 1通	 1,100円 1,100円	
ICキャッシュカード クレジット一体型ICキャッシュカード	1枚 1枚	1,100円 1,100円	※磁気不良による再発行は、当面の間は無料としています。
手形等交付・発行手数料 小切手 約束手形 為替手形 自己宛小切手	 1冊（50枚綴） 1冊（50枚綴） 1冊（50枚綴） 1枚	 440円 440円 440円 550円	※当JAの都合によるものを除きます。
口座振替手数料 帳票扱い 光ディスク・データ伝送扱い JAネットバンク（法人向け）・ADP	 1件 1件 1件	 110円 55円 33円	※香川県農協自動決済サービス取扱要領に基づき個別に契約するもの、および当JAが受取人となるものを除きます。
定時自動集金手数料	1件	110円	※振替済件数を対象とします。

上記の各手数料には、10%の消費税等が含まれています。

●ATM利用手数料

（令和3年7月1日現在）

ご利用内容	ご利用カード等	平日			土曜		日曜祝日
		8:00〜8:45	8:45〜18:00	18:00〜終了	9:00〜14:00	14:00〜終了	
出金	当JAおよびJA香川信連発行のキャッシュカード	無料					
	県外JA発行のキャッシュカード	無料①					
	JFマリンバンク発行のキャッシュカード	無料①					
	三菱UFJ銀行発行のキャッシュカード	110円①	無料①	110円①	110円①	110円①	110円①
	JA・JFマリンバンク・三菱UFJ銀行発行以外のキャッシュカード	220円①	110円①	220円①	110円①	220円①	220円①
	JAカード（クレジットカード）キャッシング	110円	無料	110円	無料	110円	110円
入金	当JAおよびJA香川信連発行のキャッシュカード	無料					
	県外JA発行のキャッシュカード						
	JA以外発行のキャッシュカード	ご利用できません					

上記の各手数料には、10%の消費税等が含まれています。

（注）① 他金融機関が幹事金融機関で、当JAが参加金融機関の共同（相互）利用ATMにおいてご出金された場合、他金融機関所定の手数料額となります。

●当JA発行のキャッシュカードで他金融機関のATMを利用した場合の手数料　（令和3年7月1日現在）

金融機関	ご利用内容	平日①			土曜①			日曜祝日
		8:00〜8:45	8:45〜18:00	18:00〜終了	8:00〜9:00	9:00〜14:00	14:00〜終了	
JFマリンバンク	出金	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
三菱UFJ銀行	出金	110円	無料	110円	110円	110円	110円	110円
ゆうちょ銀行	出金	110円	無料	110円	110円	110円	110円	110円
	入金	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
コンビニATM（セブン銀行･ローソン銀行･コンビニATM提携②）	出金･入金	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
その他（上記以外）	出金	220円③	110円③	220円③	220円③	110円③	220円③	220円③

上記の各手数料には、10%の消費税等が含まれています。

（注）① ATMの設置場所により、稼働時間は異なります。また、ATM稼働時間であってもJAバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはご利用ATMの掲示板等でご確認ください。
② コンビニATM提携はファミリーマート･デイリーヤマザキ･ポプラ等のコンビニに設置されています。
③ ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合がございます。詳しくはご利用ATMの掲示板等でご確認ください。

●貸出金に関する手数料　（令和3年7月1日現在）

種　類	基　準	手数料金額	備　考
証明書発行手数料			
融資残高証明書（利息受入証明含む）	1通	220円	※住宅ローン、リフォームローンの融資証明書発行手数料は、550円となります。
融資証明書	1通	3,300円	
取引履歴明細証明書	1取引先1通	1,100円	
繰上返済手数料			
【一部繰上返済】			
（基金協会保証）			
JA住宅ローン（窓口）	1件	11,000円	
（個人IB）	1件	無料	
JAリフォームローン（窓口）	1件	11,000円	
（個人IB）	1件	無料	
JA賃貸住宅ローン（窓口）	1件	11,000円	
（個人IB）	1件	無料	
（KHL保証）			
住宅ローン（窓口）	1件	11,000円	
（個人IB）	1件	無料	
リフォームローン（窓口）	1件	11,000円	
（個人IB）	1件	無料	
アパートローン（窓口）	1件	11,000円	
（個人IB）	1件	無料	※KHL保証の場合は、別途、保証会社所定の手数料が必要となります。（保証料一括前取の場合は差引となり、分割後取の場合は不要となります。）
（ニコス保証）			
リフォームローン（窓口）	1件	11,000円	
（個人IB）	1件	無料	
無担保借換住宅ローン（窓口）	1件	11,000円	
（個人IB）	1件	無料	※平成25年3月31日までに実行済の変動金利期間中の一部･全額繰上返済手数料は、3,300円となります。
（一般）			
賃貸住宅経営資金	1件	33,000円	
【全額繰上返済】			
（基金協会保証）			
JA住宅ローン	1件	33,000円	
JAリフォームローン	1件	33,000円	
JA賃貸住宅ローン	1件	33,000円	
（KHL保証）			
住宅ローン	1件	33,000円	
リフォームローン	1件	33,000円	
アパートローン	1件	33,000円	
（ニコス保証）			
リフォームローン	1件	33,000円	
無担保借換住宅ローン	1件	33,000円	
（一般）			
賃貸住宅経営資金	1件	55,000円	
条件変更手数料			
（基金協会保証）			
JA住宅ローン	1件	3,300円	
JAリフォームローン	1件	3,300円	
JA賃貸住宅ローン	1件	3,300円	
（KHL保証）			
住宅ローン	1件	3,300円	
リフォームローン	1件	3,300円	
アパートローン	1件	3,300円	
（ニコス保証）			
リフォームローン	1件	3,300円	
無担保借換住宅ローン	1件	3,300円	
固定金利選択手数料	1回	5,500円	※ただし、2回目選択時以降とします。

上記の各手数料には、10%の消費税等が含まれています。

●その他の業務

（令和3年7月1日現在）

種　類	基　準	手数料金額	備　考
債券口座管理手数料 国債等公共債 （「取引残高報告書式」「通帳式」）	1口座	月額（後払） 110円	※当面の間は無料としています。
保護預り手数料 封緘預り（証書式） 披封預り（証書式）	 1証書 1証書	 年額（後払） 660円 年額（後払） 660円	
貸渡保護函（貸金庫） 貸金庫使用料 貸金庫利用カードの再発行手数料	 1庫 1枚	年額（前払） 5,500円～ 16,500円 550円	
夜間金庫 夜間金庫使用料 夜間金庫専用入金帳	 1取引先 1冊	 年額（前払） 26,400円 3,300円	
両替手数料	両替取引1件 基準枚数 1～　100枚 101～　300枚 301～　500枚 501～1,000枚 1,001枚～	 無料 220円 330円 440円 1,000枚毎に 440円加算	【窓口両替手数料の対象取引】 ・旧貨幣からの交換 ・記念硬貨の交換 ・渉外担当者による両替 ※次の交換・両替は対象となりません。 ・同一金種の新券への交換 ・汚損貨幣の交換 ・両替機による両替
硬貨整理手数料	入金等取引1件 基準枚数 1～　300枚 301～1,000枚 1,001枚～	 無料 330円 1,000枚毎に 330円加算	※入金（振込・税金等納付を含む）の際の硬貨を対象としています。 ※同日に複数回に分けて入金する場合は、合計枚数に応じた手数料となります。 ※枚数計数後に申込みを取りやめる場合も手数料対象となります。 ※募金・義援金の入金については無料としています。
媒体持込手数料 光ディスク 帳票	 1回 1回	 2,200円 3,300円	※取引の種類（総合振込・給与（賞与）振込・口座振替）ごとに手数料を徴収します。 ※帳票は振込依頼書（連記式）等が対象となります。 　なお、振込依頼書（単票）を同日に5枚以上持込みの場合も対象となります。
JAネットバンク 利用手数料（個人向け）	1契約	月額（後払） 110円	※当面の間は無料としています。
JAネットバンク 利用手数料（法人向け）	1契約	月額（後払） 照会・振込サービス　880円 照会・振込・伝送サービス 1,650円	
ADP 利用手数料	1契約	月額（後払） 【保守料込】 基本サービス 5,500円 通知サービス 7,700円 【保守料なし】 基本サービス 3,300円 通知サービス 5,500円	
年金宅配サービス 宅配手数料	年金宅配 1回あたり	550円	※当面の間は無料としています。

上記の各手数料には、10%の消費税等が含まれています。

◆ 共済事業

JA共済は、組合員･利用者をはじめ、地域の皆さまの暮らしのパートナーでありつづけたいと考えています。

そのためJA共済では、皆さまのライフプランや目的に応じて充実した保障を提供し、一生涯にわたり毎日の暮らしをバックアップします。

●主な共済種類のラインアップ

●長期共済

種　類	特　徴
終身共済	一生涯にわたって備えられる万一保障です。
養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一保障です。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で準備できる万一保障です。
引受緩和型終身共済	健康に不安のある方もご加入しやすい死亡保障です。
生存給付特則付一時払終身共済	一生涯の万一保障に生前贈与の機能をプラスした保障です。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障です。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。
がん共済	悪性新生物または脳腫瘍まで幅広いがんの治療保障です。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったとき収入の減少や支出の増加に備えられる保障です。
特定重度疾病共済	「三大疾病」や「その他の生活習慣病」に備えられる保障です。
介護共済	一生涯にわたって備えられる介護保障です。
一時払介護共済	まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障です。
予定利率変動型年金共済	自分で準備する将来の年金保障です。
こども共済	お子さま･お孫さまの教育資金の備えと万一保障です。
建物更生共済	火災はもちろん自然災害や地震にも備えられる建物や家財の保障です。

（注）　上記の表で「万一」とは、死亡、所定の第１級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態のいずれかに該当したときをいいます。

●短期共済

種　類	特　徴
自動車共済	交通事故はもちろん、火災･盗難･自然災害等、万一の自動車事故を幅広く保障します。また、自賠責共済にセットでご加入になると、掛金がお得になります。
自賠責共済	法律によりすべての自動車(原付を含み、農耕作業用小型特殊自動車を除きます)に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への損害賠償責任を保障します。
傷害共済	日常のさまざまな災害による死亡やケガを保障します。
火災共済	建物･家財の火災や落雷などの災害による損害を保障します。
賠償責任共済	日常生活･業務中に生じた損害賠償責任などを保障します。

◆ 営農指導事業

- 消費者との共生による農業所得の向上を図るため、関係機関等と連携を取り、様々な営農支援や対策を行っています。
- 消費者の皆さまに安全・安心な農畜産物を提供するため、生産履歴記帳、残留農薬検査、米のDNA鑑定、産直店舗商品の表示点検や抜き取り検査などを実施するとともに、栽培方法等の講習会の開催や、病害虫に対する適切な防除の指導なども行っています。
- 農業インターン生の受け入れ事業は22年目を迎え、これまでの修了生の就農者は累計で126名となりました。令和3年度も14名の農業インターン生を受け入れ、地域農業を担う新規就農者の育成に取り組んでいます。

◆ 農業関連事業

- 高温登熟性に優れた県産米オリジナル品種「おいでまい」および多収品種「あきさかり」、香川県が推奨する「さぬき讃」シリーズ(「さぬき讃フルーツ」、「さぬき讃ベジタブル」、「さぬき讃フラワー」)、オリーブ牛・讃岐もち豚等の高品質農畜産物の生産を振興し、流通の拡大を行い、消費者の皆さまへ安全・安心な農畜産物の提供を行っています。
- ファーマーズマーケット・産直店を28店舗設置し、地元で獲れた新鮮な農産物の販売を行い、「地産地消」とともに生産者と消費者のふれあいの場作りを行っています。
- 米・麦の集荷・保管を行うカントリーエレベーターや米・野菜の苗を生産する育苗センターの運営により、生産者からの負託に応えています。
- ふれあいセンター(生産資材店舗)を35店舗運営し、農産物の種や苗、肥料、農薬、農具、園芸資材、出荷資材を取り扱っています。また、野菜等を出荷している農家向けの品物だけでなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。店舗の営農担当職員が野菜作り等のアドバイスも行っています。

◆ 生活関連事業

- ふれあいセンターや農産物直売所において、安全・安心をコンセプトに、当JA独自商品の「ほんまもん麦茶・緑茶」、「おいでまい無菌パック」、県産農畜産物を使用したレトルトカレーや、JAのお米「パールライス」などの食品および日用品を提供しています。
- 地産地消と生産振興を目的として、当JA独自企画の頒布会「ふるさと宅配便」を取り扱っており、消費者の皆さまに香川県の果物・農畜産物加工品等を提供し、県内特産品のPR活動を行っています。
- 葬祭事業では、自宅での葬儀の充実とともに葬祭会館での施行を望む声に応え、県内8ヵ所(高松市2ヵ所・坂出市・綾川町・丸亀市・善通寺市・三豊市・観音寺市)に「協同セレモニー会館」を設置しています。
- 住宅事業では、快適な住まいづくりを支援するため、各種相談会などを行っています。また、資産管理事業として、田畑などの資産の管理・土地活用に関心のある組合員・利用者の皆さまへ提案活動を行っています。

組合員数

（令和3年3月31日現在）

（単位:人、団体）

	令和元年度	令和2年度	増　減
正組合員数	60,942	59,780	△1,162
うち個人	60,652	59,470	△1,182
うち法人	290	310	20
准組合員数	78,803	81,146	2,343
うち個人	78,329	80,680	2,351
うち法人	4	4	−
うちその他団体	470	462	△8
合　計	139,745	140,926	1,181

組合員組織の状況

（令和3年3月31日現在）

組合員組織の状況

組織名	組織数
地域運営委員会	18
支店運営委員会	118
女性部	147
青壮年部	14
品目別生産組織	315

（女性部の内訳）

	地区	地域	フレッシュミズ	支部
組　織　数	6	26	9	106

（品目別生産組織の内訳）

	農産	野菜	果樹	花き・花木	畜　産		
					牛	豚	鶏
組　織　数	30	193	58	19	12	3	0

地区一覧

（令和3年7月1日現在）

香川県全域

特定信用事業代理業者の状況

（令和3年7月1日現在）

該当ありません。

役員一覧

（令和3年7月1日現在）

1. 経営管理委員　（18名）

役職名	氏　名
経営管理委員会会長	港　義弘
経営管理委員	田中　智
経営管理委員	小林　稔明
経営管理委員	岡根　譲
経営管理委員	川田　治弘
経営管理委員	藤本　一弥
経営管理委員	溝渕　哲也
経営管理委員	佐藤　誠治
経営管理委員	藤田　幸治
経営管理委員	砂古　敏之
経営管理委員	三原　典子
経営管理委員	太田　進
経営管理委員	西原　康裕
経営管理委員	森口　憲司
経営管理委員	小倉　宏一
経営管理委員	名倉　敬
経営管理委員	木村　京子
経営管理委員	那須　勇助

2. 監　事　（5名）

役職名	氏　名
代表（員外）監事	勝丸　千晶
常勤監事	石尾　吉克
監事	池田　明彦
監事	荒野　茂
監事	黒川　真吾

3. 理　事　（10名）

役職名	氏　名
代表理事理事長	木内　秀一
代表理事副理事長 （管理・信用共済担当）	村川　進
代表理事副理事長 （営農経済担当）	吉本　康
常務理事 （リスク統括・コンプライアンス担当）	宮崎　仁至
常務理事 （企画担当）	大野　和良
常務理事 （総務担当）	川東　弘二
常務理事 （営農担当）	陶山　幸弘
常務理事 （経済担当）	塩田　当弘
常務理事 （信用担当）	西井　英勝
常務理事 （共済担当）	森田　利博

組織機構図

（令和3年7月1日現在）

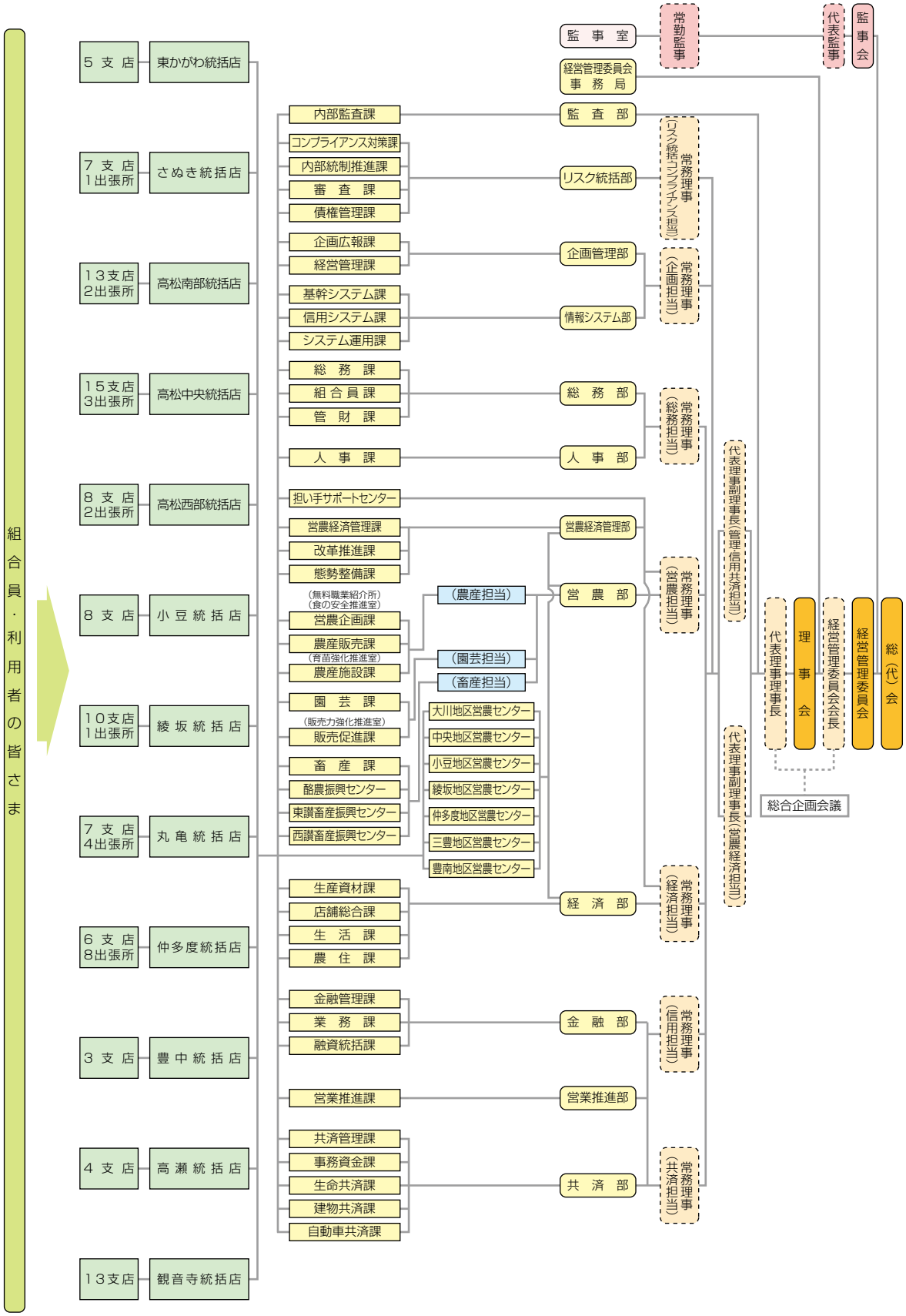

店舗一覧

（令和3年7月1日現在）

·現金自動化機器の土曜·日曜·祝日の稼働（5月3日～5月5日、12月31日～1月3日は稼働しない場合があります。）
「■」9:00～17:00　「◆」9:00～18:00　「●」9:00～19:00
·現金自動化機器の休日入金は紙幣のみの取扱いとなります。（硬貨取扱のある現金自動化機器であっても休日に硬貨の取扱いはしておりません。）
·店舗名の「○」は、為替取扱店舗ではありません。
詳しくは最寄りの店舗窓口までお問い合わせください。

店舗名	所在地	電話番号	現金自動化機器設置·稼働状況					
			平日	土曜	日曜	祝日	休日入金	硬貨取扱
本店	高松市寿町一丁目3番6号	087-825-0240	8:00～21:00	●	●	●	○	○
○高松ローンセンター	高松市伏石町2047番地1	0120-825-136						
○丸亀ローンセンター	丸亀市田村町1274番地	0877-58-3570						
相生支店	東かがわ市馬宿242番地4	0879-33-2570	8:30～21:00	■	■	■		○
引田支店	東かがわ市引田513番地1	0879-33-2540	8:00～21:00	■	■	■		○
白鳥支店	東かがわ市湊1353番地1	0879-25-2266	8:00～21:00	■	■	■	○	○
誉水支店	東かがわ市中筋45番地1	0879-25-2674	8:30～19:00	■	■	■	○	○
大内丹生支店	東かがわ市土居68番地1	0879-25-2371	8:00～21:00	■	■	■	○	○
富田支店	さぬき市大川町富田中2130番地4	0879-43-3578	8:30～19:00	■	■	■	○	○
石田支店	さぬき市寒川町石田東甲366番地1	0879-43-2564	8:30～19:00	■	■	■	○	○
長尾支店	さぬき市長尾東883番地2	0879-52-3111	8:00～21:00	●	●	●	○	○
大川造田出張所	さぬき市造田是弘758番地	0879-52-3121	8:30～19:00	■				○
津田支店	さぬき市津田町津田141番地4	0879-42-2016	8:30～19:00	■	■	■	○	○
鴨部支店	さぬき市鴨部4644番地2	087-895-1616	8:30～19:00	■	■	■	○	○
鴨庄支店	さぬき市鴨庄3076番地1	087-895-2108	8:30～19:00	■			○	○
志度支店	さぬき市志度900番地	087-894-1221	8:30～19:00	■	■	■	○	○
三木町支店	木田郡三木町氷上364番地1	087-891-1012						
井戸出張所	木田郡三木町井戸4136番地1	087-898-6474	8:30～21:00	●	●	●	○	○
田中支店	木田郡三木町田中3828番地2	087-898-1311	8:30～21:00	●	●	●	○	○
氷上支店	木田郡三木町氷上2829番地1	087-898-0103	8:30～21:00	●	●	●	○	○
川東支店	高松市香川町川東上955番地	087-879-3224	8:30～19:00	●	●	●	○	○
塩江支店	高松市塩江町安原上東347番地1	087-893-0020	8:30～19:00	■	■	■	○	○
香南支店	高松市香南町由佐1170番地1	087-879-3231	8:30～19:00	●	●	●	○	○
香川浅野支店	高松市香川町浅野846番地1	087-889-0763	8:30～19:00	●	●	●	○	○
直島支店	香川郡直島町850番地	087-892-2331	8:30～18:00	■			○	○
林支店	高松市林町351番地4	087-865-4937	8:30～19:00	■	■	■	○	○
川添支店	高松市東山崎町203番地2	087-847-6011	8:30～19:00	■	■	■	○	○
川島支店	高松市川島東町207番地2	087-848-1161	8:30～19:00	■	■	■	○	○
高松南部十河支店	高松市十川西町298番地1	087-848-0023	8:30～19:00	■	■	■	○	○
植田支店	高松市西植田町1122番地	087-849-0001	8:30～19:00	■	■	■	○	○
前田支店	高松市前田西町86番地1	087-847-6211	8:30～19:00	■	■	■	○	○
高田出張所	高松市前田東町1223番地8	087-847-4780	8:30～19:00	■	■	■	○	○
高松市中央一宮支店	高松市一宮町616番地2	087-885-1164	8:30～19:00	■	■	■	○	○
○女木出張所	高松市女木町11番地	087-873-0203						
○男木出張所	高松市男木町129番地3	087-873-0503						
仏生山支店	高松市仏生山町甲325番地1	087-889-0323	8:30～19:00	■	■	■	○	○
多肥支店	高松市多肥上町817番地1	087-889-0430	8:30～19:00	■	■	■	○	○
三谷支店	高松市三谷町1200番地	087-889-0171	8:30～19:00	■	■	■	○	○
木太支店	高松市木太町1669番地	087-861-5130	8:30～19:00	■	■	■	○	○
木太北部出張所	高松市木太町3145番地1	087-861-1934	8:30～19:00	■	■	■	○	○
鶴尾支店	高松市東ハゼ町21番地1	087-865-3411	8:30～19:00	■	■	■	○	○
古高松支店	高松市高松町11番地1	087-841-3381	8:30～19:00	■	■	■	○	○
屋島支店	高松市屋島西町1595番地1	087-841-4171	8:30～19:00	■	■	■	○	○
牟礼支店	高松市牟礼町牟礼1147番地3	087-845-1251	8:30～19:00	■	■	■	○	○
庵治支店	高松市庵治町5824番地2	087-871-4141	8:00～21:00	■	■	■	○	○
塩上支店	高松市塩上町三丁目2番1号	087-833-3511	8:30～19:00	■	■	■	○	
幸町支店	高松市番町三丁目7番4号	087-861-9125	8:30～19:00	■	■	■	○	
桜町支店	高松市桜町二丁目13番18号	087-861-2511	8:30～19:00	■	■	■	○	○
高松市太田支店	高松市伏石町2047番地1	087-865-3331	8:30～19:00	■	■	■	○	○
円座支店	高松市西山崎町200番地1	087-885-2125	8:30～19:00	■	■	■	○	○
川岡出張所	高松市岡本町字幸ノ神944番地	087-885-1324	8:30～19:00	■	■	■	○	○

・現金自動化機器の土曜・日曜・祝日の稼働（5月3日～5月5日、12月31日～1月3日は稼働しない場合があります。）
「■」9:00～17:00　「◆」9:00～18:00　「●」9:00～19:00
・現金自動化機器の休日入金は紙幣のみの取扱いとなります。（硬貨取扱のある現金自動化機器であっても休日に硬貨の取扱いはしておりません。）
・店舗名の「○」は、為替取扱店舗ではありません。
詳しくは最寄りの店舗窓口までお問い合わせください。

店舗名	所在地	電話番号	現金自動化機器設置・稼働状況				
			平日	土曜	日曜	祝日	休日入金	硬貨取扱
檀紙支店	高松市檀紙町780番地1	087-885-2136	8:30～19:00	■	■	■	○	○
檀紙北出張所	高松市檀紙町2057番地4	087-885-9061	8:30～19:00	■	■	■	○	○
高松市西部鬼無支店	高松市鬼無町佐藤31番地7	087-881-2808	8:30～19:00	■	■	■	○	○
弦打支店	高松市鶴市町599番地1	087-881-2405						
香西支店	高松市香西北町1番地18	087-881-2604	8:30～19:00	■	■	■	○	○
下笠居支店	高松市生島町346番地	087-881-2181	8:30～19:00	■	■	■	○	○
国分寺支店	高松市国分寺町新居557番地1	087-874-1211	8:30～19:00	■	■	■	○	○
国分寺南支店	高松市国分寺町新名1323番地1	087-874-1220	8:30～19:00	■	■	■	○	○
内海支店	小豆郡小豆島町安田甲144番地142	0879-82-1166	8:30～19:00	■	■	■	○	○
苗羽支店	小豆郡小豆島町苗羽甲1070番地1	0879-82-1171	8:30～19:00	■	■	■	○	○
福田支店	小豆郡小豆島町福田甲407番地3	0879-84-2101	8:30～19:00	■	■	■	○	○
池田支店	小豆郡小豆島町池田1101番地1	0879-75-0411	8:30～19:00	■	■	■	○	○
土庄支店	小豆郡土庄町甲290番地1	0879-62-2215	8:00～21:00	■	■	■	○	○
北浦支店	小豆郡土庄町屋形崎甲1436番地1	0879-65-2001	8:30～19:00	■	■	■	○	○
四海支店	小豆郡土庄町伊喜末1番地15	0879-64-5211	8:30～19:00	■	■	■	○	○
豊島支店	小豆郡土庄町豊島家浦2160番地	0879-68-2301	8:30～19:00	■	■	■	○	○
陶支店	綾歌郡綾川町陶4153番地1	087-876-1191	8:30～21:00	●	●	●	○	○
昭和出張所	綾歌郡綾川町千疋乙557番地4	087-877-0508	8:30～19:00	■	■	■		○
綾上支店	綾歌郡綾川町山田上甲1287番地1	087-878-2010	8:30～19:00	■	■	■		○
滝宮支店	綾歌郡綾川町滝宮529番地1	087-876-1192	8:30～21:00	●	●	●		○
王越支店	坂出市王越町乃生846番地2	0877-42-0105	8:30～18:00	◆	◆	◆	○	
松山支店	坂出市高屋町1086番地3	0877-47-0311	8:30～19:00	■	■	■	○	○
林田支店	坂出市林田町494番地1	0877-47-0035	8:30～19:00	■	■	■	○	○
坂出市支店	坂出市駒止町一丁目1番11号	0877-46-2683	8:30～19:00	■	■	■	○	○
府中支店	坂出市府中町5163番地3	0877-48-0811	8:30～19:00	■	■	■	○	○
宇多津支店	綾歌郡宇多津町1884番地5	0877-49-0731	8:30～19:00	■	■	■	○	○
川津町支店	坂出市川津町2943番地1	0877-46-1788	8:30～19:00	■	■	■		○
綾歌支店	丸亀市綾歌町栗熊東398番地2	0877-86-2001	8:30～19:00	■	■	■	○	○
法勲寺支店	丸亀市飯山町下法軍寺545番地1	0877-98-3263	8:30～19:00	■	■	■	○	○
坂本支店	丸亀市飯山町川原983番地	0877-98-2225	8:30～19:00	■	■	■	○	○
岡田支店	丸亀市綾歌町岡田下523番地4	0877-86-3003	8:30～19:00	■	■	■	○	○
協栄支店	仲多度郡まんのう町吉野下1141番地1	0877-75-3191	8:30～19:00	■	■	■	○	○
長炭出張所	仲多度郡まんのう町炭所西1428番地1	0877-79-2007	8:30～18:00	■			○	○
高篠出張所	仲多度郡まんのう町東高篠289番地	0877-73-2158						
琴南支店	仲多度郡まんのう町中通905番地	0877-85-2311						
仲南支店	仲多度郡まんのう町買田240番地	0877-73-4151	8:30～19:00	■	■	■	○	
丸亀支店	丸亀市郡家町字大林上3295番地1	0877-22-8201	8:00～21:00	■	■	■	○	○
丸亀東支店	丸亀市飯野町西分588番地1	0877-22-6009	8:30～21:00	■	■	■	○	○
丸亀北支店	丸亀市津森町806番地3	0877-22-4475	8:00～21:00	■	■	■	○	○
城南出張所	丸亀市田村町1274番地	0877-22-5730	8:00～21:00	■	■	■	○	○
報徳出張所	丸亀市中津町775番地	0877-25-2536	8:30～19:00	■	■	■	○	
○本島出張所	丸亀市本島町泊478番地	0877-27-3030						
○広島出張所	丸亀市広島町江ノ浦443番地5	0877-29-2130						
琴平支店	仲多度郡琴平町榎井509番地1	0877-75-5271	8:00～19:00	■	■	■	○	○
善通寺支店	善通寺市上吉田町六丁目12番1号	0877-64-0626	8:00～21:00	■	■	■	○	○
善通寺麻野出張所	善通寺市生野町586番地	0877-62-0712	8:00～19:00	■	■	■	○	○
上郷出張所	善通寺市善通寺町1922番地1	0877-62-0713	8:00～19:00	■	■	■	○	○
与北出張所	善通寺市与北町2096番地1	0877-62-2030	8:00～19:00	■	■	■	○	○
筆岡出張所	善通寺市中村町1527番地1	0877-62-1290	8:00～19:00	■	■	■	○	○
吉原出張所	善通寺市吉原町374番地1	0877-62-1184	8:00～19:00	■	■	■	○	○
龍川出張所	善通寺市原田町305番地	0877-62-0076	8:30～19:00	■	■	■	○	○

·現金自動化機器の土曜·日曜·祝日の稼働(5月3日～5月5日、12月31日～1月3日は稼働しない場合があります。)
「■」9:00～17:00　「◆」9:00～18:00　「●」9:00～19:00
·現金自動化機器の休日入金は紙幣のみの取扱いとなります。(硬貨取扱のある現金自動化機器であっても休日に硬貨の取扱いはしておりません。)
·店舗名の「○」は、為替取扱店舗ではありません。
詳しくは最寄りの店舗窓口までお問い合わせください。

店舗名	所在地	電話番号	現金自動化機器設置·稼働状況					
			平日	土曜	日曜	祝日	休日入金	硬貨取扱
多度津支店	仲多度郡多度津町大字庄928番地	0877-33-1351	8:30～19:00	■	■	■	○	○
山本支店	三豊市山本町辻525番地1	0875-63-2026	8:30～19:00	■	■	■	○	○
財田支店	三豊市財田町財田上3487番地2	0875-67-2002	8:30～19:00	■	■	■	○	○
豊中支店	三豊市豊中町本山甲838番地	0875-62-3182	8:30～19:00	■	■	■	○	○
高瀬支店	三豊市高瀬町上高瀬1271番地2	0875-72-3181	8:30～19:00	■	■	■	○	○
三野支店	三豊市三野町下高瀬846番地	0875-72-4155	8:30～19:00	■	■	■	○	○
高瀬東部支店	三豊市高瀬町下麻811番地1	0875-74-6311	8:30～19:00	■	■	■	○	○
詫間支店	三豊市詫間町詫間600番地1	0875-83-3101	8:30～19:00	■	■	■	○	○
観音寺町支店	観音寺市観音寺町甲2979番地1	0875-25-3503	8:30～19:00	■	■	■	○	○
高室支店	観音寺市高屋町1911番地2	0875-25-4561	8:30～19:00	■	■	■	○	○
常磐支店	観音寺市植田町1735番地	0875-25-2570	8:30～19:00	■	■	■	○	○
一ノ谷支店	観音寺市古川町82番地1	0875-25-0104	8:30～19:00	■	■	■	○	○
豊田支店	観音寺市新田町1418番地1	0875-27-6022	8:30～19:00	■	■	■	○	○
柞田支店	観音寺市柞田町丙1548番地	0875-25-4564	8:30～19:00	■	■	■	○	○
仁尾町支店	三豊市仁尾町仁尾丁1447番地6	0875-82-3211	8:30～19:00	■	■	■	○	○
豊浜支店	観音寺市豊浜町姫浜527番地	0875-52-3333	8:30～19:00	■	■	■	○	○
大野原支店	観音寺市大野原町大野原1931番地	0875-54-2076	8:00～21:00	●	●	●	○	○
紀伊支店	観音寺市大野原町丸井260番地1	0875-27-6055	8:30～18:00	■	■	■		
萩原支店	観音寺市大野原町萩原1299番地4	0875-54-2034	8:30～18:00	■	■	■		○
五郷支店	観音寺市大野原町井関510番地1	0875-54-2021	8:30～18:00	■	■	■		
和田支店	観音寺市豊浜町和田甲460番地	0875-52-2154	8:30～19:00	◆	◆	◆		○

店舗外ATM一覧

（令和3年7月1日現在）

·現金自動化機器の土曜·日曜·祝日の稼働（5月3日～5月5日、12月31日～1月3日は稼働しない場合があります。）
「★」8:30～21:00　「■」9:00～17:00　「◆」9:00～18:00　「●」9:00～19:00　「●」9:00～21:00
「★」9:30～19:00　「★」9:30～21:00　「■」10:00～19:00　「◆」10:00～19:30　「●」10:00～21:00
·現金自動化機器の休日入金は紙幣のみの取扱いとなります。（硬貨取扱のある現金自動化機器であっても休日に硬貨の取扱いはしておりません。）
詳しくは最寄りの店舗窓口までお問い合わせください。

コーナー名	所　在　地	現金自動化機器設置·稼働状況					
		平　日	土曜	日曜	祝日	休日入金	硬貨取扱
香川県庁	高松市番町四丁目1番10号	9:00～18:00					○
県立中央病院	高松市朝日町一丁目2番1号	9:00～18:00					○
高松市役所	高松市番町一丁目8番15号	9:00～18:00					○
香川大学	高松市幸町1番1号	9:00～19:00					
高松シンボルタワー	高松市サンポート2番1号	8:00～21:00	●	●	●	○	○
瓦町フラッグ	高松市常磐町一丁目3番1号	10:00～19:30	◆	◆	◆		
JR高松駅	高松市浜ノ町1番地20	9:00～21:00	●	●	●		
三越高松店	高松市内町7番地1	10:00～19:00	■	■	■		
高松競輪場	高松市福岡町一丁目4番46号	9:00～21:00	●	●	●		
松福	高松市松福町二丁目5番7号	8:45～18:00					
ゆめタウン高松	高松市三条町中所608番地1	9:30～21:00	★	★	★		
屋島総合病院	高松市屋島西町2105番地17	8:45～19:00	■	■	■		○
古高松東	高松市高松町2170番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	
中央ふれあい市場	高松市太田上町315番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	○
多肥南	高松市出作町前原311番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	
一宮別館	高松市一宮町字刷塚1431番地1	9:00～17:00					
弦打ふれあいセンター	高松市鶴市町599番地1	8:30～19:00	■	■	■	○	○
中央営農センター	高松市下田井町367番地1	8:45～19:00	■	■	■		
イオンモール高松	高松市香西本町1番地1	10:00～21:00	●	●	●		
香南町「道の駅」	高松市香南町横井997番地2	8:30～21:00	★	★	★		
高松空港	高松市香南町岡1312番地7	9:00～19:00	●	●	●		
池西	高松市香南町池内522番地2	8:30～19:00	●	●	●	○	
大野	高松市香川町大野844番地2	8:45～19:00	●	●	●	○	
高松市役所塩江支所	高松市塩江町安原下第2号1645番地	8:45～19:00	■			○	○
国分寺中央	高松市国分寺町新名440番地9	8:00～21:00	■	■	■	○	○
東讃小海	東かがわ市小海1369番地5	8:45～19:00	■	■	■		
本町	東かがわ市松原602番地	8:45～21:00	■	■	■		
マルナカ白鳥店	東かがわ市白鳥町白鳥字城泉144番地1	9:00～21:00	●	●	●		
三本松	東かがわ市三本松680番地88	8:45～19:00	■	■	■	○	○
よりそいプラザ福栄	東かがわ市西山354番地7	8:30～21:00	■	■	■	○	○
さぬき市役所	さぬき市志度5385番地8	9:00～18:00					
神前	さぬき市寒川町神前1575番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	
ザ·ビッグ寒川店	さぬき市寒川町石田東甲1375番地	9:00～21:00	●	●	●		
松尾	さぬき市大川町田面94番地1	8:45～19:00	■				
前山	さぬき市前山923番地3	8:45～17:00	■				○
林田北	坂出市林田町3542番地1	8:45～19:00	■			○	
坂出市西部	坂出市八幡町三丁目2291番地	8:45～19:00	■	■	■	○	○
加茂	坂出市加茂町647番地4	8:45～18:00	■				
丸亀市役所	丸亀市大手町二丁目4番21号	9:00～17:30					
ゆめタウン丸亀	丸亀市新田町150番地	9:30～21:00	★	★	★		
川西南	丸亀市川西町南1077番地1	8:45～18:00	■			○	○
垂水	丸亀市垂水町1337番地4	8:45～18:00	■	■	■	○	○
富熊	丸亀市綾歌町富熊809番地2	8:45～19:00	■	■	■	○	○
讃さん広場　飯山店	丸亀市飯山町西坂元655番地1	9:00～19:00	●	●	●	○	
善通寺市役所	善通寺市文京町二丁目1番1号	9:00～17:00					○
財田大野	三豊市山本町大野460番地2	8:45～19:00	■	■	■	○	○
神田	三豊市山本町神田1209番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	○
三豊市役所財田支所	三豊市財田町財田上2171番地	8:45～19:00	■	■	■	○	○
財田中地区	三豊市財田町財田中548番地3	8:45～19:00	■	■	■	○	○
黒川	三豊市財田町財田上6243番地3	8:45～19:00	■	■	■	○	○

·現金自動化機器の土曜·日曜·祝日の稼働(5月3日～5月5日、12月31日～1月3日は稼働しない場合があります。)
「★」8:30～21:00　「■」9:00～17:00　「◆」9:00～18:00　「●」9:00～19:00　「●」9:00～21:00
「★」9:30～19:00　「★」9:30～21:00　「■」10:00～19:00　「◆」10:00～19:30　「●」10:00～21:00
·現金自動化機器の休日入金は紙幣のみの取扱いとなります。(硬貨取扱のある現金自動化機器であっても休日に硬貨の取扱いはしておりません。)
詳しくは最寄りの店舗窓口までお問い合わせください。

コーナー名	所　在　地	現金自動化機器設置·稼働状況					
		平　日	土曜	日曜	祝日	休日入金	硬貨取扱
三豊市役所	三豊市高瀬町下勝間2373番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	
二ノ宮	三豊市高瀬町佐股甲1483番地2	8:45～19:00	■	■	■		
勝間	三豊市高瀬町下勝間275番地3	8:45～19:00	■	■	■	○	
比地二	三豊市高瀬町比地180番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	
市民センター三野	三豊市三野町下高瀬1978番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	○
吉津	三豊市三野町吉津甲1050番地2	8:45～19:00	■	■	■	○	
荘内	三豊市詫間町大浜甲1633番地8	8:45～19:00	■	■	■		
ピカソ詫間店	三豊市詫間町的場6781番地2	9:00～21:00	●	●	●		
ゆめタウン三豊	三豊市豊中町本山甲22番地	9:30～21:00	★	★	★	○	
笠田	三豊市豊中町笠田笠岡2123番地6	8:45～19:00	■	■	■	○	○
比地大	三豊市豊中町比地大2565番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	○
桑山	三豊市豊中町岡本258番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	○
上高野	三豊市豊中町上高野2575番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	○
曽保	三豊市仁尾町仁尾甲1211番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	
JAオートパル観音寺	観音寺市吉岡町畔田29番地	8:45～19:00	■	■	■	○	○
粟井	観音寺市粟井町1135番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	○
木之郷	観音寺市木之郷町793番地3	8:45～19:00	■	■	■	○	○
井下病院	観音寺市大野原町花稲818番地1	8:45～19:00	■				○
Aコープホウナン店	観音寺市大野原町大野原1727番地	8:45～19:00	●	●	●	○	
三豊総合病院	観音寺市豊浜町姫浜708番地	8:45～19:00	●	●	●	○	○
ベルシティ	木田郡三木町鹿伏310番地	9:30～21:00	★	★	★	○	○
ふれあいセンター三木店	木田郡三木町氷上364番地1	8:30～21:00	●	●	●	○	○
平井北	木田郡三木町井上727番地2	8:45～21:00	●	●	●	○	○
神山	木田郡三木町鹿庭1550番地2	8:45～21:00	●	●	●	○	○
下高岡	木田郡三木町下高岡1046番地	8:45～21:00	●	●	●	○	○
香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸1750番地1	9:00～18:00	◆	◆	◆		
宮の浦港	香川郡直島町2249番地22	8:45～18:00	■			○	
草壁	小豆郡小豆島町草壁本町427番地5	8:45～19:00	■	■	■	○	○
小豆島中央病院	小豆郡小豆島町池田2060番地1	9:00～19:00					
安田	小豆郡小豆島町安田甲548番地10	8:45～19:00	■	■	■	○	○
小豆島町役場内海庁舎	小豆郡小豆島町片城甲44番地95	9:00～18:00					○
西村	小豆郡小豆島町西村甲1076番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	○
坂手	小豆郡小豆島町坂手甲1847番地	8:45～19:00	■	■	■	○	○
小豆島ふるさと村	小豆郡小豆島町室生字浜畑甲2番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	○
三都	小豆郡小豆島町蒲野1647番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	○
蒲生	小豆郡小豆島町蒲生甲1841番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	○
二面	小豆郡小豆島町二面493番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	○
土庄町役場	小豆郡土庄町甲559番地2	8:45～19:00	■	■			
土庄港	小豆郡土庄町吉ケ浦6195番地14	8:45～19:00	■	■			
渕崎	小豆郡土庄町渕崎甲1267番地	8:45～19:00	■	■	■	○	○
北山	小豆郡土庄町上庄1525番地3	8:45～19:00	■	■	■	○	○
よりそいプラザ大鐸	小豆郡土庄町肥土山甲1855番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	○
大部	小豆郡土庄町大部甲3246番地2	8:45～19:00	■	■	■	○	○
マルナカ新土庄店	小豆郡土庄町字半の池甲1360番地10	9:00～21:00	●	●	●		
綾坂営農センター	綾歌郡綾川町陶4742番地1	8:45～19:00	■	■	■		○
綾川町役場綾上支所	綾歌郡綾川町山田下2224番地	8:45～19:00	■	■			○
イオンモール綾川	綾歌郡綾川町萱原822番地1	9:00～21:00	●	●	●		
滝宮総合病院	綾歌郡綾川町滝宮486番地1	8:45～19:00	■	■	■		○
綾川町役場	綾歌郡綾川町滝宮299番地	8:45～19:00	■	■	■		○
羽床	綾歌郡綾川町羽床下2271番地	8:45～19:00	■	■	■		○

·現金自動化機器の土曜·日曜·祝日の稼働(5月3日～5月5日、12月31日～1月3日は稼働しない場合があります。)
「★」8:30～21:00　「■」9:00～17:00　「◆」9:00～18:00　「●」9:00～19:00　「●」9:00～21:00
「★」9:30～19:00　「★」9:30～21:00　「■」10:00～19:00　「◆」10:00～19:30　「●」10:00～21:00
·現金自動化機器の休日入金は紙幣のみの取扱いとなります。(硬貨取扱のある現金自動化機器であっても休日に硬貨の取扱いはしておりません。)
詳しくは最寄りの店舗窓口までお問い合わせください。

コーナー名	所　在　地	現金自動化機器設置·稼働状況					
		平　日	土曜	日曜	祝日	休日入金	硬貨取扱
イオンタウン宇多津	綾歌郡宇多津町浜二番丁16番地	9:00～21:00	●	●	●		
まんのう町役場	仲多度郡まんのう町吉野下430番地	8:45～19:00	■	■	■	○	○
七箇	仲多度郡まんのう町七箇1932番地1	8:45～19:00	■	■	■	○	○
尾井手	仲多度郡まんのう町川東1443番地1	8:45～18:00	■			○	○
まんのう町役場琴南支所	仲多度郡まんのう町造田1974番地1	8:45～18:00	■	■	■	○	○
JAオートパル協栄	仲多度郡まんのう町吉野1215番地	8:45～19:00	■	■	■	○	○
夢ハウス協栄	仲多度郡まんのう町西高篠505番地6	8:00～19:00	■	■	■	○	○
象郷	仲多度郡琴平町上櫛梨200番地1	8:00～19:00	■	■	■	○	○
イオンタウン多度津	仲多度郡多度津町北鴨二丁目10番1号	9:00～21:00	◆	◆	◆	○	○
白方集荷場	仲多度郡多度津町奥白方1407番地	9:00～19:00	■	■	■	○	

JA香川県グループの構成と連結事業概況（令和2年度）

JA香川県グループは、当JA、子会社5社、子法人等1社、関連法人等9社で構成されています。
互いに連携し一体的な事業活動を展開することにより、新たな価値を創造し地域社会に貢献してまいります。

（令和3年3月31日現在）

JA香川県

子会社

会社名	所在地（事業内容）	設立年月日 資本金（当JAの議決権比率・他の子会社等の議決権比率）
株式会社JA香川県オートエナジー	高松市一宮町字刷塚1431番地1（車輌の販売整備サービス、石油LPガス等の販売、人材派遣業）	昭和42年6月3日 95百万円（100.0%・ ―）
株式会社JA香川県ライフサービス	高松市一宮町字刷塚1431番地1（葬祭事業、ギフト事業、酒類の販売）	平成元年6月1日 95百万円（100.0%・ ―）
株式会社香川県営農支援センター	観音寺市新田町287番地（育苗作業の受託）	平成8年11月1日 50百万円（100.0%・ ―）
株式会社JA香川県フードサービス	観音寺市池之尻町50番地（鶏卵の加工・販売、配合飼料・米の販売）	昭和46年1月5日 48百万円（100.0%・ ―）
農協食品株式会社	丸亀市川西町南甲1171番地（食鳥の加工・販売）	昭和48年11月29日 40百万円（100.0%・ ―）

子法人等

会社名	所在地（事業内容）	設立年月日 資本金（当JAの議決権比率・他の子会社等の議決権比率）
協同加工株式会社	坂出市昭和町二丁目1番9号（部分肉の受託加工）	昭和61年10月2日 10百万円（50.0%・50.0%）

関連法人等

会社名	所在地（事業内容）	設立年月日 資本金（当JAの議決権比率・他の子会社等の議決権比率）
株式会社香川県畜産公社	坂出市昭和町二丁目1番9号（牛・豚の屠畜解体処理）	昭和59年7月14日 1,130百万円（30.1%・21.5%）
協同食品株式会社	坂出市昭和町二丁目1番9号（畜産製品等の製造・販売）	昭和37年4月6日 97百万円（38.3%・ ―）
大川乳業協同株式会社	さぬき市寒川町石田西986番地2（乳製品・市乳の販売）	昭和40年6月15日 34百万円（44.7%・ ―）
エース食品株式会社	さぬき市長尾西1910番地（農畜産物・冷凍食品の製造・販売）	昭和46年11月10日 36百万円（33.1%・ ―）
香川三菱自動車販売株式会社	高松市観光通二丁目8番24号（車輌の販売・整備・サービス）	昭和34年12月21日 50百万円（20.0%・ ―）
有限会社綾歌南部農業振興公社	綾歌郡綾川町陶4742番地1（農作業の受委託）	平成18年1月10日 26百万円（23.0%・ ―）
株式会社カガワミール	坂出市昭和町二丁目7番9号（食肉死亡獣畜の加工処理、肥料等の製造・販売）	昭和28年4月1日 18百万円（25.4%・ 5.1%）
株式会社綾南プラザ	綾歌郡綾川町滝宮1578番地（飲食店売店の運営、農畜産物水産物の加工・販売）	平成9年11月13日 20百万円（20.0%・ ―）
有限会社大内農業振興公社	東かがわ市中筋45番地1（有機堆肥の製造・販売、農作業等の受託業務）	平成9年2月24日 5百万円（50.0%・ ―）

（注）金融業務を営む子会社等はありません。なお、連結自己資本比率算出の対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。
なお、平成31年3月31日に解散し、特別清算手続を行っていました株式会社フジフーヅは、令和2年12月3日付をもって特別清算手続が結了しました。

◆ 事業の概況

令和2年度の当JAの連結決算は、子会社5社を連結しています。なお、株式会社フジフーヅは令和2年12月3日に特別清算手続が結了したことから連結の範囲に含めていません。

連結決算の概要は以下のとおりです。

【残高の概況】

当期末の総資産は、前年対比で237億円増加して2兆152億円となり、純資産の部は、前年対比で18億円増加して1,087億円となりました。

資産の部では、信用事業資産が前年対比238億円増加の1兆9,142億円となりました。

負債の部では、貯金残高が前年対比220億円増加したことなどから信用事業負債は1兆8,850億円となり、負債の部合計で1兆9,065億円となりました。

【損益の概況】

主要事業ごとの事業総利益については、信用事業が14百万円、共済事業が40百万円減少しましたが、購買事業が30百万円、販売事業が41百万円増加したため、全体の事業総利益は32百万円の増加となりました。一方、事業管理費が561百万円減少したことにより、事業利益の増加は594百万円となりましたが、法人税等の増加により当期剰余金は234百万円増加し、3,205百万円となりました。

【自己資本比率】

当期末の連結自己資本比率は、前期末より0.24ポイント上昇し、18.11%となりました。

◆ 連結子会社の事業概況

（単位:百万円）

会社名	決算日	売上高	経常利益	当期利益	総資産	純資産
株式会社JA香川県オートエナジー	3月31日	7,489	210	116	5,918	3,641
株式会社JA香川県ライフサービス	3月31日	1,388	△48	△52	582	320
株式会社香川県営農支援センター	3月31日	310	26	17	460	406
株式会社JA香川県フードサービス	3月31日	4,322	89	58	1,352	986
農協食品株式会社	3月31日	4,697	104	71	1,383	818

◆ 最近の5事業年度の主要な業務指標の推移

（単位:百万円、%）

項　　目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
連結事業収益	76,095	75,917	74,957	72,556	69,319
信用事業収益	17,190	17,480	18,036	18,185	17,651
共済事業収益	6,605	6,352	6,288	5,935	5,856
農業関連事業収益	36,936	36,437	35,530	35,001	34,375
その他事業収益	15,363	15,646	15,102	13,434	11,436
連結経常利益	3,879	3,793	4,065	3,997	4,555
連結当期剰余金	2,849	2,831	2,712	2,971	3,205
連結純資産額	103,067	104,639	105,938	106,847	108,734
連結総資産額	1,834,104	1,891,567	1,953,881	1,991,500	2,015,289
連結自己資本比率	19.01	18.82	17.93	17.87	18.11

（注）「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁･農水省告示第2号）に基づき算出しております。また、各事業収益には、共通管理部門からの配賦額が含まれているため、連結損益計算書の事業収益と一致しません。

◆ 連結自己資本比率の状況

令和3年3月末における連結自己資本比率は、18.11%となりました。

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル･リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

●普通出資による資金調達額

項　　目	内　　容
発行主体	香川県農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	24,984百万円（前年度25,453百万円）

◆ 連結子会社の概要

●株式会社JA香川県オートエナジー
（車輌の販売・整備・サービス、石油・LPガス等の販売、人材派遣業）

自動車事業では県下10ヵ所にオートパル（自動車整備工場）を展開し、自動車のご購入から車検・点検・板金・塗装まで、お客さまのカーライフを幅広くサポートしています。

石油事業では、県下24ヵ所にJA-SS（フルサービス型・セルフサービス型ステーション）を展開し、給油、ポリマーコーティング、メンテナンスおよびオリジナル商品の販売などを行っています。ガス事業では、県下4ヵ所にLPガス販売所を設けて、ガス器具の販売や配管工事および定期点検を行っています。さらに、JAグループが取扱う電気メニュー「JAでんき」の代理店業務や人材派遣業務も行っています。

●株式会社JA香川県ライフサービス
（葬祭事業、ギフト事業、酒類の販売）

ギフト事業では、香川県産の素材と品質にこだわったJAのオリジナル商品から定番ギフトまで、様々な商品を取り揃えています。

葬祭事業では、協同セレモニー会館を県下8ヵ所に展開し、病院へのお迎えからご葬儀、初七日法要に至るまでいざという時のサポートを行っています。また、いざという時に安心してご葬儀が執り行えるよう、会館見学や事前相談を行っています。さらに、地元の専門業者と提携し、遺品整理・生前整理などのサービスの提供を行っています。

●株式会社香川県営農支援センター
（育苗作業の受託）

水稲や野菜育苗等の生産を行っており、県内の生産者に優良な苗を供給しています。

●株式会社JA香川県フードサービス
（鶏卵の加工・販売、配合飼料・米の販売）

鶏卵の洗卵選別包装、生液卵・冷凍液卵を製造販売し、消費者に新鮮な卵の供給を行っています。

生産段階から出荷まで、安全性を確保した農場管理・品質検査・商品管理のもと、トータルシステムでたまごづくりに取り組んでいます。昔から養鶏の盛んな香川県で長年の経験と実績に裏打ちされた確かな品質で、皆さまへ食の「安心・安全」をお届けします。

●農協食品株式会社
（食鳥の加工・販売）

県内最大の食鳥処理場として、県内量販店・小売店等へ鮮度を重視した商品の安定供給を行っています。

各種商品のうち「国産若どり」は、さぬきの温暖な気候で特別なエサで育てられた、ビタミン・ミネラルも豊富でとてもヘルシーな商品です。肉質がやわらかく、食べやすいのでお子さまからご年配の方まで皆さまにおすすめできる商品です。

加工品には、「骨付鳥」、「美味い唐揚げ」、「オリーブ牛コロッケ」、「讃岐もち豚コロッケ」など様々な商品を取り揃えています。

店舗配置図（令和3年7月1日現在）

- 本店
- 営農センター
- 統括店
- ローンセンター
- 安心サポートセンター（事故相談センター）

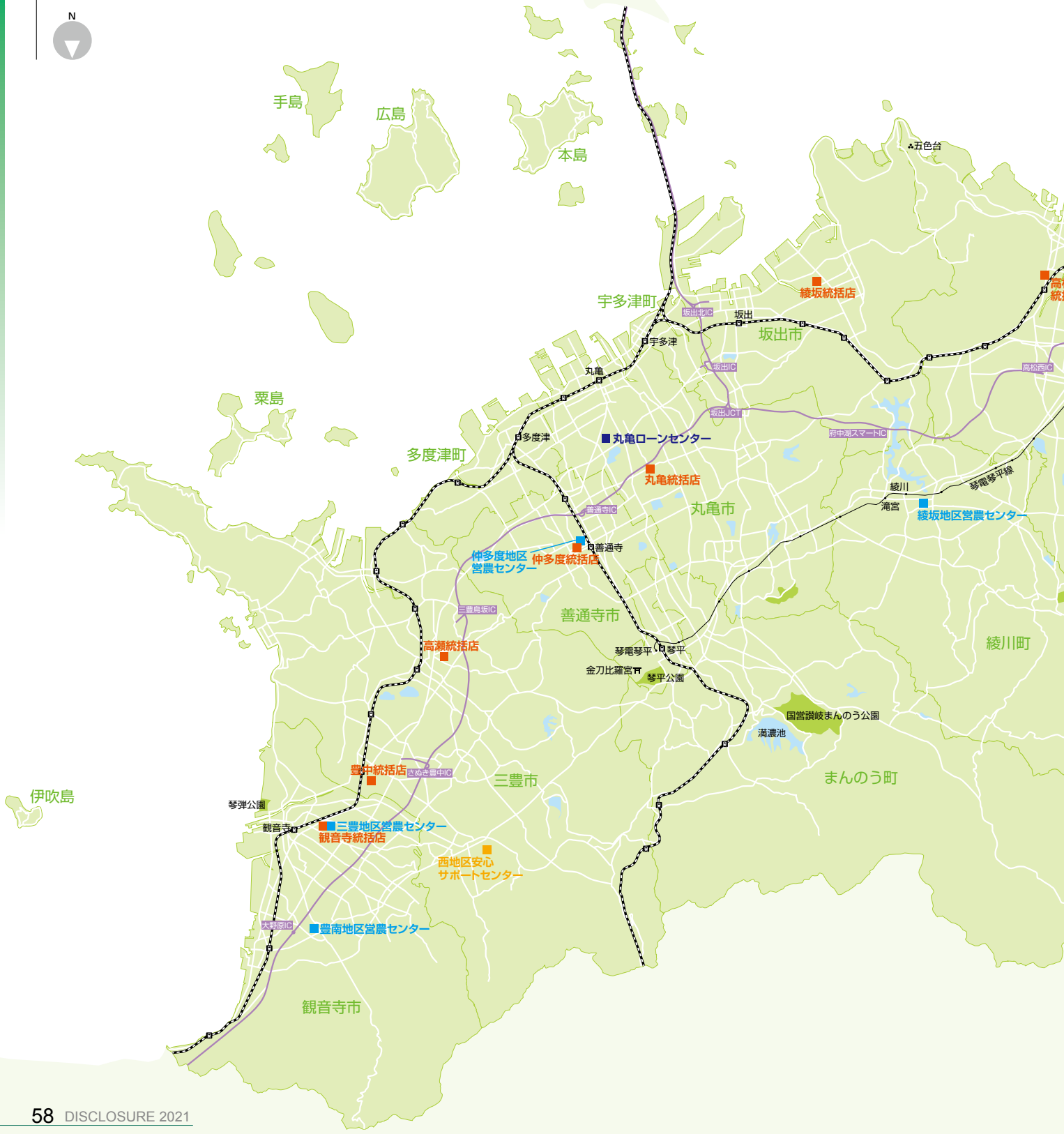

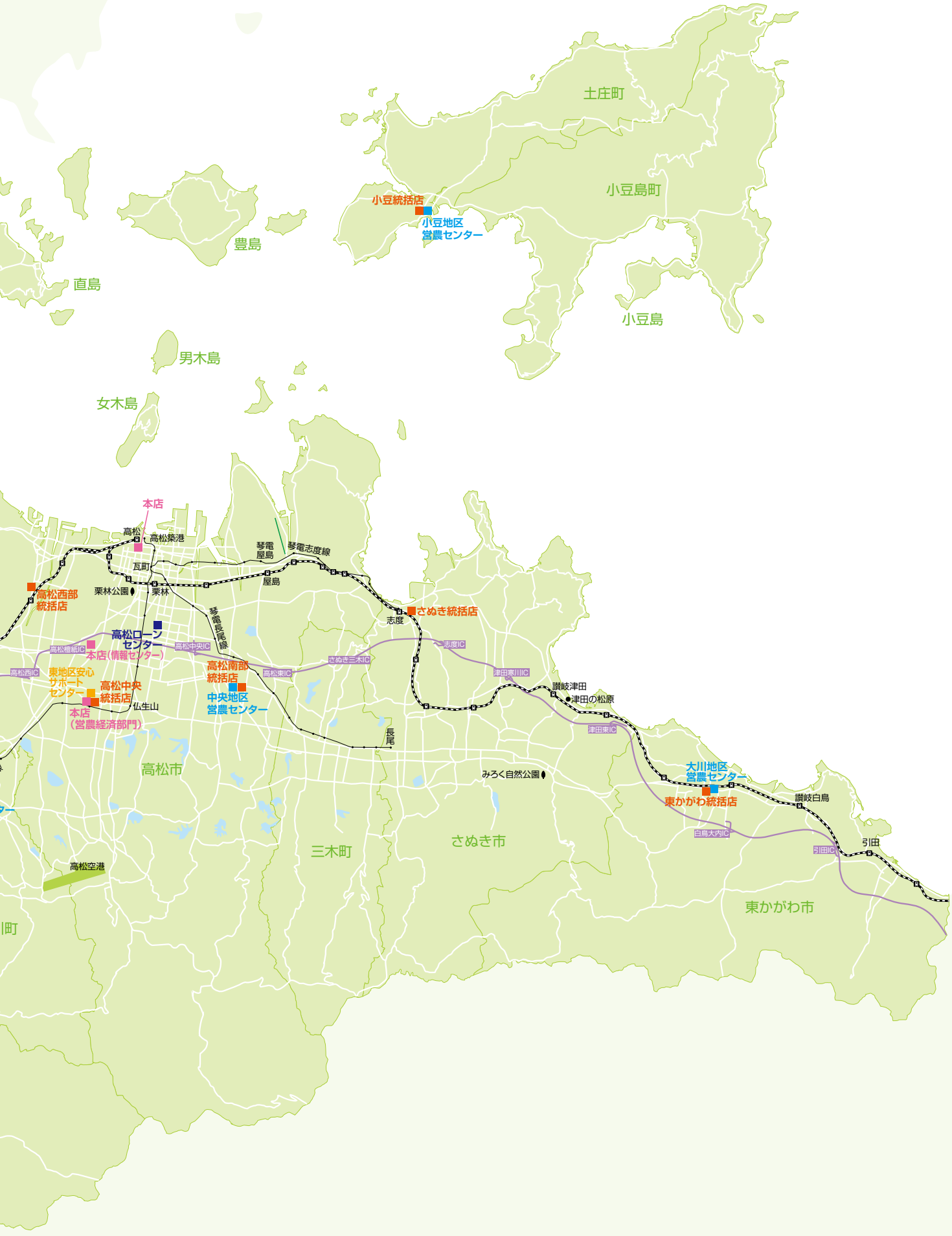
土庄町
小豆島町
小豆統括店
小豆地区
営農センター
豊島
直島
小豆島
男木島
女木島
本店
高松
高松築港
琴電
屋島
琴電志度線
瓦町
屋島
栗林公園
栗林
高松西部
統括店
琴電長尾線
高松ローン
センター
本店（情報センター）
高松檀紙IC
高松中央IC
さぬき統括店
志度
志度IC
さぬき三木IC
高松南部
統括店
中央地区
営農センター
高松東IC
津田寒川IC
讃岐津田
津田の松原
津田東IC
高松西IC
東地区安心
サポート
センター
高松中央
統括店
本店
（営農経済部門）
仏生山
長尾
高松市
大川地区
営農センター
東かがわ統括店
みろく自然公園
讃岐白鳥
白鳥大内IC
引田
引田IC
三木町
さぬき市
高松空港
東かがわ市

店舗配置図（令和3年7月1日現在）

福田支店
土庄町
北浦支店
四海支店
よりそいプラザ大鐸
小豆島町
豊島支店
土庄支店
内海支店
池田支店
苗羽支店
豊島
直島支店
直島
小豆島
男木出張所
男木島
女木島
女木出張所
庵治支店
幸町支店
木太北部出張所
高松
高松築港
香西支店
屋島支店
琴電屋島
琴電志度線
塩上支店
羊礼支店
瓦町
弦打支店
屋島
栗林公園
栗林
古高松支店
木太支店
桜町支店
鴨庄支店
志度支店
志度
鶴尾支店
高松市太田支店
檀紙北出張所
鴨部支店
高松檀紙IC
高松中央IC
志度IC
川添支店
檀紙支店
林支店
前田支店
さぬき三木IC
高松西IC
高松東IC
津田寒川IC
仏生山支店
多肥支店
高田出張所
讃岐津田
津田の松原
仏生山
高松市中央一宮支店
大川造田出張所
津田支店
川島支店
三谷支店
高松南部十河支店
三木町支店
井戸出張所
長尾
津田東IC
川岡出張所
石田支店
富田支店
高松市
香川浅野支店
長尾支店
氷上支店
みろく自然公園
大内丹生支店
植田支店
田中支店
誉水支店
讃岐白鳥
白鳥支店
香南支店
白鳥大内IC
川東支店
さぬき市
三木町
引田
引田IC
引田支店
相生支店
高松空港
よりそいプラザ福栄
東かがわ市
塩江支店

店舗配置図（令和3年7月1日現在）

■ ファーマーズマーケット
■ ふれあいセンター
■ Aコープ
■ 産直
※上記のファーマーズマーケット、ふれあいセンター、Aコープ、産直店舗については、ポイントカードをお使いいただけます。
■ 産直
※上記の産直店舗については、ポイントカードをお使いいただけません。
■ 農機センター

土庄町
土庄店
小豆農機センター
小豆島町
池田店
うちのみ店
小豆ふれあい
産直市場
豊島
直島
小豆島
男木島
女木島
Aコープ庵治店
中央ふれあい市場 古高松店
中央北部農機センター
牟礼店
琴電志度線
高松
高松築港
瓦町
屋島
琴電屋島
栗林公園
栗林
弦打店
中央ふれあい市場 木太店
JA産直市
コープ太田店
琴電長尾線
中央第一
農機センター
志度
大川北部農機センター
鴨部店
高松中央IC
高松西IC
さぬき三木IC
高松東IC
津田東川IC
高松市中央店
中央ふれあい
市場 本店
林店
いきいき産直 林店
仏生山
讃岐津田
津田の松原
津田東IC
岡本店
グリーンピア岡本
中央南部
農機センター
十河店
いきいき産直
十河店
三木とれとれ市
三木店
中央東部農機センター
長尾
四国大川
農機センター
四国大川店
かあさん茶屋
みろく
ふれあい市場
みろく自然公園
大内店
大内農機センター
大内ふれあい市
讃岐白鳥
東讃店
東讃ふれあい市
東讃農機センター
引田
白鳥大内IC
引田IC
高松市
香川店
中央第二
農機センター
JA産直 空の街
三木町
さぬき市
高松空港
東かがわ市

店舗配置図（令和3年7月1日現在）

土庄町
小豆島町
小豆島
豊島
直島
男木島
女木島
JAオートバル
高松中央
高松
高松築港
琴電
屋島
琴電志度線
瓦町
屋島
栗林公園
栗林
協同セレモニー会館 高松西
琴電長尾線
志度
ジャスポート志度SS
鴨部SS
高松機械IC
高松中央IC
志度IC
高松西IC
さぬき三木IC
高松東IC
津田寒川IC
JAオートバル
高松 一宮店
一宮SS
JAオートバル
高松 南部店
仏生山
讃岐津田
津田の松原
高速津田上りSS
高速津田下りSS
津田東IC
JAオートバル東讃 さぬき店
長尾
ジャスポート
長尾SS
ジャスポート大内SS
ジャスポート白鳥SS
JAオートバル東讃 東かがわ店
みろく自然公園
高松市
協同セレモニー
会館 香川
ジャスポート川東SS
讃岐白鳥
白鳥大内IC
引田IC
引田
三木町
さぬき市
高松空港
東かがわ市

当JAのあゆみ（沿革）

年　月	主な出来事
昭和22年 12月	農協法施行
23年 2月	志度町農協設立（県下総合農協設立第1号。以降、同年8月までに全183農協設立）
7月	県信用農協連設立
8月	県厚生農協連設立
26年 4月	県経済農協連設立
29年 10月	県農協中央会設立
12月	県共済農協連設立
36年 4月	農協合併助成法施行
8月	県施設農協連設立
40年 2月	綾歌南部農協設立（県下合併農協設立第1号）
42年 4月	県青果販売農協連設立
44年 3月	県下47農協体制確立
平成 5年 2月	県農協45周年記念大会（県単一JA構想の遅くとも西暦2000年までの実現をめざすことを特別決議）
9年 6月	香川県単一JA調査研究協議会発足
10年 2月	県農協50周年記念大会（県単一JAの早期実現に関する決議）
6月	香川県単一JA合併推進協議会発足
12年 4月	JA香川県設立
	県共済農協連が全国共済連と合併（全国一斉）
9月	香川県農協女性部設立
13年 4月	総合情報システム（管理業務・購買業務・内部情報）稼働
7月	経営管理委員会制度導入
10月	香川県経済連・香川県青果連・香川県施設連の包括承継
14年 1月	JAバンクシステムのスタート
11月	新信用事業システム「JASTEM」システムへの移行
15年 4月	JA高松市との合併
	株式会社ジェイエイ香川オートサービスへ車輌販売整備事業を移管（第一次）
9月	株式会社JA香川県エネルギーサービスを設立登記、10月からJA-SS事業およびLPガス事業を開始
16年 4月	株式会社ジェイエイ香川オートサービスへ車輌販売整備事業を移管（第二次）
	経営構造改革の実施
5月	販売業務システム稼働
10月	ISO9001の認証取得（パールライス工場）
18年 3月	ISO9001の認証取得（加工食品の製造及び委託製造の業務）
19年 6月	6地区本部体制の実施
21年 8月	JA香川県合併10周年記念式典
22年 7月	17統括店体制の実施（25年4月から18統括店体制）
25年 4月	JA香川豊南との合併
26年 10月	ファーマーズマーケット「讃さん広場」オープン
29年 4月	株式会社JA香川県オートエナジー発足（株式会社JA香川県エネルギーサービスと株式会社ジェイエイ香川オートサービスが合併）
30年 8月	JA香川県一宮別館竣工
令和元年 8月	JA香川県合併20周年記念式典
10月	株式会社香川県農協電子計算センターの事業譲受
12月	香川県JAビル竣工
令和 3年 3月	ファーマーズマーケット「讃さん広場滝宮店」オープン
4月	12統括店体制の実施

資料編（単体ベース）

経営資料（単体ベース）…… 68
財務諸表等 …… 68
主要な業務指標…… 77
信用事業取扱実績等 …… 78
共済事業取扱実績等 …… 81
販売事業取扱実績等 …… 82
購買事業取扱実績等 …… 82
自己資本の充実の状況…… 83

経営資料（単体ベース）

▶ 財務諸表等

●貸借対照表

（単位:百万円）

科　目	令和元年度 令和2年3月31日	令和2年度 令和3年3月31日
（資産の部）		
1 信用事業資産	1,890,359	1,914,092
（1）現金	8,256	7,938
（2）預金	1,680,511	1,695,450
系統預金	1,680,076	1,695,146
系統外預金	434	304
（3）貸出金	197,330	206,419
（4）その他の信用事業資産	6,252	6,028
未収収益	6,182	5,945
その他の資産	70	82
（5）債務保証見返	2	1
（6）貸倒引当金	△1,994	△1,745
2 共済事業資産	35	49
3 経済事業資産	11,915	12,099
（1）経済事業未収金	5,328	5,339
（2）経済受託債権	2,619	2,860
（3）棚卸資産	2,617	2,499
購買品	2,181	2,087
加工品	139	96
その他の棚卸資産	296	316
（4）その他の経済事業資産	1,526	1,553
（5）貸倒引当金	△177	△155
4 雑資産	1,991	3,258
（1）雑資産	2,156	3,423
（2）貸倒引当金	△165	△165
5 固定資産	37,561	36,084
（1）有形固定資産	37,193	35,644
建物	49,561	48,726
機械装置	15,528	15,636
土地	19,742	19,256
リース資産	52	52
建設仮勘定	7	138
その他の有形固定資産	11,339	11,318
減価償却累計額	△59,038	△59,483
（2）無形固定資産	368	439
リース資産	109	71
その他の無形固定資産	259	368
6 外部出資	45,471	45,443
（1）外部出資	45,941	45,958
系統出資	42,857	42,857
系統外出資	1,453	1,470
子会社等出資	1,630	1,630
（2）外部出資等損失引当金	△470	△515
7 前払年金費用	832	888
8 繰延税金資産	1,752	1,791
資産の部合計	1,989,919	2,013,708

科　目	令和元年度 令和2年3月31日	令和2年度 令和3年3月31日
（負債の部）		
1 信用事業負債	1,869,261	1,891,448
（1）貯金	1,862,865	1,885,232
（2）借入金	2,862	3,389
（3）その他の信用事業負債	3,530	2,825
未払費用	2,074	1,397
その他の負債	1,456	1,427
（4）債務保証	2	1
2 共済事業負債	3,419	2,863
（1）共済資金	1,213	623
（2）未経過共済付加収入	2,137	2,169
（3）共済未払費用	51	52
（4）その他の共済事業負債	16	18
3 経済事業負債	4,107	4,083
（1）経済事業未払金	2,166	2,364
（2）経済受託債務	1,671	1,519
（3）その他の経済事業負債	269	199
4 雑負債	3,748	4,563
（1）未払法人税等	370	799
（2）リース負債	123	66
（3）資産除去債務	197	195
（4）その他の負債	3,057	3,502
5 諸引当金	7,352	7,335
（1）賞与引当金	730	733
（2）退職給付引当金	6,331	6,287
（3）役員退職慰労引当金	62	87
（4）環境対策引当金	70	69
（5）CE等施設撤去損失引当金	157	157
6 再評価に係る繰延税金負債	96	96
負債の部合計	1,887,985	1,910,389
（純資産の部）		
1 組合員資本	101,601	102,968
（1）出資金	25,453	24,984
（2）資本準備金	39,966	39,966
（3）利益剰余金	36,484	38,290
利益準備金	10,520	11,120
その他利益剰余金	25,964	27,170
特別積立金	7,188	7,188
肥料協同購入積立金	100	100
農畜産物価格安定積立金	1,000	1,000
園芸産物生産経営安定積立金	50	50
信用事業基盤強化積立金	11,830	12,330
地区特別積立金	783	707
農業振興・地域活性化積立金	308	526
施設・設備等更新積立金	−	1,000
当期未処分剰余金	4,704	4,267
（うち当期剰余金）	(2,965)	(2,999)
（4）処分未済持分	△302	△271
2 評価・換算差額等	331	350
（1）その他有価証券評価差額金	95	114
（2）土地再評価差額金	236	236
純資産の部合計	101,933	103,318
負債及び純資産の部合計	1,989,919	2,013,708

●損益計算書

（単位:百万円）

科　目	令和元年度 自:平成31年4月 1日 至:令和 2年3月31日	令和2年度 自:令和 2年4月 1日 至:令和 3年3月31日
1 事業総利益	26,664	26,605
事業収益	58,520	56,640
事業費用	31,855	30,034
(1) 信用事業収益	18,025	17,527
資金運用収益	17,181	16,654
(うち預金利息)	(12,091)	(11,673)
(うち貸出金利息)	(1,929)	(1,948)
(うちその他受入利息)	(3,160)	(3,031)
役務取引等収益	272	275
その他経常収益	572	597
(2) 信用事業費用	2,833	2,374
資金調達費用	1,882	1,524
(うち貯金利息)	(1,814)	(1,462)
(うち給付補填備金繰入)	(47)	(43)
(うち譲渡性貯金利息)	(0)	(0)
(うち借入金利息)	(18)	(16)
(うちその他支払利息)	(1)	(1)
役務取引等費用	56	54
その他経常費用	894	796
(うち貸出金償却)	(−)	(0)
信用事業総利益	15,192	15,153
(3) 共済事業収益	5,834	5,792
共済付加収入	5,348	5,379
共済貸付金利息	0	−
その他の収益	486	412
(4) 共済事業費用	244	243
共済借入金利息	0	−
共済推進費	218	214
共済保全費	24	27
その他の費用	1	1
共済事業総利益	5,589	5,549
(5) 購買事業収益	19,546	19,076
購買品供給高	18,942	18,433
(うち購買手数料)	(2,181)	(2,227)
修理サービス料	161	167
その他の収益	442	475
(6) 購買事業費用	17,410	16,799
購買品供給原価	16,760	16,205
購買品供給費	383	373
修理サービス費	6	6
その他の費用	260	213
(うち貸倒引当金繰入額)	(11)	(−)
購買事業総利益	2,135	2,276
(7) 販売事業収益	6,401	6,085
販売手数料	1,204	1,194
その他の収益	5,196	4,891
(8) 販売事業費用	4,914	4,653
販売費	4,553	4,316
その他の費用	360	336
販売事業総利益	1,486	1,432
(9) 保管事業収益	137	166
(10) 保管事業費用	77	80
保管事業総利益	60	86

科　目	令和元年度 自:平成31年4月 1日 至:令和 2年3月31日	令和2年度 自:令和 2年4月 1日 至:令和 3年3月31日
(11) 加工事業収益	4,424	4,032
(12) 加工事業費用	4,173	3,766
加工事業総利益	250	265
(13) 利用事業収益	3,518	3,536
(14) 利用事業費用	1,408	1,343
利用事業総利益	2,109	2,192
(15) その他事業収益	231	178
(16) その他事業費用	150	109
その他事業総利益	80	69
(17) 指導事業収入	400	243
(18) 指導事業支出	641	664
指導事業収支差額	△241	△421
2 事業管理費	24,393	23,799
(1) 人件費	16,305	16,217
(2) 業務費	2,914	2,345
(3) 諸税負担金	795	821
(4) 施設費	4,245	4,305
(5) その他事業管理費	132	108
事　業　利　益	2,270	2,805
3 事業外収益	1,558	1,477
(1) 受取雑利息	1	0
(2) 受取出資配当金	843	872
(3) 賃貸料	327	384
(4) 貸倒引当金戻入益	161	35
(5) 償却債権取立益	2	0
(6) 雑収入	221	183
4 事業外費用	62	107
(1) 支払雑利息	0	0
(2) 寄付金	7	5
(3) 外部出資等損失引当金繰入額	27	44
(4) 遊休資産減価償却費	6	18
(5) 雑損失	21	38
経　常　利　益	3,766	4,175
5 特別利益	687	1,248
(1) 固定資産処分益	142	1,240
(2) 一般補助金	135	8
(3) 圧縮特別勘定戻入益	31	−
(4) 子会社株式譲渡益	101	−
(5) 子会社清算益	276	−
6 特別損失	791	1,560
(1) 固定資産処分損	133	179
(2) 固定資産圧縮損	259	8
(3) 減損損失	397	1,211
(4) 圧縮特別勘定繰入額	−	161
税引前当期利益	3,663	3,863
法人税、住民税及び事業税	598	974
過年度法人税等還付税額	−	△64
法人税等調整額	98	△45
法人税等合計	697	864
当期剰余金	2,965	2,999
当期首繰越剰余金	914	910
地区特別積立金取崩額	32	75
農業振興・地域活性化積立金取崩額	191	282
合併20周年記念事業積立金取崩額	600	−
当期未処分剰余金	4,704	4,267

●注記表（令和２年度）

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

（１）子会社株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

（２）その他有価証券

時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定することとしています。

時価のないものについては、移動平均法による原価法を採用しています。

（３）売買目的有価証券および満期保有目的の債券は保有していません。

２．棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品については、数量管理品は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、売価管理品は売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

加工品およびその他の棚卸資産（苗・出荷資材等）については、主に総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

３．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当の計上基準に則り、次のとおり計上しています。

破綻先（破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者）に係る債権および実質破綻先（破綻先と同等の状況にある債務者）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、破綻懸念先（現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査したうえで、上記の引当を行っています。

（２）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当年度の負担分を計上しています。

（３）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当年度に発生していると認められる額を計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準を採用しています。

② 過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度から費用処理することとしています。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当年度末要支給額を計上しています。

（５）外部出資等損失引当金

当JAの外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

（６）環境対策引当金

法令に基づいた有害物質の処理等、環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しています。

（７）CE等施設撤去損失引当金

「CE施設撤去計画」に基づき実施するCE・RCの撤去に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しています。

５．消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

６．記載金額

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しているため、各科目の金額合計と一致しない場合があります。また、金額が百万円未満の科目については「0」、期末に残高がない科目については「－」で表示しています。

７．事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

Ⅱ．表示方法の変更に関する注記

１．会計上の見積に関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第126条の３の２にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　令和２年３月31日）を適用し、当事業年度より固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

Ⅲ．会計上の見積に関する注記

１．固定資産の減損会計

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	35,644百万円
無形固定資産	439百万円

（２）その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和３年３月に決定された令和３年度事業計画を基礎として算出しており、令和４年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については一定の仮定を設定して、「Ⅴ.損益計算書に関する注記」の「２．減損会計に関する注記」に記載のとおり、1,211百万円の減損損失を認識しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けるため、見直しが必要になった場合、翌事業年度において追加の減損損失を認識する可能性があります。

Ⅳ．貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産に係る圧縮記帳額

法人税法で定める圧縮記帳については、固定資産の帳簿価額を直接減額する方法を採用しており、平成12年４月１日以降取得した有形固定資産について、取得価額から控除している圧縮記帳額は7,018百万円であり、その内訳は、建物2,883百万円、機械装置3,281百万円、土地169百万円、その他の有形固定資産683百万円です。

なお、合併に伴い取得した有形固定資産については、被合併組合から圧縮後の帳簿価額で引き継ぎをしています。

２．担保に供している資産

定期預金8,200百万円を借入金（当座借越）2,852百万円の担保に供しています。また、定期預金15,830百万円を為替決済の担保に、定期預金661百万円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

３．当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は126,280百万円です。

４．保証債務

当JAの子会社である株式会社JA香川県オートエナジーの商品購入代金の支払を保証するため、全国農業協同組合連合会に対して2,150百万円ならびに出光興産株式会社に対して100百万円、合計2,250百万円の債務保証契約を締結しています。

５．子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	407百万円
子会社等に対する金銭債務の総額	6,842百万円

６．貸出金のうちリスク管理債権の合計額およびその内訳

貸出金のうちリスク管理債権の合計額およびその内訳は以下のとおりです。なお、この金額は貸倒引当金控除前の金額であり、将来発生が予想される損失額をそのまま表すものではありません。

破綻先債権額（注１）	83百万円
延滞債権額（注２）	2,858百万円
３カ月以上延滞債権額（注３）	－百万円
貸出条件緩和債権額（注４）	8百万円
合計額	2,950百万円

（注１）破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由または同項第４号に規定する事由が生じている貸出金です。

（注２）延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、（注１）に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

（注３）３カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸出金で、（注１）および（注２）に該当しないものです。

（注４）貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、（注１）、（注２）および（注３）に該当しないものです。

７．土地の再評価に関する法律に基づく再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日法律第34号）および土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

（１）再評価を行った年月日
平成10年３月31日

（２）再評価を行った土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計を下回る金額
282百万円

（３）同法律第３条第３項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日政令第119号）第２条第４号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

Ⅴ．損益計算書に関する注記

１．子会社等との事業取引による取引高の総額および事業取引以外の取引による取引高の総額

（１）子会社等との取引による収益総額	5,398百万円
うち事業取引高	5,191百万円
うち事業取引以外の取引高	207百万円
（２）子会社等との取引による費用総額	3,176百万円
うち事業取引高	3,175百万円
うち事業取引以外の取引高	0百万円

２．減損会計に関する注記

（１）グルーピングの方法と共用資産の概要

当JAでは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である、支店、ふれあいセンター、産直店舗、農機センターごとに一般資産としてグルーピングを行っています。また、業務外固定資産（遊休資産および賃貸資産）については、個々を単位にグルーピングを行っています。なお、減損会計におけるグルーピングは、従来、一般資産については、キャッシュ・フローが相互補完的な関係にある統括店と配下の支店を含めてグルーピングを行っておりましたが、組織改編等により概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最少単位での収支の把握が可能となったことから、支店、ふれあいセンター、産直店舗、農機センターごとにグルーピングを行うように変更しました。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、当JA全体の共用資産と認識しており、また、各地区（７地区）に設置した営農センターについても、支店や事業所等の円滑な事業展開を支援する企画・調整・推進機能を担うことから、各地区の共用資産と認識しています。

（２）減損損失を認識した資産または資産グループの用途、種類、場所などの概要

当年度に減損損失を計上した資産または資産グループは、以下のとおりです。

場所	用途	種類	減損損失額
高松市	一般資産11ヵ所	土地、建物等	219百万円
	遊休資産5ヵ所	土地、建物等	10百万円
丸亀市	一般資産5ヵ所	建物等	130百万円
	遊休資産1ヵ所	建物等	17百万円
坂出市	一般資産2ヵ所	建物等	29百万円
東かがわ市	一般資産3ヵ所	建物等	28百万円
	遊休資産2ヵ所	土地	32百万円
さぬき市	一般資産4ヵ所	土地、建物等	68百万円
	遊休資産3ヵ所	土地、建物等	56百万円
善通寺市	遊休資産4ヵ所	建物等	28百万円
三豊市	一般資産7ヵ所	土地、建物等	278百万円
	遊休資産4ヵ所	土地、建物等	14百万円
観音寺市	一般資産3ヵ所	建物	20百万円
	遊休資産3ヵ所	建物等	1百万円
木田郡	遊休資産4ヵ所	土地、建物等	41百万円
小豆郡	一般資産3ヵ所	建物等	5百万円
	遊休資産8ヵ所	土地、建物等	33百万円
綾歌郡	一般資産1ヵ所	建物等	40百万円
	遊休資産3ヵ所	土地、建物等	26百万円
仲多度郡	一般資産5ヵ所	土地、建物等	100百万円
	遊休資産3ヵ所	土地、建物等	26百万円
	合計84ヵ所		1,211百万円

なお、減損損失の金額について固定資産の種類別の内訳は、建物662百万円、土地504百万円、その他の有形固定資産44百万円です。

（3）減損損失の認識に至った経緯

一般資産については、当該事業所の収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、早期処分対象であることから正味売却価額を回収可能額とし、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

（4）回収可能価額の算定方法

当年度に減損損失を認識した資産のうち、一般資産の回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方を採用しており、使用価値の算出に適用した割引率は5.54%であり、正味売却価額は、不動産鑑定評価額、相続税路線価額もしくは固定資産税評価額に基づき算定した時価としています。

遊休資産に係る回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、不動産鑑定評価額、相続税路線価額もしくは固定資産税評価額に基づき算定した時価から、処分費用見込額を控除しています。

3．棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

棚卸資産は、収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額（洗替法）であり、前年度末に計上した棚卸資産評価損の戻入額との差額0百万円が購買品供給原価に含まれています。

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当JAは農家組合員や地域の皆さまから預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を香川県信用農業協同組合連合会へ預けています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として香川県信用農業協同組合連合会への預け金および当JA管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

借入金は、主として農家組合員に対する制度融資の原資として、香川県信用農業協同組合連合会や株式会社日本政策金融公庫から借り入れたものです。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店・統括店に融資審査部署を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。

また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行うとともに、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

なお、資産の自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当JAでは、香川県信用農業協同組合連合会への預け金を余裕金運用の基本としており、国債等の有価証券の保有額も極めて少なく価格変動リスクは限定されていますので、金利リスクを中心とした市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当JAで保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金および借入金です。

当JAでは、これらの金融資産および金融負債について、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に関する規制により、6通り（上昇パラレルシフト・下方パラレルシフト・スティープ化・フラット化・短期金利上昇・長期金利上昇）の金利ショックシナリオに基づく「金利感応資産・負債におけるネット現在価値の変化額」（ΔEVE）を算出し、行政庁に報告のうえ、定量的分析に利用しています。

当年度末現在では、6通りのシナリオで算出した最大損失額は7,882百万円となることを把握しています。

ただし、当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、市場金利が金利ショックシナリオを超えて変動した場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

（1）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず（3）に記載しています。

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	1,695,450百万円	1,695,472百万円	21百万円
貸出金(注1)	206,467百万円		
貸倒引当金(注2)	△1,745百万円		
貸倒引当金控除後	204,722百万円	213,407百万円	8,684百万円
外部出資(注3)	171百万円	171百万円	−百万円
資産計	1,900,345百万円	1,909,051百万円	8,706百万円
貯金	1,885,232百万円	1,886,438百万円	1,205百万円
借入金	3,389百万円	3,389百万円	0百万円
負債計	1,888,621百万円	1,889,827百万円	1,206百万円

（注１）貸出金には、雑資産に計上している職員厚生貸付金48百万円を含めています。
（注２）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
（注３）外部出資は、系統外出資のうち市場価格のある上場株式です。

（２）金融商品の時価の算定方法

①　資産

ⅰ）預金

満期のない預金は、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。また、満期のある預金は、期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ⅱ）貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ⅲ）外部出資

上場株式は、取引所の価格によっています。

②　負債

ⅰ）貯金

要求払貯金は、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金は、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ⅱ）借入金

借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当JAの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これについては（１）の金融商品の時価情報には含めていません。

	貸借対照表計上額
外部出資（注１）	45,786百万円
外部出資等損失引当金（注２）	△515百万円
外部出資等引当金控除後	45,271百万円

（注１）外部出資のうち市場価格のある上場株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。
（注２）外部出資に対する損失引当金を控除しています。

（４）金銭債権の決算日後の償還予定額

	預　金	貸出金(注1)	計
1年以内	1,695,450百万円	21,134百万円	1,716,584百万円
1年超2年以内	−百万円	12,028百万円	12,028百万円
2年超3年以内	−百万円	12,174百万円	12,174百万円
3年超4年以内	−百万円	11,443百万円	11,443百万円
4年超5年以内	−百万円	10,098百万円	10,098百万円
5年超	−百万円	138,848百万円	138,848百万円

（注１）貸出金のうち、当座貸越3,136百万円については「１年以内」に含めています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等763百万円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。なお、貸出金には、雑資産に計上している職員厚生貸付金48百万円および分割実行案件の未実行額24百万円を含めています。

（５）借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	貯　金(注1)	借入金(注2)	計
1年以内	1,519,505百万円	2,882百万円	1,522,387百万円
1年超2年以内	222,695百万円	27百万円	222,722百万円
2年超3年以内	110,229百万円	23百万円	110,252百万円
3年超4年以内	1,127百万円	318百万円	1,445百万円
4年超5年以内	549百万円	14百万円	563百万円
5年超	410百万円	123百万円	533百万円

（注１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。なお、定期積金30,715百万円については貯金に含めていません。
（注２）借入金のうち、当座借越2,852百万円については「１年以内」に含めています。

Ⅶ．有価証券に関する注記

１．その他有価証券（株式形態の外部出資を含む）で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額および評価差額については、次のとおりです。

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	外部出資(株式)	168百万円	10百万円	157百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	外部出資(株式)	3百万円	3百万円	△0百万円
合　計		171百万円	14百万円	157百万円

なお、上記差額から繰延税金負債43百万円を差し引いた額114百万円が、その他有価証券評価差額金となっています。

Ⅷ．退職給付に関する注記

１．退職給付債務の内容等

（１）採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用するとともに、全国共済農業協同組合連合会および株式会社りそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度ならびに一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

（2）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	13,548百万円
勤務費用	659百万円
利息費用	105百万円
数理計算上の差異の発生額	110百万円
退職給付の支払額	△893百万円
期末における退職給付債務	13,530百万円

（3）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	8,105百万円
期待運用収益	110百万円
数理計算上の差異の発生額	542百万円
確定給付型年金制度への拠出金	291百万円
退職給付の支払額	△457百万円
期末における年金資産	8,592百万円

（4）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

退職給付債務	13,530百万円
確定給付型年金制度	△8,592百万円
未積立退職給付債務	4,938百万円
未認識数理計算上の差異	459百万円
貸借対照表計上額純額	5,398百万円
退職給付引当金	6,287百万円
前払年金費用	△888百万円

（5）退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	659百万円
利息費用	105百万円
期待運用収益	△110百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△27百万円
小計	627百万円
特定退職金共済制度への拠出金	118百万円
合計	745百万円

（6）年金資産の主な内訳

国内債券	29.7%
国内株式	9.3%
外国債券	3.5%
外国株式	8.6%
短期資金	1.3%
一般勘定	47.3%
合計	100.0%

（7）長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産の構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

（8）割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.78%
長期期待運用収益率	1.36%
過去勤務費用の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	10年

2．特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金199百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和３年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、2,241百万円となっています。

Ⅸ．税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

（1）繰延税金資産および繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,735百万円
貸倒引当金	324百万円
賞与引当金	202百万円
CE等施設撤去損失引当金	43百万円
資産除去債務	53百万円
資産評価差額および減損額	1,055百万円
その他	677百万円
繰延税金資産小計	4,092百万円
評価性引当額	△1,827百万円
繰延税金資産合計(A)	2,265百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	245百万円
資産除去債務相当固定資産	19百万円
その他有価証券評価差額金	43百万円
資産評価差額	153百万円
法人税法上の負債調整勘定	12百万円
繰延税金負債合計(B)	473百万円
繰延税金資産の純額(A)−(B)	1,791百万円

（2）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.2%
事業分量配当金の損金に算入された項目	△4.8%
住民税均等割等	1.2%
評価性引当額の増減	3.8%
過年度法人税等戻入額	△1.7%
子会社の清算により引き継いだ繰越欠損金の利用	△2.4%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等負担率	22.3%

Ⅹ．資産除去債務に関する注記

1．貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

当JAの事業用施設の一部について、土地所有者と事業用定期借地権付の不動産賃貸借契約を締結しており、定期賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事業用資産に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は１年～30年、割引率は0.0%～2.0%を採用しています。

（3）当年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	197百万円
時の経過による調整額	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	△4百万円
期末残高	195百万円

Ⅺ．その他の注記

1．子会社の清算等

平成31年３月31日に解散し、特別清算手続を行っていました株式会社フジフーヅは、令和２年12月３日付をもって特別清算手続が結了しました。

●剰余金処分計算書

（単位:百万円）

科　　目		令和元年度	令和2年度
1	当期未処分剰余金	4,704	4,267
	うち当期首繰越剰余金	914	910
	うち地区特別積立金取崩額	32	75
	うち農業振興･地域活性化積立金取崩額	191	282
	うち合併20周年事業積立金取崩額	600	－
2	剰余金処分額	3,793	3,337
	(1)　利益準備金	600	600
	(2)　任意積立金	2,000	1,800
	信用事業基盤強化積立金	500	500
	農業振興･地域活性化積立金	500	300
	施設･設備等更新積立金	1,000	1,000
	(3)　出資配当金	502	246
	(4)　事業分量配当金	691	690
3	次期繰越剰余金	910	929

（注）1.　普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。
令和元年度：2.0%（合併20周年記念配当（1.0%）が含まれています。）
令和2年度：1.0%

2.　事業の利用分量に対する配当の基準は、次のとおりです。
令和元年度：① 組合員の定期性貯金（定期貯金･定期積金）の年間平均残高に対し0.05%の割合
② 組合員の加入する長期共済契約にかかる組合付加収入に対し2.0%の割合
③ 組合員が出荷した農畜産物販売品取扱高に対し米麦･野菜･果実･花き･茶･雑穀･豆類は1.0%の割合、畜産物は0.15%の割合（この金額には消費税を含みます。）
④ 組合員が出荷した産直売上にかかる精算代金に対し1.0%の割合（この金額には消費税を含みます。）
令和2年度：① 組合員の定期性貯金（定期貯金･定期積金）の年間平均残高に対し0.05%の割合
② 組合員の加入する長期共済契約にかかる組合付加収入に対し2.0%の割合
③ 組合員が出荷した農畜産物販売品取扱高に対し米麦･野菜･果実･花き･茶･雑穀･豆類は1.0%の割合、畜産物は0.15%の割合（この金額には消費税を含みます。）
④ 組合員が出荷した産直売上にかかる精算代金に対し1.0%の割合（この金額には消費税を含みます。）

3.　目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は、以下のとおりです。

名　称	目　的	積立目標額	積立･取崩基準
地区特別積立金	当JAの設立に伴う財務調整の結果、被合併JAが当JAに持ち込んだ目的積立金のうち、被合併JAにおける施設改修等に伴う償却財源を確保するため。	被合併JAから当JAに持ち込まれた目的積立金総額の範囲内	施設改修にかかる減価償却費相当額を取り崩す。
農業振興･地域活性化積立金	組合員の農業所得の増大、農業生産の拡大ならびに協同組合活動の強化による地域の活性化に資するため。	10億円	組合員（農業者）の所得増大、農業生産の維持･拡大、協同活動を通じた地域活性化を図るための経費が発生したときに取り崩す。
合併20周年記念事業積立金	当JAが令和元年度で誕生から20年目になることから、組合員･地域住民に対し感謝の気持ちを表すために実施する記念事業等の支出に充てるため。	6億円	合併20周年記念事業のための支出が発生したときに取り崩す。
信用事業基盤強化積立金	金融環境の変化と循環的な金利変動の歪みを緩和し、金融機関としての十分な機能発揮ができる経営体質の強化に資するため。	200億円	金利変動が著しく信用事業の収支が著しく悪化したときに取り崩す。
施設･設備等更新積立金	販売力強化や生産者の営農支援を目的とした営農経済関連施設の整備、システム導入に伴う減価償却費や修繕費等が発生した場合の経費負担に資するため。	50億円	営農経済関連施設の整備、システム導入に伴う減価償却費や修繕費等が発生した場合に取り崩す。

4.　次期繰越剰余金には、営農指導、生活･文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。
令和元年度：150百万円
令和2年度：150百万円

●部門別損益計算書

【令和元年度】

（単位:百万円）

区　分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	58,520	18,095	5,856	29,630	4,613	323	
事業費用	②	31,855	2,893	271	24,236	4,031	422	
事業総利益(①−②)	③	26,664	15,201	5,585	5,394	581	△99	
事業管理費	④	24,393	9,316	4,715	7,452	1,270	1,638	
(うち減価償却費)	⑤	(1,552)	(443)	(183)	(783)	(89)	(53)	
(うち人件費)	⑤'	(16,305)	(5,654)	(3,764)	(4,663)	(888)	(1,333)	
※うち共通管理費	⑥		2,212	647	1,042	162	156	△4,221
(うち減価償却費)	⑦		(190)	(55)	(89)	(13)	(13)	(△362)
(うち人件費)	⑦'		(1,023)	(299)	(482)	(75)	(72)	(△1,953)
事業利益(③−④)	⑧	2,270	5,885	869	△2,057	△688	△1,737	
事業外収益	⑨	1,558	848	263	337	57	51	
※うち共通分	⑩		608	177	286	44	43	△1,160
事業外費用	⑪	62	32	13	13	1	1	
※うち共通分	⑫		21	6	10	1	1	△41
経常利益(⑧+⑨−⑪)	⑬	3,766	6,700	1,120	△1,732	△633	△1,688	
特別利益	⑭	687	289	84	152	21	140	
※うち共通分	⑮		289	84	136	21	20	△551
特別損失	⑯	791	343	100	177	25	144	
※うち共通分	⑰		343	100	161	25	24	△655
税引前当期利益(⑬+⑭−⑯)	⑱	3,663	6,646	1,104	△1,758	△637	△1,692	
営農指導事業分配賦額	⑲		507	423	676	84	△1,692	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益(⑱−⑲)	⑳	3,663	6,139	681	△2,435	△722		

(注)1.　共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)共通管理費等

① 各部門の事業損益割(黒字部門のみ)

② 稼働人員割

③ 事業管理費割(人件費を除く)

上記3つの割合を総合した構成比に応じて配賦しています。

(2)営農指導事業

各部門に対する固定割合で配賦しています。

2.　配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	52.4%	15.3%	24.7%	3.8%	3.7%	100.0%
営農指導事業	30.0%	25.0%	40.0%	5.0%		100.0%

【令和2年度】

（単位:百万円）

区　分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	56,640	17,609	5,818	29,338	3,713	161	
事業費用	②	30,034	2,402	258	23,704	3,147	522	
事業総利益(①−②)	③	26,605	15,206	5,560	5,634	565	△361	
事業管理費	④	23,799	9,179	4,485	7,357	1,263	1,512	
(うち減価償却費)	⑤	(1,574)	(490)	(187)	(750)	(90)	(54)	
(うち人件費)	⑤'	(16,217)	(5,673)	(3,641)	(4,734)	(913)	(1,254)	
※うち共通管理費	⑥		2,036	585	946	146	132	△3,848
(うち減価償却費)	⑦		(233)	(67)	(108)	(16)	(15)	(△441)
(うち人件費)	⑦'		(996)	(286)	(463)	(71)	(64)	(△1,882)
事業利益(③−④)	⑧	2,805	6,026	1,074	△1,723	△698	△1,873	
事業外収益	⑨	1,477	783	217	354	71	50	
※うち共通分	⑩		647	186	300	46	42	△1,222
事業外費用	⑪	107	57	16	25	4	3	
※うち共通分	⑫		46	13	21	3	2	△86
経常利益(⑧+⑨−⑪)	⑬	4,175	6,752	1,275	△1,394	△631	△1,826	
特別利益	⑭	1,248	656	188	313	47	42	
※うち共通分	⑮		656	188	305	47	42	△1,240
特別損失	⑯	1,560	390	112	775	222	59	
※うち共通分	⑰		390	112	181	28	25	△737
税引前当期利益(⑬+⑭−⑯)	⑱	3,863	7,018	1,351	△1,856	△806	△1,843	
営農指導事業分配賦額	⑲		553	460	737	92	△1,843	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益(⑱−⑲)	⑳	3,863	6,465	890	△2,593	△898		

(注)1.　共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1)共通管理費等

① 各部門の事業損益割(黒字部門のみ)

② 稼働人員割

③ 事業管理費割(人件費を除く)

上記3つの割合を総合した構成比に応じて配賦しています。

(2)営農指導事業

各部門に対する固定割合で配賦しています。

2.　配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	52.9%	15.2%	24.6%	3.8%	3.4%	100.0%
営農指導事業	30.0%	25.0%	40.0%	5.0%		100.0%

▶ 主要な業務指標

●利益総括表

（単位:百万円、%）

項　目	令和元年度	令和2年度	増　減
資金運用収支	15,298	15,130	△168
役務取引等収支	215	221	5
その他信用事業収支	△321	△198	123
信用事業粗利益 （信用事業粗利益率）	15,192 (0.80)	15,153 (0.79)	△39 (△0.01)
事業粗利益 （事業粗利益率）	22,327 (1.11)	22,448 (1.10)	120 (△0.00)
事業純益		△1,351	
実質事業純益		△1,351	
コア事業純益		△1,351	
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)		△1,351	

（注）1.　信用事業粗利益率＝信用事業総利益÷信用事業資産（債務保証見返を除く）の平均残高×100
2.　事業粗利益は、信用事業を含む全事業の粗利益です。なお、算出方法については、令和2年12月23日付農協法施行規則の改正に基づき、従来の算式（事業総利益÷信用事業資産（債務保証見返を除く）の平均残高×100）から4に記載した算式に変更していますが、前年対比を行うために令和元年度の数値も併せて変更しています。
3.　事業純益、実質事業純益、コア事業純益、コア事業純益（投資信託解約損益）については、令和2年12月23日付農協法施行規則の改正に基づくものであるため、令和2年度分のみを開示しています。
4.　事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益およびコア事業純益（投資信託解約損益を除く。）は、「『コア事業純益』等の定義について」（農林水産省）に基づき、以下の算式で算出しています。
事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用
事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産の平均残高（債務保証見返を除く）×100
事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益
5.　当JAの損益計算書において、販売事業における資材費、運賃等の諸経費は「販売費」として独立掲記していますが、同経費の生産者負担である販売費見合収入を「その他の販売収益」として計上しています。このため、上記により算出した事業純益以下の項目がマイナスで算出されています。

●資金運用収支の内訳

（単位:百万円、%）

項　目		令和元年度			令和2年度		
		平均残高	利　息	利回り	平均残高	利　息	利回り
資金運用勘定		1,889,437	17,181	0.90	1,914,672	16,654	0.87
	うち預金	1,696,854	15,252	0.89	1,712,518	14,705	0.85
	うち有価証券	－	－	－	－	－	－
	うち貸出金	192,582	1,929	1.00	202,153	1,948	0.96
資金調達勘定		1,874,035	1,880	0.10	1,900,527	1,522	0.08
	うち貯金･定期積金	1,870,464	1,862	0.10	1,896,683	1,505	0.07
	うち譲渡性貯金	911	0	0.04	958	0	0.04
	うち借入金	2,659	18	0.67	2,884	16	0.57
総資金利ざや		－	－	0.43	－	－	0.41

（注）1.　総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
2.　資金運用勘定の利息欄の預金には、JA香川信連からの事業利用分量配当金、貯金奨励金等の奨励金が含まれています。

●受取･支払利息の増減額

（単位:百万円）

項　目		令和元年度増減額	令和2年度増減額
受取利息		63	△526
	うち預金	75	△546
	うち有価証券	0	－
	うち貸出金	△11	19
支払利息		△167	△358
	うち貯金･定期積金	△168	△356
	うち譲渡性貯金	△0	0
	うち借入金	1	△1
差　引		231	△168

（注）1.　増減額は前年度対比です。
2.　受取利息の預金には、JA香川信連からの事業利用分量配当金、貯金奨励金等の奨励金が含まれています。

●利益率

（単位:%）

項　目	令和元年度	令和2年度	増　減
総資産経常利益率	0.18	0.20	0.01
資本経常利益率	3.72	4.07	0.35
総資産当期純利益率	0.14	0.14	△0.00
資本当期純利益率	2.93	2.92	△0.00

（注）1.　総資産経常利益率＝経常利益÷総資産の平均残高（債務保証見返を除く）×100
2.　資本経常利益率＝経常利益÷純資産の平均残高×100
3.　総資産当期純利益率＝当期剰余金÷総資産の平均残高（債務保証見返を除く）×100
4.　資本当期純利益率＝当期剰余金÷純資産の平均残高×100

●貯貸率・貯証率

（単位:%）

区　分		令和元年度	令和2年度	増　減
貯貸率	期　末	10.59	10.94	0.35
	期中平均	10.29	10.65	0.36
貯証率	期　末	−	−	−
	期中平均	−	−	−

（注）1.　貯貸率（期　　末）＝貸出金残高÷貯金残高×100
2.　貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高÷貯金平均残高×100
3.　貯証率（期　　末）＝有価証券残高÷貯金残高×100
4.　貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高÷貯金平均残高×100

●事業管理費の内訳

（単位:百万円）

損益計算書科目	内　訳	令和元年度	令和2年度
人　件　費	役員報酬	174	166
	給料手当	12,849	12,863
	うち賞与引当金繰入額	730	733
	福利厚生費	2,459	2,416
	退職給付費用	795	745
	役員退職慰労引当金繰入額	26	24
	計	16,305	16,217
業　務　費	会議費	89	53
	接待交際費	19	5
	宣伝広告費	302	101
	通信費	268	292
	印刷・消耗品費	215	227
	図書・研修費	83	77
	業務委託費	1,811	1,532
	旅費	123	55
	計	2,914	2,345
諸税負担金	租税公課	637	669
	支払賦課金	89	88
	分担金	67	63
	計	795	821
施　設　費	減価償却費	1,552	1,574
	保守修繕費	792	734
	保険料	91	78
	水道光熱費	701	664
	賃借料	463	617
	消耗備品費	155	140
	車輌費	108	98
	施設管理費	385	395
	その他施設費	△5	1
	計	4,245	4,305
その他事業管理費		132	108
合　　計		24,393	23,799

▶ 信用事業取扱実績等

●貯金

●種類別貯金平均残高

（単位:百万円、%）

種　類	令和元年度	令和2年度	増　減
流動性貯金	517,782（ 27.66）	562,359（ 29.63）	44,577
定期性貯金	1,352,682（ 72.28）	1,334,324（ 70.31）	△18,357
その他の貯金	−（ −）	−（ −）	−
計	1,870,464（ 99.95）	1,896,683（ 99.94）	26,219
譲渡性貯金	911（ 0.04）	958（ 0.05）	47
合　計	1,871,375（100.00）	1,897,642（100.00）	26,267

（注）1.　流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金＋納税貯金＋出資予約貯金
2.　定期性貯金＝定期貯金＋積立定期貯金＋定期積金
3.　（　）内は構成比です。

●定期貯金残高

（単位:百万円、%）

種　類	令和元年度	令和2年度	増　減
定期貯金	1,305,069（100.00）	1,270,277（100.00）	△34,791
うち固定金利定期	1,304,910（ 99.98）	1,270,130（ 99.98）	△34,780
うち変動金利定期	158（ 0.01）	146（ 0.01）	△11

（注）1.　固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2.　変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3.　（　）内は構成比です。

●貸出金等

●種類別貸出金平均残高

（単位:百万円）

種　類	令和元年度	令和2年度	増　減
手形貸付	4520	4,064	△456
証書貸付	184,061	194,493	10,431
当座貸越	4,000	3,595	△404
合　計	192,582	202,153	9,570

●貸出金の金利条件別内訳残高

（単位:百万円、%）

種　類	令和元年度	令和2年度	増　減
固定金利貸出	186,625(94.57)	197,755(95.80)	11,130
変動金利貸出	10,704(5.42)	8,663(4.19)	△2,041
合　計	197,330(100.00)	206,419(100.00)	9,089

（注）（ ）内は構成比です。

●貸出金の担保別内訳残高

（単位:百万円）

種　類	令和元年度	令和2年度	増　減
貯金･定期積金等	5,154	4,739	△414
有価証券	−	−	−
動　産	−	−	−
不動産	11,561	10,428	△1,132
その他担保物	4,334	3,586	△748
小　計	21,050	18,755	△2,295
農業信用基金協会保証	85,497	92,670	7,173
その他保証	35,374	42,106	6,731
小　計	120,872	134,777	13,904
信　用	55,408	52,887	△2,520
合　計	197,330	206,419	9,089

●貸出金の使途別内訳残高

（単位:百万円、%）

種　類	令和元年度	令和2年度	増　減
近代化	102(0.05)	88(0.04)	△13
その他制度資金	279(0.14)	268(0.12)	△11
農業設備	2,512(1.27)	2,615(1.26)	103
農業運転	2,272(1.15)	1,912(0.92)	△360
事業設備	12,959(6.56)	11,007(5.33)	△1,952
事業運転	10,238(5.18)	10,173(4.92)	△64
住宅関連	100,715(51.03)	110,125(53.35)	9,410
生活関連	5,305(2.68)	5,164(2.50)	△140
その他	62,946(31.89)	65,063(31.51)	2,117
合　計	197,330(100.00)	206,419(100.00)	9,089

（注）（ ）内は構成比です。

●貸出金の業種別内訳残高

（単位:百万円、%）

種　類	令和元年度	令和2年度	増　減
農　業	8,081(4.09)	7,779(3.76)	△301
林　業	174(0.08)	159(0.07)	△15
水産業	376(0.19)	344(0.16)	△31
製造業	9,785(4.95)	10,265(4.97)	480
鉱　業	866(0.43)	928(0.45)	62
建設業	11,089(5.62)	12,255(5.93)	1,165
不動産業	5,998(3.04)	5,912(2.86)	△86
電気･ガス･熱供給･水道業	2,060(1.04)	2,476(1.20)	415
運輸･通信業	4,191(2.12)	4,504(2.18)	312
金融･保険業	1,790(0.90)	2,091(1.01)	301
卸売･小売業･飲食業	3,495(1.77)	3,809(1.84)	314
サービス業	10,418(5.28)	11,902(5.76)	1,483
地方公共団体	71,545(36.25)	73,301(35.51)	1,756
その他	67,456(34.18)	70,688(34.24)	3,232
合　計	197,330(100.00)	206,419(100.00)	9,089

（注）（ ）内は構成比です。

●債務保証見返額の担保別内訳残高

（単位:百万円）

種　類	令和元年度	令和2年度	増　減
貯金･定期積金等	2	1	△1
有価証券	−	−	−
動　産	−	−	−
不動産	−	−	−
その他担保物	−	−	−
小　計	2	1	△1
信　用	−	−	−
合　計	2	1	△1

●主要な農業関係の貸出金残高

・営農類型別

（単位:百万円）

種　類	令和元年度	令和2年度	増　減
穀作	833	808	△25
野菜･園芸	1,162	1,050	△111
果樹･樹園農業	196	149	△46
工芸作物	16	14	△2
養豚･肉牛･酪農	389	331	△58
養鶏･養卵	147	171	23
養蚕	−	−	−
その他農業	2,535	2,513	△21
農業関連団体等	−	−	−
合　計	5,280	5,038	△242

（注）1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産･農業経営に必要な資金や農産物の生産･加工･流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、上記の貸出金の業種別内訳残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

・資金種類別

（単位:百万円）

種　類	令和元年度	令和2年度	増　減
プロパー資金	4,788	4,608	△179
農業制度資金	491	429	△62
農業近代化資金	87	72	△14
その他制度資金	404	356	△47
合　　計	5,280	5,038	△242

（注）1.　プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2.　農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当JAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3.　その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位:百万円）

区　分	令和元年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	87	63	－	87	63	63	57	－	63	57
個別貸倒引当金	2,417	2,273	17	2,400	2,273	2,273	2,008	237	2,036	2,008
合　　計	2,505	2,337	17	2,488	2,337	2,337	2,065	237	2,100	2,065

（注）1.　上記の金額には信用事業以外の貸倒引当金が含まれています。
2.　信用事業にかかる令和元年度末残高は、一般貸倒引当金が59百万円、個別貸倒引当金が1,935百万円、令和2年度末残高は、一般貸倒引当金が53百万円、個別貸倒引当金が1,691百万円となっています。

●貸出金償却の額

（単位:百万円）

項　目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	－	0

●リスク管理債権の状況

（単位:百万円）

区　分	令和元年度	令和2年度	増　減
破綻先債権額	412	83	△329
延滞債権額	3,058	2,858	△199
3ヵ月以上延滞債権額	24	－	△24
貸出条件緩和債権額	18	8	△10
合　　計	3,513	2,950	△563

（注）　上記の金額は、担保の処分等によって回収できるもの及び個別貸倒引当金を引き当てているものを考慮しておりませんので、将来発生が予想される損失額をそのまま表すものではありません。

·破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることやその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除きます。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由、または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

·延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、上記の「破綻先債権」及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

·3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（上記の「破綻先債権」及び「延滞債権」を除きます。）をいいます。

·貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記の「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3ヵ月以上延滞債権」を除きます。）をいいます。

●金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

（単位:百万円）

債権区分	令和元年度					令和2年度				
	債権額	保全額				債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,334	213	174	946	1,334	886	91	110	683	886
危険債権	2,140	574	478	988	2,041	2,062	509	440	1,007	1,957
要管理債権	42	14	－	17	32	8	－	－	3	3
小　　計	3,517	802	653	1,952	3,409	2,956	600	550	1,695	2,846
正常債権	193,959					203,585				
合　　計	197,477					206,541				

（注）　上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

·破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。

·危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権のことです。

·要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権のことです。

●元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当ありません。

●有価証券に関する指標

●有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

●商品有価証券の種類別残高

該当ありません。

●有価証券の残存期間別残高

該当ありません。

●時価情報

●有価証券

該当ありません。

●金銭の信託

該当ありません。

●デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当ありません。

●内国為替

●内国為替取扱実績

（単位:千件、百万円）

種類		令和元年度		令和2年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	701	1,519	776	1,650
	金額	484,692	478,743	499,419	570,972
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	252	207	388	137
雑為替	件数	16	12	13	10
	金額	9,169	36,612	8,205	41,739
合計	件数	718	1,532	793	1,678
	金額	494,113	515,563	508,014	612,849

▶ 共済事業取扱実績等

●長期共済新契約高・長期共済保有高

（単位:百万円）

種類		令和元年度		令和2年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	21,608	1,241,277	37,203	1,180,970
	定期生命共済	279	4,943	1,654	5,986
	養老生命共済	3,591	364,906	4,531	313,865
	うちこども共済	2,649	93,771	3,170	89,069
	医療共済	323	28,626	401	26,955
	がん共済	−	4,307	−	4,092
	定期医療共済	−	8,135	−	7,599
	介護共済	1,865	12,635	5,515	17,905
	年金共済	−	583	−	460
建物更生共済		159,560	1,481,580	164,997	1,452,220
合計		187,228	3,146,996	214,302	3,010,056

（注） 金額は、年度末の保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済および定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含みます。）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

●医療系共済の入院共済金額保有高

（単位:百万円）

種類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	17	420	20	428
がん共済	6	113	6	116
定期医療共済	−	16	−	15
合計	23	549	27	559

（注） 金額は、入院共済金額を表示しています。

●介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

（単位:百万円）

種類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	2,208	17,260	6,243	22,923
生活障害共済（一時金型）	538	1,104	2,548	3,515
生活障害共済（定期年金型）	177	353	284	587
特定重度疾病共済	−	−	3,165	3,149
合計	2,923	18,718	12,242	30,175

（注） 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

●年金共済の年金保有高

（単位:百万円）

種　類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	7,471	24,965	5,030	28,423
年金開始後	−	11,627	−	11,351
合　計	7,471	36,593	5,030	39,774

（注）　金額は、年金年額（利率変動型年金は最低保障年金額）を表示しています。

●支払共済金

（単位:件、百万円）

種　類	令和元年度		令和2年度	
	件　数	金　額	件　数	金　額
生命共済金	51,907	39,273	48,034	35,025
建更･火災共済金	15,253	34,613	14,146	34,712
自動車共済金	8,599	2,349	7,265	1,980
傷害共済金	1,137	89	1,105	104
賠償責任共済金	25	2	25	2
自賠責共済金	830	518	769	468
合　　計	77,751	76,846	71,344	72,295

●短期共済新契約高

（単位:百万円）

種　類	令和元年度		令和2年度	
	金　額	掛　金	金　額	掛　金
火災共済	223,845	234	219,013	229
自動車共済		3,757		3,733
傷害共済	411,234	138	226,079	128
定額定期生命共済	40	0	32	0
賠償責任共済		4		4
自賠責共済		721		617
合　　計		4,856		4,713

（注）1.　金額は、保障金額を表示しています。
　　2.　自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

▶ 販売事業取扱実績等

●販売品取扱実績

（単位:百万円）

種　類	令和元年度	令和2年度
米	5,139	4,586
麦	426	590
雑穀･豆類	13	10
茶	14	10
果　実	2,899	3,057
野　菜	18,618	17,617
花　き	839	781
鶏　卵	789	665
生　乳	4,244	4,366
食　鶏	1,958	1,814
肉　牛	3,158	2,975
肉　豚	367	352
その他畜産物	1,101	1,034
合　　計	39,570	37,864

▶ 購買事業取扱実績等

●購買品取扱実績

（単位:百万円）

種　類	令和元年度	令和2年度
肥　料	2,485	2,515
飼　料	3,061	2,795
農　薬	1,947	1,952
畜産資材	1,184	1,146
生産資材	2,768	2,753
種　苗	323	310
農業機械	2,692	3,047
小　　計	14,465	14,521
生活用品	1,523	1,074
食　品	1,702	1,865
耐久財	191	132
燃　料	58	53
ＬＰＧ	31	29
住　宅	970	756
小　　計	4,477	3,912
合　　計	18,942	18,433

▶ 自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

●単体自己資本の構成

（単位:百万円）

項　目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	100,408	102,031
うち、出資金及び資本準備金の額	65,419	64,950
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	36,484	38,290
うち、外部流出予定額（△）	1,193	937
うち、上記以外に該当するものの額	△302	△ 271
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	63	57
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	63	57
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	59	44
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	100,531	102,133
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	266	318
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	266	318
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	602	643
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	869	961
自己資本		
自己資本の額（（イ）−（ロ））　（ハ）	99,662	101,171
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	529,306	532,725
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	332	332
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	332	332
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	51,108	51,273
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	580,414	583,998
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	17.17%	17.32%

（注）1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

●信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位:百万円）

信用リスク・アセット	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額(a)	所要自己資本額(b)=(a)×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額(a)	所要自己資本額(b)=(a)×4%
現金	8,256	—	—	7,938	−	−
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	−	−	−
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	−	−	−
国際決済銀行等向け	—	—	—	−	−	−
我が国の地方公共団体向け	71,616	—	—	73,371	−	−
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	−	−	−
国際開発銀行向け	—	—	—	−	−	−
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	−	−	−
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	0	0	0
地方三公社向け	358	—	—	369	−	−
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,686,526	337,305	13,492	1,701,250	340,250	13,610
法人等向け	3,488	2,977	119	3,433	3,002	120
中小企業等向け及び個人向け	12,179	5,476	219	10,915	4,844	193
抵当権付住宅ローン	19,906	6,926	277	22,137	7,703	308
不動産取得等事業向け	2,895	2,825	113	2,775	2,712	108
三月以上延滞等	2,812	619	24	2,459	567	22
取立未済手形	42	8	0	38	7	0
信用保証協会等保証付	85,541	8,435	337	92,713	9,163	366
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	−	−	−
共済約款貸付	—	—	—	−	−	−
出資等	4,726	4,256	170	4,743	4,228	169
（うち出資等のエクスポージャー）	4,726	4,256	170	4,743	4,228	169
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	95,291	160,142	6,405	94,959	159,914	6,396
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	41,214	103,036	4,121	41,214	103,036	4,121
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	2,083	5,208	208	2,176	5,440	217
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	51,993	51,897	2,075	51,568	51,437	2,057
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンデート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	332	13	—	332	13
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—

（単位:百万円）

信用リスク・アセット		令和元年度			令和2年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額(a)	所要自己資本額(b)=(a)×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額(a)	所要自己資本額(b)=(a)×4%
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,993,642	529,306	21,172	2,017,105	532,725	21,309
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		1,993,642	529,306	21,172	2,017,105	532,725	21,309
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		(a)		(b)=(a)×4%	(a)		(b)=(a)×4%
		51,108		2,044	51,273		2,050
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		(a)		(b)=(a)×4%	(a)		(b)=(a)×4%
		580,414		23,216	583,998		23,359

(注)1. 「リスク・アセット額」の欄は、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含みます)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」とは、その他の資産(固定資産等)が該当します。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、基礎的手法を採用しています。

$$\text{オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

●標準的手法に関する事項

当JAでは、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に使用する格付等は次のとおりです。

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- リスク・ウェイトの判定に使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

【適格格付機関】

株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー	—	日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I , JCR , Moody's , S&P , Fitch	—
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I , JCR , Moody's , S&P , Fitch	—

●信用リスクに関するエクスポージャー（業種別・残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位:百万円）

業種・期間			令和元年度				令和2年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人		農　業	1,428	1,372	—	170	1,370	1,305	—	225
		林　業	—	—	—	—	—	—	—	—
		水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
		製造業	420	412	—	316	358	77	—	—
		鉱　業	19	19	—	19	11	11	—	—
		建設業・不動産業	1,356	1,356	—	93	1,419	1,419	—	90
		電気・ガス・熱供給・水道業	27	27	—	—	23	23	—	—
		運輸・通信業	37	37	—	—	25	25	—	—
		金融・保険業	1,727,783	—	—	—	1,742,504	—	—	—
		卸売・小売・飲食・サービス業	4,448	4,447	—	1,505	4,366	4,365	—	1,504
		日本国政府・地方公共団体	71,615	71,597	—	—	73,371	73,350	—	—
		上記以外	4,875	151	—	5	4,624	159	—	2
	個人		120,755	120,359	—	702	128,457	128,097	—	635
	その他		60,873	—	—	—	60,571	—	—	—
業種別残高計			1,993,642	199,780	—	2,812	2,017,105	208,835	—	2,459
	1年以下		1,700,432	13,887	—		1,710,183	8,911	—	
	1年超3年以下		6,829	6,829	—		5,029	5,029	—	
	3年超5年以下		9,900	9,900	—		8,508	8,508	—	
	5年超7年以下		5,491	5,491	—		4,917	4,917	—	
	7年超10年以下		10,778	10,778	—		9,782	9,782	—	
	10年超		147,252	147,252	—		166,901	166,901	—	
	期限の定めのないもの		112,957	5,640	—		111,782	4,784	—	
残存期間別残高計			1,993,642	199,780	—		2,017,105	208,835	—	

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産およびオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほかに債務保証を含んでいます。
3. 「その他」には、現金・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーをいいます。
5. 国外のエクスポージャーを保有していないため、地域別内訳は省略しています。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位:百万円）

区　分	令和元年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	87	63	—	87	63	63	57	—	63	57
個別貸倒引当金	2,860	2,301	17	2,400	2,744	2,744	2,052	237	2,036	2,523
うち外部出資等損失引当金	442	27	—	—	470	470	44	—	—	515
合計	2,948	2,364	17	2,488	2,807	2,807	2,110	237	2,100	2,580

（注）　個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

●業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却額

（単位:百万円）

業　種			令和元年度						令和2年度					
			期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
					目的使用	その他					目的使用	その他		
法人		農　業	34	89	—	34	89	—	89	105	—	89	105	—
		林　業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		製造業	256	234	—	256	234	—	234	1	233	0	1	0
		鉱　業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		建設業・不動産業	155	145	—	155	145	—	145	134	—	145	134	—
		電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		運輸・通信業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		卸売・小売・飲食・サービス業	1,388	1,337	10	1,378	1,337	—	1,337	1,350	—	1,337	1,350	—
		上記以外	443	27	—	0	470	—	470	45	—	0	515	—
	個人		581	466	6	575	466	—	466	414	3	462	414	—
業種別計			2,860	2,301	17	2,400	2,744	—	2,744	2,052	237	2,036	2,523	—

（注）1. 国外のエクスポージャーを保有していないため、地域別内訳は省略しています。
2. 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

●信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位:百万円）

区　分		令和元年度	令和2年度
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト　0%	86,865	87,777
	リスク・ウェイト　2%	—	—
	リスク・ウェイト　4%	—	—
	リスク・ウェイト　10%	84,352	91,632
	リスク・ウェイト　20%	1,686,775	1,701,485
	リスク・ウェイト　35%	19,791	22,010
	リスク・ウェイト　50%	2,429	2,064
	リスク・ウェイト　75%	7,279	6,433
	リスク・ウェイト 100%	62,886	62,318
	リスク・ウェイト 150%	296	323
	リスク・ウェイト 250%	43,298	43,390
	その他	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—
合　計		1,993,974	2,017,437

（注）1.　エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用したものはありません。
2.　信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産およびオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。
3.　経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

●信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めており、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される国・地方公共団体、政府関係機関、金融機関およびこれら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位:百万円）

区　分	令和元年度		令和2年度	
	適格金融資産担保	保　証	適格金融資産担保	保　証
地方三公社向け	—	358	—	369
法人等向け	129	—	135	—
中小企業等向け及び個人向け	353	207	265	196
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	0	—
上記以外	22	—	22	—
合　計	505	565	423	565

（注）1.　「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含みます）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2.　「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーのことです。
3.　「上記以外」には、現金・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

●出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券（系統および系統外出資）に区分して管理しています。

子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的な運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については、毎期の決算書類の分析のほか、定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

その他有価証券のうち系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についてもこれに準じた対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等について、子会社および関連会社については、取得原価を記載し毀損の状況に応じて必要な引当を行っています。その他有価証券（系統および系統外出資）については、時価のあるものは時価評価を行った上で取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上し、時価を把握することが極めて困難と認められるものは取得原価を記載し毀損の状況に応じて必要な引当を行っています。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

●出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位:百万円）

区　分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	147	147	171	171
非上場	45,794	45,794	45,786	45,786
合　計	45,941	45,941	45,958	45,958

●出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位:百万円）

区　分	令和元年度			令和2年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上　場	—	—	—	—	—	—
非上場	—	—	0	—	—	22
合　計	—	—	0	—	—	22

●貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券評価損益等）

（単位:百万円）

区　分	令和元年度		令和2年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上　場	134	1	157	0
非上場	—	—	—	—
合　計	134	1	157	0

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式評価損益等）

該当ありません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●金利リスクに関する事項

●金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、モニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ･フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ･フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、⊿EVEおよび⊿NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

変動はありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇⊿EVEおよび⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVEおよび⊿NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

●金利リスクに関する事項

（単位:百万円）

	⊿EVE		⊿NII	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
上方パラレルシフト	2,606	4,795	―	―
下方パラレルシフト	―	―	82	51
スティープ化	7,526	7,882		
フラット化	―	―		
短期金利上昇	―	―		
短期金利低下	―	―		
最大値	7,526	7,882	82	51
	令和元年度		令和2年度	
自己資本の額	99,662		101,171	

（注）1. 「⊿EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「⊿NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

資料編（連結ベース）

経営資料（連結ベース）…… 92
連結財務諸表等 …… 92
連結自己資本の充実の状況…… 102

経営資料（連結ベース）

▶ 連結財務諸表等

●連結貸借対照表

（単位:百万円）

科　目	令和元年度 令和2年3月31日	令和2年度 令和3年3月31日
（資産の部）		
1 信用事業資産	1,890,394	1,914,210
（1）現金及び預金	1,688,883	1,703,506
（2）貸出金	197,017	206,419
（3）その他の信用事業資産	6,252	6,028
（4）債務保証見返	2	1
（5）貸倒引当金	△1,761	△1,745
2 共済事業資産	35	49
3 経済事業資産	13,428	13,736
（1）受取手形及び経済事業未収金	6,363	6,442
（2）棚卸資産	3,076	3,012
（3）その他の経済事業資産	4,238	4,503
（4）貸倒引当金	△250	△221
4 雑資産	2,099	3,347
（1）雑資産	2,264	3,512
（2）貸倒引当金	△165	△165
5 固定資産	38,338	36,754
（1）有形固定資産	37,950	36,278
建物	50,266	49,417
機械装置	16,457	16,572
土地	19,843	19,356
リース資産	214	214
建設仮勘定	7	138
その他の有形固定資産	12,281	12,270
減価償却累計額	△61,119	△61,691
（2）無形固定資産	387	476
リース資産	109	71
その他の無形固定資産	278	404
6 外部出資	44,419	44,391
（1）外部出資	44,889	44,906
（2）外部出資等損失引当金	△470	△515
7 退職給付に係る資産	832	888
8 繰延税金資産	1,952	1,909
資産の部合計	1,991,500	2,015,289

科　目	令和元年度 令和2年3月31日	令和2年度 令和3年3月31日
（負債の部）		
1 信用事業負債	1,863,240	1,885,084
（1）貯金	1,856,846	1,878,870
（2）借入金	2,862	3,389
（3）その他の信用事業負債	3,529	2,823
（4）債務保証	2	1
2 共済事業負債	3,417	2,863
（1）共済資金	1,213	623
（2）その他の共済事業負債	2,204	2,240
3 経済事業負債	6,065	6,124
（1）支払手形及び経済事業未払金	4,089	4,373
（2）その他の経済事業負債	1,975	1,750
4 経済借入金	5	−
5 雑負債	4,049	4,824
6 諸引当金	7,777	7,560
（1）賞与引当金	864	893
（2）退職給付に係る負債	6,601	6,163
（3）役員退職慰労引当金	83	115
（4）その他の引当金	228	388
7 再評価に係る繰延税金負債	96	96
負債の部合計	1,884,652	1,906,554
（純資産の部）		
1 組合員資本	106,475	108,051
（1）出資金	25,453	24,984
（2）資本剰余金	39,966	39,966
（3）利益剰余金	41,363	43,378
（4）処分未済持分	△302	△271
（5）子会社の所有する親組合出資金	△5	△5
2 評価・換算差額等	371	683
（1）その他有価証券評価差額金	95	114
（2）土地再評価差額金	236	236
（3）退職給付に係る調整累計額	40	333
3 非支配株主持分	−	−
純資産の部合計	106,847	108,734
負債及び純資産の部合計	1,991,500	2,015,289

●連結損益計算書

（単位:百万円）

科　目	令和元年度 自:平成31年4月 1日 至:令和 2年3月31日	令和2年度 自:令和 2年4月 1日 至:令和 3年3月31日
1 事業総利益	29,197	29,229
(1) 信用事業収益	18,018	17,522
資金運用収益	17,180	16,654
(うち預金利息)	(12,091)	(11,673)
(うち貸出金利息)	(1,928)	(1,948)
(うちその他受入利息)	(3,160)	(3,031)
役務取引等収益	265	270
その他経常収益	572	597
(2) 信用事業費用	2,786	2,305
資金調達費用	1,879	1,520
(うち貯金利息)	(1,811)	(1,458)
(うち給付補填備金繰入)	(47)	(43)
(うち譲渡性貯金利息)	(0)	(0)
(うち借入金利息)	(18)	(16)
(うちその他支払利息)	(1)	(1)
役務取引等費用	47	43
その他経常費用	860	740
信用事業総利益	15,231	15,217
(3) 共済事業収益	5,831	5,790
共済付加収入	5,345	5,377
その他の収益	485	412
(4) 共済事業費用	231	230
共済推進費及び共済保全費	230	229
その他の費用	1	1
共済事業総利益	5,600	5,559
(5) 購買事業収益	28,212	26,529
購買品供給高	26,721	25,027
その他の収益	1,491	1,501
(6) 購買事業費用	23,731	22,016
購買品供給原価	22,379	20,787
購買品供給費	738	673
その他の費用	614	555
(うち貸倒引当金繰入額)	(7)	(−)
(うち貸倒損失)	(0)	(0)
購買事業総利益	4,481	4,512

科　目	令和元年度 自:平成31年4月 1日 至:令和 2年3月31日	令和2年度 自:令和 2年4月 1日 至:令和 3年3月31日
(7) 販売事業収益	10,505	9,732
販売品販売高	4,104	3,647
販売手数料	1,204	1,194
その他の収益	5,196	4,891
(8) 販売事業費用	9,007	8,192
販売品販売原価	3,472	2,966
販売費	5,136	4,858
その他の費用	398	368
販売事業総利益	1,498	1,540
(9) その他事業収益	9,987	9,744
(10) その他事業費用	7,602	7,344
その他事業総利益	2,385	2,399
2 事業管理費	26,454	25,892
(1) 人件費	18,076	18,026
(2) その他事業管理費	8,377	7,866
事　業　利　益	2,742	3,337
3 事業外収益	1,322	1,331
(1) 受取雑利息	1	1
(2) 受取出資配当金	807	847
(3) その他の事業外収益	512	482
4 事業外費用	67	113
(1) 支払雑利息	0	0
(2) その他の事業外費用	67	113
経　常　利　益	3,997	4,555
5 特別利益	699	1,256
(1) 固定資産処分益	174	1,240
(2) その他の特別利益	525	16
6 特別損失	958	1,600
(1) 固定資産処分損	216	340
(2) 減損損失	475	1,243
(3) その他の特別損失	266	16
税金等調整前当期利益	3,738	4,211
法人税、住民税及び事業税	696	1,081
法人税等調整額	69	△75
法人税等合計	766	1,005
当期利益	2,971	3,205
非支配株主に帰属する当期利益	−	−
当期剰余金	2,971	3,205

●連結剰余金計算書

（単位:百万円）

科　　目	令和元年度	令和2年度
（資本剰余金の部）		
1　資本剰余金期首残高	39,966	39,966
2　資本剰余金増加高	－	－
3　資本剰余金減少高	－	－
4　資本剰余金期末残高	39,966	39,966
（利益剰余金の部）		
1　利益剰余金期首残高	39,743	41,363
2　利益剰余金増加高	2,971	3,205
当期剰余金	2,971	3,205
3　利益剰余金減少高	1,351	1,191
配当金	922	1,191
その他減少額	428	－
4　利益剰余金期末残高	41,363	43,378

●連結キャッシュ・フロー計算書

（単位:百万円）

科　　目	令和元年度 自:平成31年4月 1日 至:令和 2年3月31日	令和2年度 自:令和 2年4月 1日 至:令和 3年3月31日
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	3,738	4,211
減価償却費	1,730	1,750
減損損失	475	1,243
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△149	△45
賞与引当金の増減額(△は減少)	10	28
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△60	△56
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	59	△437
その他引当金等の増減額(△は減少)	△160	192
信用事業資金運用収益	△17,180	△16,654
信用事業資金調達費用	1,879	1,520
共済貸付金利息	△0	－
共済借入金利息	0	－
受取雑利息及び受取出資配当金	△809	△849
支払雑利息	0	0
固定資産売却損益(△は益)	42	△899
外部出資関係損益(△は益)	－	66
資産除去債務関連費用	△7	△0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△12,693	△9,402
預金の純増(△)減	△24,600	△13,947
貯金の純増減(△)	38,932	22,023
信用事業借入金の純増減(△)	46	527
その他信用事業資産の増(△)減	5	△11
その他信用事業負債の増減(△)	50	△51
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増(△)減	2	－
共済借入金の純増減(△)	△2	－
共済資金の純増減(△)	△305	△590
未経過共済付加収入の純増減(△)	68	31
その他共済事業資産の増(△)減	△35	△14
その他共済事業負債の増減(△)	0	4
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	1,072	△78
経済受託債権の純増(△)減	△38	△241
棚卸資産の純増(△)減	19	64
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△471	284
経済受託債務の純増減(△)	△231	△151
その他経済事業資産の増(△)減	301	△22
その他経済事業負債の増減(△)	△84	△73

科　目	令和元年度 自:平成31年4月 1日 至:令和 2年3月31日	令和2年度 自:令和 2年4月 1日 至:令和 3年3月31日
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の増減	△4	△1,210
その他の負債の増減	△745	775
信用事業資金運用による収入	11,773	16,890
信用事業資金調達による支出	△2,198	△2,174
共済貸付金利息による収入	0	－
共済借入金利息による支出	△0	－
事業分量配当金の支払額	△669	△691
小　　計	△239	2,006
雑利息及び出資配当金の受取額	809	676
雑利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△758	△557
事業活動によるキャッシュ・フロー	△189	2,124
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△12	△54
有価証券の売却等による収入	12	54
固定資産の取得による支出	△6,685	△2,591
固定資産の売却による収入	1,589	2,084
外部出資による支出	△25	△13
外部出資の売却等による収入	189	－
補助金の受入れによる収入	147	16
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,784	△503
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
経済借入金の返済による支出	△0	△5
出資の払戻しによる支出	△533	△469
持分の取得による支出	△147	△123
持分の譲渡による収入	156	154
出資配当金の支払額	△256	△502
財務活動によるキャッシュ・フロー	△781	△946
4 現金及び現金同等物の増加額	△5,755	675
5 現金及び現金同等物の期首残高	16,758	11,003
6 連結範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額	－	△2
7 現金及び現金同等物の期末残高	11,003	11,678

●連結注記表（令和２年度）

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社　　5社

株式会社JA香川県オートエナジー
株式会社JA香川県ライフサービス
株式会社香川県営農支援センター
株式会社JA香川県フードサービス
農協食品株式会社

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の非連結子会社および関連会社

該当ありません。

（2）持分法非適用の非連結子会社および関連会社　　10社

持分法非適用の非連結子会社および関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

3．連結される子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、全社3月末日です。

4．連結される子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

5．剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

6．連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

（1）現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金及び預金」のうち現金、当座預金および普通預金となっています。

（2）現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	1,703,506百万円
定期性預金	△1,691,828百万円
現金及び現金同等物	11,678百万円

Ⅱ．重要な会計方針にかかる事項に関する注記

1．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

（1）子会社株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

（2）その他有価証券

時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定することとしています。

時価のないものについては、移動平均法による原価法を採用しています。

（3）売買目的有価証券および満期保有目的の債券は、保有していません。

2．棚卸資産の評価基準および評価方法

当JAについては、購買品のうち数量管理品は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、売価管理品は売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

加工品およびその他の棚卸資産（苗・出荷資材等）については、主に総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

連結子会社については、主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）および売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

3．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当の計上基準に則り、次のとおり計上しています。

破綻先（破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者）に係る債権および実質破綻先（破綻先と同等の状況にある債務者）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、破綻懸念先（現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査したうえで、上記の引当を行っています。

また、連結子会社についても当JAに準じた引当を行っています。

（2）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当年度の負担分を計上しています。

（3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく当年度末要支給額を計上しています。

（4）外部出資等損失引当金

外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

（5）環境対策引当金

法令に基づいた有害物質の処理等、環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しています。

（6）CE等施設撤去損失引当金

「CE施設撤去計画」に基づき実施する当JAのCE・RC撤去に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しています。

5．その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）退職給付に係る負債の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、連結子会社については、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しているため、過去勤務費用および数理計算上の差異は発生していません。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準を採用しています。

② 過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度から費用処理することとしています。

③ 未認識過去勤務費用および未認識数理計算上の差異の処理方法

未認識過去勤務費用および未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部における評価・換算差額等の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

6．消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7．記載金額

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しているため、各科目の金額合計と一致しない場合があります。また、金額が百万円未満の科目については「0」、期末に残高がない科目については「−」で表示しています。

Ⅲ.表示方法の変更に関する注記

1．会計上の見積に関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　令和2年3月31日）を適用し、当事業年度より固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

Ⅳ．会計上の見積に関する注記

1．固定資産の減損会計

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産　36,278百万円

無形固定資産　　476百万円

（2）その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年度事業計画等を基礎として算出しており、令和4年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については一定の仮定を設定して、「Ⅵ.連結損益計算書に関する注記」の「1．減損会計に関する注記」に記載のとおり、1,243百万円の減損損失を認識しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および経営状況の影響を受けるため、見直しが必要になった場合、翌事業年度において追加の減損損失を認識する可能性があります。

Ⅴ.連結貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産に係る圧縮記帳額

法人税法で定める圧縮記帳については、固定資産の帳簿価額を直接減額する方法を採用しており、平成12年4月1日以降取得した有形固定資産について、取得価額から控除している圧縮記帳額は7,085百万円であり、その内訳は、建物2,883百万円、機械装置3,334百万円、土地169百万円、その他の有形固定資産697百万円です。なお、合併に伴い取得した有形固定資産については、被合併組合から圧縮後の帳簿価額で引き継ぎをしています。

2．担保に供している資産

当JAの定期預金8,200百万円を借入金（当座借越）2,852百万円の担保に供しています。また、定期預金15,830百万円を為替決済の担保に、定期預金661百万円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3．当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は126,280百万円です。

4．貸出金のうちリスク管理債権の合計額およびその内訳

貸出金のうちリスク管理債権の合計額およびその内訳は以下のとおりです。なお、この金額は貸倒引当金控除前の金額であり、将来発生が予想される損失額をそのまま表すものではありません。

破綻先債権額（注1）	83百万円
延滞債権額（注2）	2,858百万円
3ヵ月以上延滞債権額（注3）	−百万円
貸出条件緩和債権額（注4）	8百万円
合計額	2,950百万円

（注1）破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

（注2）延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、（注1）に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

（注3）3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、（注1）および（注2）に該当しないものです。

（注4）貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、（注1）、（注2）および（注3）に該当しないものです。

5．土地の再評価に関する法律に基づく再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）および土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

（1）再評価を行った年月日
平成10年3月31日

（2）再評価を行った土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計を下回る金額
282百万円

（3）同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

Ⅵ. 連結損益計算書に関する注記

1．減損会計に関する注記

（1）グルーピングの方法と共用資産の概要

当JAでは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である、支店、ふれあいセンター、産直店舗、農機センターごとに一般資産としてグルーピングを行っています。また、業務外固定資産（遊休資産および賃貸資産）については、個々を単位にグルーピングを行っています。なお、減損会計におけるグルーピングは、従来、一般資産については、キャッシュ・フローが相互補完的な関係にある統括店と配下の支店を含めてグルーピングを行っておりましたが、組織改編等により概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最少単位での収支の把握が可能となったことから、支店、ふれあいセンター、産直店舗、農機センターごとにグルーピングを行うように変更しました。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、当JA全体の共用資産と認識しており、また、各地区（7地区）に設置した営農センターについても、支店や事業所等の円滑な事業展開を支援する企画・調整・推進機能を担うことから、各地区の共用資産と認識しています。

連結子会社では、当JAに準じた単位または全社を1つの単位としたグルーピングを行っています。

（2）減損損失を認識した資産または資産グループの用途、種類、場所などの概要

当年度に減損損失を計上した資産または資産グループは、以下のとおりです。

場所	用途	種類	減損損失額
高松市	一般資産11ヵ所	土地、建物等	219百万円
	遊休資産5ヵ所	土地、建物等	10百万円
	子会社工場等3ヵ所	機械装置等	3百万円
丸亀市	一般資産5ヵ所	建物等	130百万円
	遊休資産1ヵ所	建物等	17百万円
	子会社工場1ヵ所	機械装置	0百万円
坂出市	一般資産2ヵ所	建物等	29百万円
	子会社SS1ヵ所	機械装置	0百万円
東かがわ市	一般資産3ヵ所	建物等	28百万円
	遊休資産2ヵ所	土地	32百万円
さぬき市	一般資産4ヵ所	土地、建物等	68百万円
	遊休資産3ヵ所	土地、建物等	56百万円
	子会社SS2ヵ所	機械装置等	22百万円
善通寺市	遊休資産4ヵ所	建物等	28百万円
	子会社SS1ヵ所	機械装置	0百万円
三豊市	一般資産7ヵ所	土地、建物等	278百万円
	遊休資産4ヵ所	土地、建物等	14百万円
	子会社SS等3ヵ所	建物等	0百万円
観音寺市	一般資産3ヵ所	建物	20百万円
	遊休資産3ヵ所	建物等	1百万円
	子会社SS1ヵ所	機械装置	0百万円
木田郡	遊休資産4ヵ所	土地、建物等	41百万円
小豆郡	一般資産3ヵ所	建物等	5百万円
	遊休資産8ヵ所	土地、建物等	33百万円
綾歌郡	一般資産1ヵ所	建物等	40百万円
	遊休資産3ヵ所	土地、建物等	26百万円
	子会社葬祭場等2ヵ所	建物等	3百万円
仲多度郡	一般資産5ヵ所	土地、建物	100百万円
	遊休資産3ヵ所	土地、建物	26百万円
	子会社工場1ヵ所	機械装置	0百万円
	合計99ヵ所		1,243百万円

なお、減損損失の金額について固定資産の種類別の内訳は、建物674百万円、土地504百万円、その他の有形固定資産等64百万円です。

（3）減損損失の認識に至った経緯

当JAの一般資産については、当該事業所の収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、早期処分対象であることから正味売却価額を回収可能額とし、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

子会社については、子会社の営業損益または、子会社が運営するガソリンスタンド（SS）、工場および葬祭場の営業損益が2期連続赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

（4）回収可能価額の算定方法

当年度に減損損失を認識した資産のうち、一般資産の回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方を採用しており、使用価値の算出に適用した割引率は5.54%であり、正味売却価額は、不動産鑑定評価額、相続税路線価額もしくは固定資産税評価額に基づき算定した時価としています。

遊休資産に係る回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、不動産鑑定評価額、相続税路線価額もしくは固定資産税評価額に基づき算定した時価から、処分費用見込額を控除しています。

2．棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

棚卸資産は、収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額（洗替法）であり、前年度末に計上した棚卸資産評価損の戻入額との差額4百万円が購買品供給原価に含まれています。

Ⅶ.金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当JAは農家組合員や地域の皆さまから預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を香川県信用農業協同組合連合会へ預けています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として香川県信用農業協同組合連合会への預け金および当JA管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

借入金は、主として農家組合員に対する制度融資の原資として、香川県信用農業協同組合連合会や株式会社日本政策金融公庫から借り入れたものです。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店・統括店に融資審査部署を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。

また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行うとともに、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

なお、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当JAでは、香川県信用農業協同組合連合会への預け金を余裕金運用の基本としており、国債等の有価証券の保有額も極めて少なく価格変動リスクは限定されていますので、金利リスクを中心とした市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当JAで保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金および借入金です。

当JAでは、これらの金融資産および金融負債について、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に関する規制により、6通り（上昇パラレルシフト・下方パラレルシフト・スティープ化・フラット化・短期金利上昇・長期金利上昇）の金利ショックシナリオに基づく「金利感応資産・負債におけるネット現在価値の変化額」（ΔEVE）を算出し、行政庁に報告のうえ、定量的分析に利用しています。

当年度末現在では、6通りのシナリオで算出した最大損失額は7,882百万円となることを把握しています。

ただし、当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、市場金利が金利ショックシナリオを超えて変動した場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件に係る未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価に関する事項

（1）金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず（3）に記載しています。

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	1,695,534百万円	1,695,556百万円	21百万円
貸出金(注１)	206,467百万円		
貸倒引当金(注２)	△1,745百万円		
貸倒引当金控除後	204,722百万円	205,420百万円	697百万円
外部出資(注３)	173百万円	173百万円	−百万円
資産計	1,900,430百万円	1,901,150百万円	719百万円
貯金	1,878,870百万円	1,880,075百万円	1,205百万円
借入金	3,389百万円	3,389百万円	0百万円
負債計	1,882,259百万円	1,883,465百万円	1,206百万円

（注１）貸出金には、雑資産に計上している職員厚生貸付金48百万円を含めています。

（注２）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

（注３）外部出資は、系統外出資のうち市場価格のある上場株式です。

（2）金融商品の時価の算定方法

① 資産

ⅰ）預金

満期のない預金は、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。また、満期のある預金は、期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ⅱ）貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ⅲ）外部出資

上場株式は、取引所の価格によっています。

② 負債

ⅰ）貯金

要求払貯金は、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金は、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ⅱ）借入金

借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当JAの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に

代わる金額として算定しています。

（3）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これについては（1）の金融商品の時価情報には含めていません。

	連結貸借対照表計上額
外部出資（注1）	44,733百万円
外部出資等損失引当金（注2）	△515百万円
外部出資等引当金控除後	44,218百万円

（注1）外部出資のうち市場価格のある上場株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

（注2）外部出資に対する損失引当金を控除しています。

（4）金銭債権の決算日後の償還予定額

	預　金	貸出金(注1)	計
1年以内	1,695,534百万円	21,134百万円	1,716,668百万円
1年超2年以内	−百万円	12,028百万円	12,028百万円
2年超3年以内	−百万円	12,174百万円	12,174百万円
3年超4年以内	−百万円	11,443百万円	11,443百万円
4年超5年以内	−百万円	10,098百万円	10,098百万円
5年超	−百万円	138,848百万円	138,848百万円

（注1）貸出金のうち、当座貸越3,136百万円については「1年以内」に含めています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等763百万円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。なお、貸出金には、雑資産に計上している職員厚生貸付金48百万円および分割実行案件の未実行額24百万円が含まれています。

（5）借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	貯　金(注1)	借入金(注2)	計
1年以内	1,513,353百万円	2,882百万円	1,516,235百万円
1年超2年以内	222,575百万円	27百万円	222,602百万円
2年超3年以内	110,139百万円	23百万円	110,162百万円
3年超4年以内	1,127百万円	318百万円	1,445百万円
4年超5年以内	549百万円	14百万円	563百万円
5年超	410百万円	123百万円	533百万円

（注1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。なお、定期積金30,715百万円については貯金に含めていません。

（注2）借入金うち、当座借越2,852百万円については「1年以内」に含めています。

Ⅷ．有価証券に関する注記

1．その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券（株式形態の外部出資を含む）において、種類毎の取得原価、連結貸借対照表計上額および評価差額については次のとおりです。

種　類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差　額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 外部出資（株式）	170百万円	12百万円	157百万円
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 外部出資（株式）	3百万円	3百万円	△0百万円
合　計	173百万円	16百万円	157百万円

なお、上記差額から繰延税金負債43百万円を差し引いた114百万円が、その他有価証券評価差額金となっています。

Ⅸ．退職給付に関する注記

1．退職給付債務の内容等

（1）採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用するとともに、全国共済農業協同組合連合会および株式会社りそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度ならびに一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度などを採用しています。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

（2）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	14,152百万円
勤務費用	717百万円
利息費用	105百万円
数理計算上の差異の発生額	110百万円
退職給付の支払額	△920百万円
期末における退職給付債務	14,165百万円

（3）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	8,383百万円
期待運用収益	110百万円
数理計算上の差異の発生額	542百万円
確定給付型年金制度への拠出金	349百万円
退職給付の支払額	△494百万円
期末における年金資産	8,890百万円

（4）退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

退職給付債務	14,165百万円
確定給付型年金制度	△8,890百万円
未積立退職給付債務	5,274百万円
連結貸借対照表計上額純額	5,274百万円
退職給付に係る負債	6,163百万円
退職給付に係る資産	△888百万円

（5）退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	717百万円
利息費用	105百万円
期待運用収益	△110百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△27百万円
小計	685百万円
特定退職金共済制度への拠出金	118百万円
合計	804百万円

※簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して勤務費用の額に含めて計上しています。

（6）退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳

	税効果控除前	税効果控除後
未認識数理計算上の差異	459百万円	333百万円
合計	459百万円	333百万円

（7）年金資産の主な内訳

国内債券	28.7%
国内株式	9.0%
外国債券	3.4%
外国株式	8.3%
短期資金	1.3%
一般勘定	49.0%
合計	100.0%

（8）長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産の構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

（9）割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.78%
長期期待運用収益率	1.36%
過去勤務費用の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	10年

2．特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金199百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和３年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、2,241百万円となっています。

X．税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

（1）繰延税金資産および繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
退職給付に係る負債	1,722百万円
貸倒引当金	326百万円
賞与引当金	256百万円
固定資産撤去損失引当金	43百万円
資産除去債務	55百万円
資産評価差額および減損額	1,145百万円
その他	751百万円
繰延税金資産小計	4,302百万円
評価性引当額	△1,918百万円
繰延税金資産合計（A）	2,383百万円
繰延税金負債	
退職給付に係る資産	245百万円
資産除去債務相当固定資産	19百万円
その他有価証券評価差額金	43百万円
資産評価差額	153百万円
法人税法上の負債調整勘定	12百万円
繰延税金負債合計（B）	473百万円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	1,909百万円

（2）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%
事業分量配当金の損金に算入された項目	△4.4%
住民税均等割等	1.2%
評価性引当額の増減	3.4%
過年度法人税等戻入額	△1.5%
その他	△1.3%
税効果会計適用後の法人税等負担率	23.8%

XI．資産除去債務に関する注記

1．連結貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

当JAおよび連結子会社の事業用施設の一部について、土地所有者と事業用定期借地権付の不動産賃貸借契約を締結しており、定期賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事業用資産に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は１年～30年、割引率は0.0%～2.0%を採用しています。

（3）当年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	201百万円
時の経過による調整額	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	△4百万円
期末残高	199百万円

XII．その他の注記

1．子会社の清算

平成31年３月31日に解散し、特別清算手続を行っていました株式会社フジフーヅは、令和２年12月３日付をもって特別清算手続が結了しました。

●連結事業年度の事業別事業収益等

（単位:百万円）

区　分	項　目	令和元年度	令和2年度
信　用　事　業	事業収益	18,185	17,651
	経常利益	6,996	6,864
	資産の額	1,890,394	1,914,210
共　済　事　業	事業収益	5,935	5,856
	経常利益	1,259	1,269
	資産の額	35	49
農業関連事業	事業収益	35,001	34,375
	経常利益	△2,343	△2,552
	資産の額	11,878	12,294
そ　の　他　事　業	事業収益	13,434	11,436
	経常利益	△1,537	△1,326
	資産の額	89,193	88,736
計	事業収益	72,556	69,319
	経常利益	3,997	4,555
	資産の額	1,991,500	2,015,289

（注）1.　子会社については以下のような事業区分に位置づけています。
令和元年度
農業関連事業　株式会社香川県営農支援センター、株式会社JA香川県フードサービス、農協食品株式会社
その他事業　株式会社JA香川県オートエナジー、株式会社JA香川県ライフサービス
特別清算手続きを進めている株式会社フジフーヅについては「その他事業」に位置付けています。
令和2年度
農業関連事業　株式会社香川県営農支援センター、株式会社JA香川県フードサービス、農協食品株式会社
その他事業　株式会社JA香川県オートエナジー、株式会社JA香川県ライフサービス
2.　「その他事業」資産の額の欄には、共通部門が含まれています。

●連結事業年度のリスク管理債権の状況

（単位:百万円）

区　分	令和元年度	令和2年度	増　減
破綻先債権額	99	83	△16
延滞債権額	3,058	2,858	△199
3ヵ月以上延滞債権額	24	−	△24
貸出条件緩和債権額	18	8	△10
合　計	3,200	2,950	△250

（注）1.　上記の金額は、担保の処分等によって回収できるもの及び個別貸倒引当金を引き当てているものを考慮しておりませんので、将来発生が予想される損失額をそのまま表すものではありません。
2.　破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除きます。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
3.　延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、（注1）に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
4.　3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が特定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、（注1）及び（注2）に掲げるもの以外のものです。
5.　貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、（注1）、（注2）及び（注3）に掲げるもの以外のものです。

▶ 連結自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

●連結自己資本の構成

（単位:百万円）

項　目	令和元年度	令和2年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	105,284	107,117
うち、出資金及び資本剰余金の額	65,419	64,950
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	41,363	43,378
うち、外部流出予定額（△）	1,190	934
うち、上記以外に該当するものの額	△307	△276
コア資本に算入される評価・換算差額等	40	333
うち、退職給付に係るものの額	40	333
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	64	57
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	64	57
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
うち、回転出資金の額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	59	44
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	105,449	107,553
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	280	344
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	280	344
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	602	643
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	883	988
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	104,566	106,564
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	528,848	532,095
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	332	332
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	332	332
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	56,272	56,325
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	585,121	588,420
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	17.87%	18.11%

（注）1.　「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2.　信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3.　当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

●信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位:百万円）

信用リスク・アセット	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 (a)	所要自己資本額 (b)=(a)×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 (a)	所要自己資本額 (b)=(a)×4%
現金	8,290	−	−	7,971	−	−
我が国の中央政府及び中央銀行向け	−	−	−	−	−	−
外国の中央政府及び中央銀行向け	−	−	−	−	−	−
国際決裁銀行等向け	−	−	−	−	−	−
我が国の地方公共団体向け	71,616	−	−	73,371	−	−
地方公共団体金融機構向け	−	−	−	−	−	−
我が国の政府関係機関向け	−	−	−	0	0	0
地方三公社向け	358	−	−	369	−	−
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,686,607	337,321	13,492	1,701,334	340,266	13,610
法人等向け	925	648	25	1,183	752	30
中小企業等向け及び個人向け	12,179	5,473	218	10,915	4,844	193
抵当権付住宅ローン	19,906	6,926	277	22,137	7,703	308
不動産取得等事業向け	2,895	2,825	113	2,775	2,712	108
三月以上延滞等	2,926	676	27	2,555	587	23
取立未済手形	42	8	0	38	7	0
信用保証協会等保証付	85,541	8,435	337	92,713	9,163	366
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	−	−	−	−	−	−
共済約款貸付	−	−	−	−	−	−
出資等	3,674	3,204	128	3,691	3,176	127
（うち出資等のエクスポージャー）	3,674	3,204	128	3,691	3,176	127
（うち重要な出資のエクスポージャー）	−	−	−	−	−	−
上記以外	97,835	162,996	6,519	97,400	162,549	6,501
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	−	−	−	−	−	−
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	41,215	103,039	4,121	41,215	103,039	4,121
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	2,288	5,722	228	2,304	5,761	230
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	−	−	−	−	−	−
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	−	−	−	−	−	−
（うち上記以外のエクスポージャー）	54,331	54,234	2,169	53,880	53,748	2,149
証券化	−	−	−	−	−	−
（うちSTC要件適用分）	−	−	−	−	−	−
（うち非STC要件適用分）	−	−	−	−	−	−
再証券化	−	−	−	−	−	−
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	−	−	−	−	−	−
（うちルックスルー方式）	−	−	−	−	−	−
（うちマンデート方式）	−	−	−	−	−	−
（うち蓋然性方式250%）	−	−	−	−	−	−
（うち蓋然性方式400%）	−	−	−	−	−	−
（うちフォールバック方式）	−	−	−	−	−	−
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	−	332	13	−	332	13
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	−	−	−	−	−	−

（単位:百万円）

信用リスク・アセット	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額(a)	所要自己資本額(b)=(a)×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額(a)	所要自己資本額(b)=(a)×4%
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,992,799	528,848	21,153	2,016,457	532,095	21,283
CVAリスク相当額÷8%	−	−	−	−	−	−
中央清算機関関連エクスポージャー	−	−	−	−	−	−
合計(信用リスク・アセットの額)	1,992,799	528,848	21,153	2,016,457	532,095	21,283

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額(a)	所要自己資本額(b)=(a)×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額(a)	所要自己資本額(b)=(a)×4%
	56,272	2,250	56,325	2,253

所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計(a)	所要自己資本額(b)=(a)×4%	リスク・アセット等(分母)計(a)	所要自己資本額(b)=(a)×4%
	585,121	23,404	588,420	23,536

（注）1. 「リスク・アセット額」の欄は、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含みます）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーをいいます。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」とは、その他の資産（固定資産等）が該当します。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、基礎的手法を採用しています。

$$\text{オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額} = \frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

●リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信業務を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針および手続等は、リスク管理体制（P.20）および標準的手法に関する事項（P.85）をご参照ください。

●信用リスクに関するエクスポージャー（業種別・残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位:百万円）

業種・期間		令和元年度				令和2年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	1,428	1,372	—	170	1,370	1,305	—	225
	林業	−	−	—	−	−	−	—	−
	水産業	−	−	—	−	−	−	—	−
	製造業	108	99	—	316	358	77	—	−
	鉱業	19	19	—	19	11	11	—	−
	建設業・不動産業	1,356	1,356	—	93	1,419	1,419	—	90
	電気・ガス・熱供給・水道業	27	27	—	−	23	23	—	−
	運輸・通信業	37	37	—	−	25	25	—	−
	金融・保険業	1,727,864	−	—	−	1,742,588	−	—	−
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,198	2,197	—	1,505	2,116	2,115	—	1,504
	日本国政府・地方公共団体	71,615	71,597	—	−	73,371	73,350	—	−
	上記以外	3,822	151	—	5	3,572	159	—	2
個人		120,869	120,359	—	816	128,553	128,097	—	732
その他		63,451	−	—	−	63,046	−	—	−
業種別残高計		1,992,799	197,217	—	2,926	2,016,457	206,585	—	2,555
1年以下		1,700,119	13,574	—		1,710,183	8,911	—	
1年超3年以下		6,829	6,829	—		5,029	5,029	—	
3年超5年以下		9,900	9,900	—		8,508	8,508	—	
5年超7年以下		5,491	5,491	—		4,917	4,917	—	
7年超10年以下		10,778	10,778	—		9,782	9,782	—	
10年超		147,252	147,252	—		166,901	166,901	—	
期限の定めのないもの		112,427	3,390	—		111,134	2,534	—	
残存期間別残高計		1,992,799	197,217	—		2,016,457	206,585	—	

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産およびオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほかに債務保証を含んでいます。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーをいいます。
4. 国外のエクスポージャーを保有していないため、地域別内訳は省略しています。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位:百万円）

区　分	令和元年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	89	64	－	89	64	64	57	－	64	57
個別貸倒引当金	2,679	2,139	17	2,219	2,582	2,582	2,118	3	2,108	2,588
うち外部出資等損失引当金	442	27	－	－	470	470	44	－	－	515
合計	2,769	2,204	17	2,308	2,647	2,647	2,176	3	2,173	2,646

（注）　個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

●業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却額

（単位:百万円）

業　種		令和元年度						令和2年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農　業	34	89	－	34	89	－	89	105	－	89	105	－
	林　業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	0	0	－	0	0	－	0	1	－	0	1	－
	鉱　業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業・不動産業	155	145	－	155	145	－	145	134	－	145	134	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	0	0	－	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,388	1,337	10	1,378	1,337	－	1,337	1,350	－	1,337	1,350	－
	上記以外	443	27	－	0	470	－	470	45	－	0	515	－
個人		657	538	6	650	538	－	538	480	3	534	480	－
業種別計		2,679	2,139	17	2,219	2,582	－	2,582	2,118	3	2,108	2,588	－

（注）1.　国外のエクスポージャーを保有していないため、地域別内訳は省略しています。
2.　個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

●信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位:百万円）

区　分		令和元年度	令和2年度
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト　0%	86,898	87,811
	リスク・ウェイト　2%	－	－
	リスク・ウェイト　4%	－	－
	リスク・ウェイト　10%	84,352	91,632
	リスク・ウェイト　20%	1,686,856	1,701,569
	リスク・ウェイト　35%	19,791	22,010
	リスク・ウェイト　50%	2,431	2,161
	リスク・ウェイト　75%	7,279	6,433
	リスク・ウェイト 100%	61,719	61,327
	リスク・ウェイト 150%	296	323
	リスク・ウェイト 250%	43,504	43,520
リスク・ウェイト1250%		－	－
合　計		1,993,131	2,016,790

（注）1.　エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用したものはありません。
2.　信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産およびオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。
3.　経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

●信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用および管理方針および手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。単体の開示内容（P.87）をご参照ください。

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位:百万円）

区　分	令和元年度		令和2年度	
	適格金融資産担保	保　証	適格金融資産担保	保　証
地方三公社向け	－	358	－	369
法人等向け	129	－	135	－
中小企業等向け及び個人向け	353	207	265	196
不動産取得等事業向け	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	0	－
上記以外	22	－	22	－
合　計	505	565	423	565

（注）1.　「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含みます）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2.　「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーのことです。
3.　「上記以外」には、現金・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

●出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続については、JAに準じた内容としています。単体の開示内容（P.88）をご参照ください。

●出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位:百万円）

区　分	令和元年度		令和2年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	148	148	173	173
非上場	44,741	44,741	44,733	44,733
合　計	44,889	44,889	44,906	44,906

●出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位:百万円）

区　分	令和元年度			令和2年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上　場	－	－	－	－	－	－
非上場	－	－	0	－	－	22
合　計	－	－	0	－	－	22

●連結貸借対照表で認識され連結損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券評価損益等）

（単位:百万円）

区　分	令和元年度		令和2年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上　場	134	1	157	0
非上場	－	－	－	－
合　計	134	1	157	0

●連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式評価損益等）

該当ありません。

●金利リスクに関する事項

●金利リスクの算定手法の概要

当連結グループでは、JA以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループの金利リスクの算定は、JAに準じた方法により行っています。単体の開示内容（P.89）をご参照ください。

●金利リスクに関する事項

（単位:百万円）

	⊿EVE		⊿NII	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
上方パラレルシフト	2,644	4,817	－	－
下方パラレルシフト	－	－	82	51
スティープ化	7,526	7,882		
フラット化	－	－		
短期金利上昇	－	－		
短期金利低下	－	－		
最大値	7,526	7,882	82	51
	令和元年度		令和2年度	
自己資本の額	104,566		106,564	

（注）1. 「⊿EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「⊿NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理の方針および手続については、JAに準じた内容としています。リスク管理体制（P.20～21）をご参照ください。

財務諸表及び連結財務諸表の正確性にかかる確認

確　認　書

1　私は、当JAの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表および連結財務諸表（以下、「財務諸表等」という）に関するすべての重要な点において、関係法令に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。

また、財務諸表等作成にかかる内部監査が有効に機能していることを確認いたしました。

2　当JAは、以下の態勢を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表等の適正性の確保を図っております。

（1）　財務諸表等の作成にあたって、その業務分掌と所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する態勢を整備しております。

（2）　当該所管部署の責任者より、財務諸表等の作成プロセスの具体的な点検結果についての報告を受けるとともに、決算経理等の適正性にかかる内部確認書を入手しております。

（3）　内部監査部署にて、内部管理態勢の適切性と有効性の検証・評価を実施し、重要な指摘事項については遅滞なく理事会等へ報告する態勢を整備しております。

（4）　重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年7月15日

香川県農業協同組合
代表理事理事長　　木内　秀一

会計監査人の監査

香川県農業協同組合の令和2年度貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

法定開示項目の掲載ページ

【組合単体開示項目　農業協同組合法施行規則第204条関係】

●概況及び組織に関する事項
○業務の運営の組織 …… 47
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 … 46
○事務所の名称及び所在地 …… 48〜50
○特定信用事業代理業者に関する事項 …… 45
●主要な業務の内容
○主要な業務の内容 …… 29〜44
●主要な業務に関する事項
○直近の事業年度における事業の概況 …… 10〜12
○直近の5事業年度における主要な業務の状況
·事業の区分ごとの事業収益及びその合計 …… 13
·経常利益又は経常損失 …… 13
·当期剰余金又は当期損失金 …… 13
·出資金及び出資口数 …… 13
·純資産額 …… 13
·総資産額 …… 13
·貯金等残高 …… 13
·貸出金残高 …… 13
·有価証券残高 …… 13
·単体自己資本比率 …… 13
·剰余金の配当の金額 …… 13
·職員数 …… 13
○直近の2事業年度における事業の状況
◇主要な業務の状況を示す指標
·事業粗利益及び事業粗利益率 …… 77
·資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 … 77
·資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや …… 77
·受取利息及び支払利息の増減 …… 77
·総資産経常利益率及び資本経常利益率 …… 77
·総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 …… 77
◇貯金に関する指標
·流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 …… 78
·固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高 …… 78
◇貸出金等に関する指標
·手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 … 78
·固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 … 79
·担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 … 79
·使途別の貸出金残高 …… 79
·主要な農業関係の貸出実績 …… 79・80
·業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 …… 79
·貯貸率の期末値及び期中平均値 …… 78
◇有価証券に関する指標
·商品有価証券の種類別の平均残高 …… 81
·有価証券の種類別の残存期間別の残高 …… 81
·有価証券の種類別の平均残高 …… 81
·貯証率の期末値及び期中平均値 …… 81
●業務の運営に関する事項
○リスク管理の体制 …… 20・21
○法令遵守の体制 …… 22
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 …… 22・23
●組合の直近の2事業年度における財産の状況
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 …… 68〜76
○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
·破綻先債権に該当する貸出金 …… 80
·延滞債権に該当する貸出金 …… 80
·3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 …… 80
·貸出条件緩和債権に該当する貸出金 …… 80
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額 … 80
○自己資本の充実の状況 …… 次項参照
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
·有価証券 …… 81
·金銭の信託 …… 81
·デリバティブ取引 …… 81
·金融等デリバティブ取引 …… 81
·有価証券店頭デリバティブ取引 …… 81
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 80
○貸出金償却の額 …… 80
○会計監査人の監査 …… 107

【連結に関する開示項目　農業協同組合法施行規則第205条関係】

●組合及びその子会社等の概況
○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 … 54〜57
○組合の子会社等に関する事項
·名称 …… 54
·主たる営業所又は事務所の所在地 …… 54
·資本金または出資金 …… 54
·事業の内容 …… 54
·設立年月日 …… 54
·組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 …… 54
·組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 …… 54
●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの
○直近の事業年度における事業の概況 …… 55
○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況
·事業の区分ごとの事業収益及びその合計 …… 55
·経常利益又は経常損失 …… 55
·当期利益又は当期損失 …… 55
·純資産額 …… 55
·総資産額 …… 55
·連結自己資本比率 …… 55
●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書 …… 92〜100
○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
·破綻先債権に該当する貸出金 …… 101
·延滞債権に該当する貸出金 …… 101
·3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 …… 101
·貸出条件緩和債権に該当する貸出金 …… 101
○自己資本の充実の状況 …… 次項参照
○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの … 101

【自己資本の充実の状況に関する開示項目　平成19年3月23日金融庁・農林水産省告示第4号関係】

●単体における事業年度の開示事項
○自己資本の構成に関する事項
○定性的開示事項
・自己資本調達手段の概要 …… 13
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 … 13
・信用リスクに関する事項 …… 20・85
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 …… 87
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要… 88
・証券化エクスポージャーに関する事項 …… 88
・オペレーショナル・リスクに関する事項 …… 21
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要…… 88
・金利リスクに関する事項 …… 89・90
○定量的開示事項
・自己資本の構成に関する事項 …… 83
・自己資本の充実度に関する事項 …… 84
・信用リスクに関する事項 …… 85～87
・信用リスク削減手法に関する事項 …… 87
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 88
・証券化エクスポージャーに関する事項 …… 88
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 … 88
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額 …… 88
・金利リスクに関する事項 …… 89・90

●連結における事業年度の開示事項
○自己資本の構成に関する事項
○定性的開示事項
・連結の範囲に関する事項 …… 54・55
・自己資本調達手段の概要 …… 55
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要 … 55
・信用リスクに関する事項 …… 20・85・104
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 … 87・105
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要… 106
・証券化エクスポージャーに関する事項 …… 106
・オペレーショナル・リスクに関する事項 …… 21・106
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要…… 88・105
・金利リスクに関する事項 …… 89・90・106
○定量的開示事項
・連結に含まれない金融子法人等で規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額… 54
・自己資本の構成に関する事項 …… 102
・自己資本の充実度に関する事項 …… 103・104
・信用リスクに関する事項 …… 104・105
・信用リスク削減手法に関する事項 …… 105
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 106
・証券化エクスポージャーに関する事項 …… 106
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 … 88・105・106
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額 …… 106
・金利リスクに関する事項 …… 89・90・106

JA香川県（香川県農業協同組合 登録金融機関 四国財務局長（登金）第97号）

本店	〒760-0023 高松市寿町一丁目3番6号	総務部	TEL 087-825-0200	FAX 087-825-0295
		人事部	TEL 087-825-0207	FAX 087-825-1219
		監事室	TEL 087-825-0210	FAX 087-825-1210
		監査部	TEL 087-825-0334	FAX 087-825-1221
		リスク統括部	TEL 087-825-0336	FAX 087-825-1218
		企画管理部	TEL 087-825-0205	FAX 087-825-1228
		金融部	TEL 087-825-0220	FAX 087-825-1211
		営業推進部	TEL 087-825-0226	FAX 087-825-1214
		共済部	TEL 087-825-0343	FAX 087-825-1223
情報センター	〒761-8058 高松市勅使町536番地1	情報システム部	TEL 087-868-8711	FAX 087-868-8799
一宮別館	〒761-8084 高松市一宮町字刷塚1431番地1	営農経済管理部 営農部 経済部	TEL 087-818-4134	FAX 087-818-4152

大川地区営農センター	〒769-2605	東かがわ市中筋53番地2	TEL 0879-26-0840	FAX 0879-26-0871
中央地区営農センター	〒761-0313	高松市下田井町367番地1	TEL 087-847-3901	FAX 087-847-7616
小豆地区営農センター	〒761-4106	小豆郡土庄町甲290番地1	TEL 0879-61-1715	FAX 0879-61-1709
綾坂地区営農センター	〒761-2103	綾歌郡綾川町陶4742番地1	TEL 087-876-9677	FAX 087-876-2582
仲多度地区営農センター	〒765-0011	善通寺市上吉田町六丁目12番1号	TEL 0877-64-0612	FAX 0877-64-0655
三豊地区営農センター	〒768-0012	観音寺市植田町1735番地	TEL 0875-25-0260	FAX 0875-24-1100
豊南地区営農センター	〒769-1611	観音寺市大野原町大野原1931番地	TEL 0875-54-3124	FAX 0875-54-9181

発行:令和3年7月　編集:JA香川県企画管理部　TEL 087-825-0205　FAX 087-825-1228

ホームページ
https://www.kw-ja.or.jp/

JA香川県 Facebook

JA香川県 Instagram

当JAでは「食」と「農」の情報をホームページやSNSでお伝えしています。

ちきゅうにやさしい
この印刷物は環境にやさしい再生紙を使用しています。